熊本県あさぎり町

地域防災計画

あさぎり町防災会議

令和８年度修正

目　次

第１章　総　則

第１節　計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
第２節　計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
第３節　計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
第４節　計画の基本方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
第５節　町及び防災関係機関の実施責任と処理すべき事務又は業務・・・８
第６節　危機管理業務予定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
第７節　災害の想定（被害見積）・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

第２章　情報取集・共有及び被害報告

第１節　情報収集・共有・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
第２節　被害報告取扱等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６

第３章　災害予防計画

第１節　公共施設等災害予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
第２節　建築物等災害予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
第３節　水害・土砂災害予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
第４節　火災予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
第５節　通信設備整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
第６節　防災知識普及・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
第７節　地域防災力強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４
第８節　自主防災組織等育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
第９節　防災訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８
第１０節　物資・資機材整備・調達・・・・・・・・・・・・・・・・・４０
第１１節　避難収容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２
第１２節　避難行動要支援者支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・４９
第１３節　災害ボランティア・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５３
第１４節　事業継続計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５５
第１５節　受援計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５５

第４章　災害応急対策計画

第１節　組　織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５８
第２節　職員配置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６０
第３節　災害警備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６１
第４節　応援要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６２
第５節　自衛隊災害派遣要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６５

第６節　気象予警報等伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６７
第７節　広　報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７１
第８節　消防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７３
第９節　水防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７７
第１０節　避難収容対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８２
第１１節　災害救助法の適用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９２
第１２節　救　出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９３
第１３節　行方不明者捜索及び遺体収容埋設・・・・・・・・・・・・９５
第１４節　医療救護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９７
第１５節　食料調達・供給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９８
第１６節　給　水・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９９
第１７節　生活必需品供給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１００
第１８節　救援物資要請・受入・配分・・・・・・・・・・・・・・・１０１
第１９節　住宅応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０２
第２０節　交通規制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０３
第２１節　輸　送・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０５
第２２節　民間団体の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０７
第２３節　労務供給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０８
第２４節　保健衛生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０９
第２５節　災害ボランティア連携・・・・・・・・・・・・・・・・・１１２
第２６節　廃棄物処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１３
第２７節　学校教育対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１６
第２８節　障害物除去・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１７
第２９節　公共施設応急工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１９
第３０節　農林商工応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２２
第３１節　建築物・宅地等応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・１２３

第５章　地震対策計画
第１節　総　則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２５
第２節　被害予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２５
第３節　災害応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３０

第６章　原子力発電所事故対策計画
第１節　総　則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３５

第２節　防災活動体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３６
第３節　災害応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３６
第４節　災害復旧対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３８

第７章　災害復旧・復興
第１節　災害復旧・復興の基本方向的・・・・・・・・・・・・・・・・１４０
第２節　公共土木施設災害復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４０
第３節　農・林業施設災害復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４２
第４節　その他の災害復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４３
第５節　被災中小企業振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４５
第６節　被災農林業の経営安定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４６
第７節　被災者自立支援対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４６
第８節　雇用機会確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４９
第９節　復興計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５０

第１章

総　　則

【全課共通・警察・消防機関・自衛隊・自主防災組織】

第１節　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号、以下「基本法」という。）第４２条に基づき、災害に備えて、各関係機関を通じて必要な体制を確立するとともに、防災行政を総合的かつ計画的に推進し、災害から町民の生命、身体及び財産を守ることを目的とする。

第２節　計画の位置づけ、計画の全体像及び計画の作成要領

１　計画の位置づけ

この計画は、国の防災方針を定めた「防災基本計画」及び熊本県が各種災害の防災上必要となる諸施策について定めた「熊本県地域防災計画」と、それに関連する国・県の諸計画に基づき、あさぎり町の地域及び災害の特性に合わせて作成した計画である。

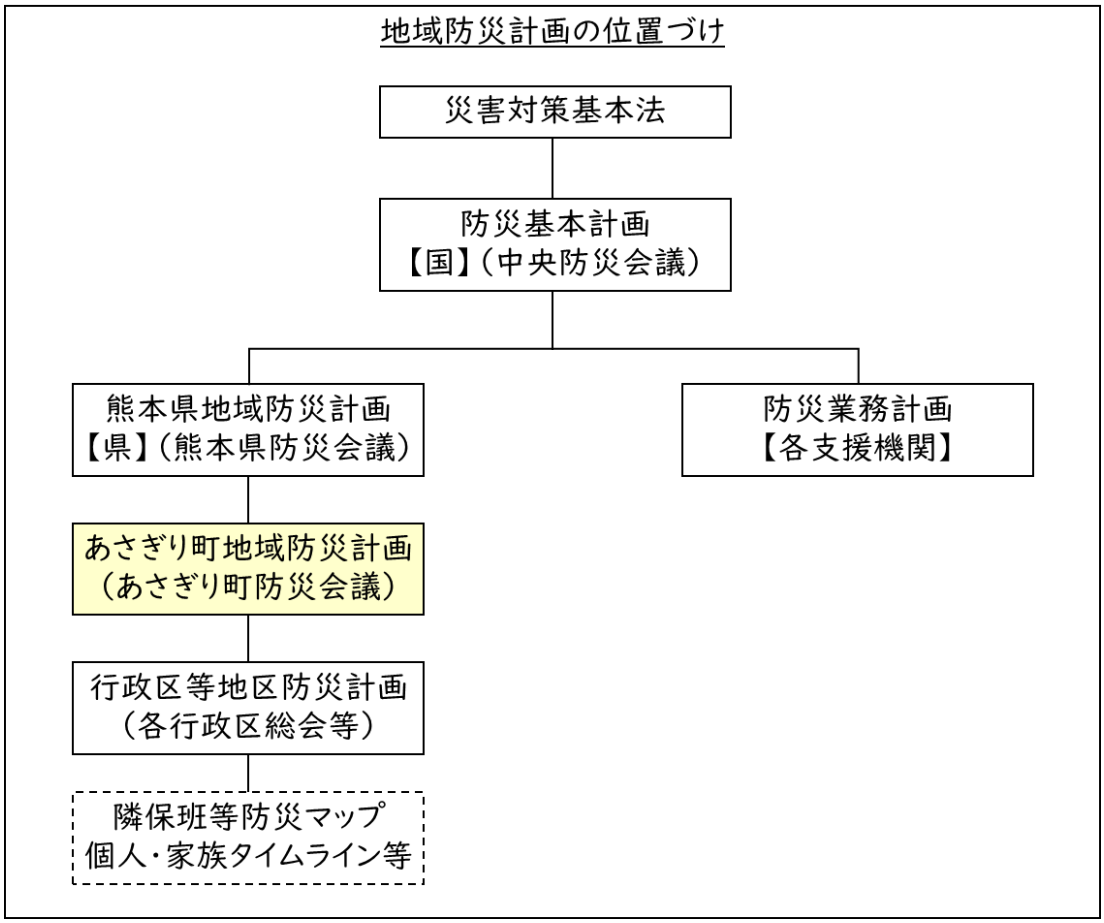

２　あさぎり町地域防災計画の全体像

（１）　この計画は、自助・共助・公助を効果的に組合わせて町民等を災害から守るため、町が作成する各種計画と、各地区・校区の住民が主体的に作成する地区防災計画等の下支えにより実行性が確保される。

（２）地区防災計画は、その地区の自主防災組織が、当該地域の地区役員組織、老人会、婦人会、子供会、ご近所支え合いネットワーク、その他の地域コミュニティと協力して立案されなければならない。

（３） 別紙第１「あさぎり町防災計画の全体像」

３　計画の作成要領

（１） この計画は、国及び県の法令や関連する計画を基礎として町役場の各課が町の特性を考慮して作成し、各種の災害対応及び防災訓練においてこの計画を実践し、得られた教訓等の成果に基づき見直し、各関係機関、防災協定を締結している各種事業者及び自治会等の自主防災組織等と協議する一連のサイクル（ＰＤＣＡ）により、原則的に年度ごと改善を図り、防災会議の承認を得て完成させる。

（２） 別紙第２「ＰＤＣＡサイクル」

第３節　計画の構成

あさぎり町地域防災計画

本　編

第1章　総　則
第2章　情報収集・共有及び被害報告
第3章　災害予防
第4章　災害応急対策
第5章　地震対策
第6章　原子力発電所事故対策
第7章　災害復旧・復興

資料編

1　気象予警報等の伝達系統
2　自衛隊災害派遣要請
3　被害報告
4　異常気象時における道路通行規制要領
5　緊急輸送のための交通規制
6　災害対策基本法第76条の3第6項に規定する通知の方法
（緊急車両の円滑な通行を確保を確保するための必要な処置）
7　融資等
8　土砂災害
9　ヘリポート発着場基準
10 災害拠点病院、災害派遣医療チーム（DMAT）の状況
11 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の状況
12 熊本県災害福祉チーム（熊本DCAT）の状況
13 災害ボランティアの受入れ、調整等
14 あさぎり町重要防災区域
15 令和8年あさぎり町消防団危険箇所調査報告書（別添）

第４節　計画の基本方針

あさぎり町防災基本条例（以下「町防災基本条例」という。）に定める「基本理念」、「町民の責務」、「事業者の責務」及び「町の責務」を本計画の基本方針とする。

あさぎり町防災基本条例

【基本理念】

１　町民、事業者、町及び関係機関は、自立と助け合いの精神を尊重し、すべての人が安全に暮らすことができるように努めなければならない。

２　町民、事業者、町及び関係機関は、防災及び減災に関する知識を習得し、行動力を高め及び助け合いの精神を育むことにより、災害時に備えるとともに、後の世代にこれらを継承していくように努めなければならない。

３　町民、事業者、町及び関係機関は、次に掲げる理念に基づき、それぞれの責務及び役割に応じ、防災・減災対策に取り組み、地域の安全を確保するうえで、良好な地域社会の構築の重要性を認識し、相互に連携を図りながら豊かな地域活動を育むように努めなければならない。

（１）町民及び事業者が自己の責任により自らを災害から守る自助の理念

（２）町民、自主防災組織、事業者等が地域において相互に助け合い、互いを災害から守る共助の理念

（３）町及び関係機関が町民等を災害から守る公助の理念

【町民の責務】

１　町民は、自助の理念に則り、日常的に災害の発生に備える意識を高めるとともに、　自ら災害に備えるよう努める。

２　町民は、共助の理念に則り、自発的に災害による被害を予防するための活動、災害　時における避難及び避難誘導活動並びに負傷者の救出及び救護その他の防災・減災対策に関する活動に参加し、地域防災計画に掲げる取組を実施するよう努める。

【事業者の責務】

１　事業者は、自助の理念に則り、従業員及び事業所に来所する者の安全を確保するため、自ら災害に備えるよう努める。

２　事業者は、共助の理念に則り、地域の住民、自主防災組織、町及び関係機関と連携し、地域防災計画に掲げる取組を実施するよう努める。

【町の責務】

１　町は、公助の理念に則り、防災・減災対策を推進するとともに、災害に対し迅速かつ組織的に対応することができるよう地域防災計画に基づき、防災・減災対策を行うために必要な体制を整備する。

２　町は、町民等の生命、身体及び財産を災害から守るため、地域防災計画に基づき施策を講ずる。

３　町は、地域防災計画等に基づく施策を講ずるに当たっては、町民、事業者、自主防災組織及び関係機関との連携及び協力に努める。

第５節　災害関係機関の責務と処理すべき事務又は業務

１　防災関係機関の責務

（１）　県

県は、県の地域並びに住民の生命、身体及び財産を各種災害から保護するため、他の防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、広域的、総合的な防災活動を実施するとともに市町村及び指定地方公共機関の防災活動の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

（２）　町

町は、基礎的な地方公共団体として、町の地域並びに住民の生命・身体及び財産を各種災害から保護するため、他の防災関係機関及び地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する責務を有する。また、上記の責務を十分に果たすため必要があるときは、他の地方公共団体と相互に協力するよう努めるとともに、消防機関等の組織の整備並びに町の区域内の公共団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の充実を図り町の有するすべての機能を十分に発揮するよう努める。

（３）　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、住民の生命、身体及び財産を各種災害から保護するため、他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を行うとともに、県及び町の防災活動が円滑に行われるよう必要な勧告、指導、助言その他適切な措置をとる。

（４）　指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の防災活動に協力する責務を有する。

（５）　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、県及び町その他防災関係機関の防災活動に協力する。

2　処理すべき事務又は業務

機関名	事務又は業務
熊本県	1　熊本県防災会議に関する事務 2　防災に関する施設の新設、改良及び復旧対策 3　災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査 4　南海トラフ地震防災対策計画の作成指導及び届出の受理 5　水防その他の応急対策 6　被災者に対する救助及び救護処置 7　災害時における保健衛生、文教、治安及び交通等の対策 8　その他の県の所掌事務についての防災対策 9　市町村の災害事務又は事務の実施についての援助および調整
あさぎり町	1　あさぎり町防災会議に関する事務 2　防災に関する施設の新設、改良及び復旧対策 3　災害に関する情報の伝達、収集および被害調査 4　南海トラフ地震防災対策計画の作成 5　消防・水防その他の応急対策 6　被災者に対する救助及び救護措置 7　災害時における保険衛生、文教及び交通等の対策 8　その他あさぎり町の所掌事務についての防災対策 9　町内における公共団体及び住民防災組織の育成指導

機関名		事務又は業務
消防機関	上球磨消防署	1　火災の予防 2　消防力の強化・充実 3　危険物等の規制と安全性確保 4　火災の鎮圧及びその他の災害の軽減措置 5　災害時の救急、救助
	あさぎり町 消防団	1　火災の予防 2　地域の中核として防災力の強化・充実 3　災害の警戒・防御 4　災害時の避難誘導・支援及び救難・救助
指定地方行政機関	熊本県南部 森林管理署	1　国有林野等の森林治水事業及び防災管理 2　災害応急用材の需給対策
	福岡管区気象台 熊本地方気象台	1　気象、地象、水象の観測及びその成果の収集・発表 2　気象、地象（地震にあっては発生した断層運土による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び開設

		3　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4　地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援助言 5　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
警察機関	熊本多良木警察署 あさぎり交番	1　住民の生命、身体及び財産の保護 2　社会秩序の維持及び安全の保持 3　犯罪の予防及び拡大防止 4　交通の確保お及び交通規制 5　災害に関する情報の収集及び広報活動
自衛隊	陸上自衛隊 西部方面特科連隊 第３大隊 （えびの駐屯地）	天災地変、その他の災害に際して人命又は財産の保護（人命の救助、消防、水防、救援物資の輸送、通路の応急啓開、応急の医療、防疫、給水、炊飯、入浴支援及び通信支援等）
指定公共機関及び指定地方公共機関	日本郵政株式会社 （免田郵便局）	1　郵政事業運営の確保 2　災害救助法適用時における郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策 3　郵便窓口業務の確保
	西日本電信電話株式会社 （熊本支店）	1　電気通信施設の防災対策及び光通信設備の被害状況の把握と報告 2　災害時における非常・緊急電話の調整及び気象予警報の伝達
	九州電力送配電株式会社 （人吉配電事業所）	1　電力施設の保全、保安の協力 2　電力供給の確保
	くまがわ鉄道株式会社	1　鉄道施設の防災対策 2　災害時における救助物資及び人員の緊急輸送

機関名		事務又は業務
その他公共的団体及び防	球磨地域農業協同組合 （あさぎり支所）	1　農産関係の被害調査又は協力 2　農作物等の災害応急対策についての指導 3　被災農家に対する融資又はその斡旋並びに飼料肥料等の確保又は斡旋
	くま中央森林組合	1　森林関係の防災に対する指導及び災害応急対策についての指導 2　林業関係の被害に対する融資又は斡旋

	あさぎり町商工会	1　商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ及び斡旋等についての協力 2　災害時における物価安定についての協力、徹底 3　救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋
機関名		事務又は業務
その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	土地改良区 （幸野溝土地改良区） （百太郎溝土地改良区） （中球磨土地改良区） （上土地改良区）	1　水路、樋門等の整備及び防災管理 2　用排水区域の水量調節
	あさぎり町社会福祉協議会	1　避難行動要支援者等の安否確認、避難誘導 2　災害ボランティアセンターの設置 （災害ボランティアンの募集・派遣調整）
	あさぎり町民生委員字児童委員協議会	避難行動要支援者等の安否確認、避難誘導及び情報提供
	あさぎり町婦人会	1　風水害、火事等の災害時における被災地への炊き出しの協力 2　大規模災害時（地震等）の避難所の運営の協力
	あさぎり町青年団	復旧作業及び被災地への炊き出し協力
	あさぎり町交通指導員協会	交通誘導
	あさぎり町 防災協力会	1　町が管理する土木建築施設の被害状況の把握と報告 2　上記被害施設の簡易的な応急復旧 3　災害時の第1次・第2次緊急輸送道路及び町で指定する輸送重要道路の道路啓開
	熊本県産業廃棄物協会南部支部	1　町が管理する土木建築施設の被害状況の把握と報告 2　上記被害施設の簡易的な応急復旧 3　災害時の第1次・第2次緊急輸送道路及び町で指定する輸送重要道路の道路啓開
	あさぎり町水道組合	1　廃棄物発生に関する情報収集 2　廃棄物の収集・運搬
	球磨衛生設備管理公社	1　町が管理する水道施設の被害状況の把握と報告 2　上記被害施設の応急復旧

	球磨衛生設備管理公社	1　町が管理する下水道施設の被害状況の把握と報告 2　上記被害施設の応急復旧
	イクストライド（株）	1　町が使用する光通信設備の被害状況の把握と報告 2　上記被害施設の応急復旧

第６節　危機管理業務予定

1　中期危機管理業務予定

別紙第３「中期危機管理業務予定表」

2　年度危機管理業務予定

別紙第４「令和８年度危機管理業務予定表」

第７節　災害の想定

1　地域の特徴

(1)　人口

約１万３千人余が居住し、年々、減少傾向にあり過去５年間で約１０％減少した。また、少子高齢化の一途をたどっており６５歳以上が約４０％を占める。

(2)　地形

ア　概況

町は、熊本県南部に広がる球磨盆地のほぼ中央にあり、総面積１５９．５６平方km（南北２２．５km・東西１１．２km)、構成比率は、農地約１９％、山林約６５％である。

イ　稜線

町は、人吉盆地を中心に、北東には九州地方の脊梁である九州山地が、南を国見山地に挟まれいる。山地部は複雑で険しい稜線を呈し、平地部と南北の山地部との接際部は一般に急峻である。住民は、ほとんどが盆地がなす平地部に居住するが、南北の山間部にも所々に集落が存在する。

ウ　水系

町の平地部を東西に球磨川が流れ、その主要な支流としては北部から銅山川、田頭川、阿蘇川の３川、南部からは免田川、井口川の２川が流れ、多良木町との境界に柳橋川とその支流の奥野川が存在する。また、農業用用水路は、球磨川の北部に木上溝、南部に百太郎溝及び幸野溝の主要な３本が東西に存在するほか、平地部には小規模の水路が網目状に発達し、特に球磨川両岸は低湿である。

(3)　気象

盆地特有の内陸気候を呈し、一般に温暖であるが、季節により昼夜の寒暖の差が大きく、その時期には霧が発生しやすい。年間降水量は、わが国平均の約１．６倍

にあたる約２８００ｍｍに達し、その４割は６月～７月の梅雨時期に集中する。また、６月から９月にかけては台風の接近が多くなる。

(4)　交通

町の中央部を東西に国道２１９号線が、北部には球磨川にほぼ並行して県道３３号線が、南部には県道４３号線が通じ、更に盆地北の山間部を球磨広域農道（フルーティーロード）が存在し、この４経路は町への主要な連絡路である。

このほか、くま川鉄道が町の中央部を東西に走っており西は錦町に東は湯前町へ通じている。令和８年度９月下旬以降、錦町と人吉市の間が復旧することにより、人吉市から町の間の輸送力がわずかながら改善する見込みである。一般的に町外の南北への移動は、経路が乏しく制限される。

２　被害想定

(1)　地震

ア　人吉盆地南縁断層は、今後３０年以内に１％以下の確率でマグニチュード７．１クラス、最大震度７の地震が想定されている。

イ　政府が今後３０年に２０～９０％の確率で起こると予測する南海トラフ地震では、最大震度６弱と想定され、南海トラフ地震対策推進基本計画により防災対策推進地域に指定されている。

ウ　別紙第５「人吉盆地南縁断層地震による震度及び被害想定」

(2)　気象災害

ア　梅雨期に降雨が集中し、特に昭和４０年、昭和５７年、令和２年の洪水はいずれも梅雨期末期の７月の初旬に発生している。また、台風の接近に際しては、九州西岸を北上した場合は雨雲が九州山地に阻まれて大雨となる傾向にある。これら大雨は、球磨川沿いの低地やその支流の合流点付近で浸水被害をもたらす。また、農業用水路沿いの越水にも注意が必要である。

イ　過去の水害の記録

別紙第６「令和２年７月豪雨の浸水地域・避難者数」

ウ　水害被害見積

別紙第７「水害・土砂災害被害見積（最大想定規模）」

第２章

情報収集・共有及び被害報告

【全課共通・警察・消防機関・自衛隊・自主防災組織】

第１節　情報収集・共有

１　方　針

（１）　町は、警戒段階から災害対策本部設置まで段階的に情報収集体制の拡充を図り、特に人命救助を重視して町長の状況判断に資する情報を組織的に収集し、災害による被害の局限を図る。このため、平素から被害を未然に防止するため、避難情報の発令に資する必要な情報を収集し、あらゆる手段・方法により住民及び関係機関との共有を図る。

（２）別紙第８「情報収集・共有体制」

２　情報の収集・記録

（１）　避難情報等の適時・適切な発令のため県防災情報ネットワークシステム、県統合型防災情報システム、防災情報提供システム（以下、県防災情報共有システムという。）、ＴＶ、インターネット、電話、メール・ＳＮＳ等を駆使し、平素から関連情報の収集に努める。

　情報収集体制への移行後は、消防無線、自主防災組織や住民からの情報収集に努め、町内の被害状況や孤立している地区の情報等の早期把握に努める。この際、ハザードマップ等により被害が想定されているにも係わらず、情報等が全くない地域は、情報空白地帯となっている可能性があるので、職員を派遣して確認する等、あらゆる手段を尽くして状況の解明に努める。

（２）　当初の情報収集にあたっては下記の人命の救難・救助に係る情報を重視する。この際、状況によっては具体的な報告を待たず、入手できた情報や１１９番通報等の内容から被害規模を推定し、可能な応急対策を講ずる。

ア　人的被害の発生状況
　（一時滞在者、行方不明者を含む。）
イ　住民の行動・避難状況
ウ　家屋被害の状況
エ　土砂災害の発生状況
オ　火災等の発生状況
カ　救助に必要な経路等の通行可能状況

（３）　町の態勢及び収集した情報は第二庁舎２階の災害対策室に設置するクロノロジーへ発生又は行動した事実を記録するとともに、地図上に位置を展開し、時刻及び災害種類別を付記し、他の情報との関連を判定・評価する等の処理を行い状況図として記録するとともに、熊本県防災情報共有システムに入力する。

（４）　人命救助の進捗に応じて情報収集の重点を（２）項の項目に加え、下記の生活支援に関する情報等、時宜に応じた収集活動を実施する。

ア　住民等の避難状況
　（在宅、軒下、車中泊等を含む。）
イ　道路・橋梁及び孤立集落の発生状況

ウ　医療救護関係情報
エ　ライフラインの状況
オ　その他町の業務継続に必要な情報

3　情報の共有及び使用
（１）　避難指示の発令を決定したならば、速やかに防災情報共有システムに入力し、災害情報共有システム（以下、Ｌアラートという。）を活用したメディアからの情報発信に資するとともに町ホームページへ掲載する等、可能な限り住民への正確な情報の速達に努める。
（２）　災害対策本部内における各部及び各防災関係機関との共有は、状況図上で行うことを基本とし、対応組織とその活動の状況について状況図上で把握できるよう記載する。また、解明された人命に係る情報は、直ちに熊本県防災情報共有システムに入力する等、あらゆる手段により県及びその他関係機関と情報共有を図る。
（３）別紙第９「情報処理等マニュアル」

第２節　被害報告取扱等

災害対策基本法及び法令等の規定に基づく災害の情報収集並びに被害状況報告（以下「被害報告等」という。）の取扱について、県の関係部局等からの指示に基づいて報告すべき以外の報告は、本節の定めるところによって行うものとする。この際、災害時の個人情報の取扱いについては国の指針等に基づき、災害に係る様々な業務において人の生命、身体又は財産の保護が最大限図られるよう、適切に対応するものとする。

１　実施責任者等

町長は、総務課長及び危機管理監を被害報告取扱責任者に指定し、管内の被害情報等を収集するとともに県その他の関係機関に報告・通報を行う。なお、災害・被害情報収集・伝達等の防災業務にあたっては、二次災害の防止等の安全を最優先に実施するとともに、平素においても安全確保の方法に留意する。

2　震度５強以上を観測した場合の報告

町の区域内で震度５強以上を観測した場合、被害の有無を問わず、「火災・災害等即報要領（昭和５９年１０月１５日付消防災第２６７号）」に基づき、直接、消防庁に対して報告するものとする。

3　防災情報共有システムの活用

県への被害情報等の報告は、原則として県防災情報共有システムに入力することにより行う。　この際、県への救助要請等が予想される情報は県防災情報共有システム

への入力とともに電話等２つ以上のツールを使用して報告を行い、情報の確実な共有を図る。

県防災情報共有システムが、システムダウン等により県への報告ができないときは、直接国（総務省消防庁）に対して報告を行うとともにあらゆる代替手段を使って県への報告を行う。

4　防災関係機関等の協力関係

町は、災害が発生した場合には、県及びその他防災関連機関と緊密に連携協力して、被害に関する状況及び応急対策の活動状況について情報交換を行う。

特に、ヘリコプター又は無人航空機（以下、ヘリ等という。）の支援要請にあたっては、県災害対策本部内のヘリコプター運用調整所とのヘリ等の運用に関し必要な調整を行う。このため、県との各種訓練等を通じて、ヘリ等の要請及び調整要領についてあらかじめ協議しておくとともに、ヘリ等を保有する関係機関との情報交換や連携体制の強化に努める。

5　情報の伝達系統

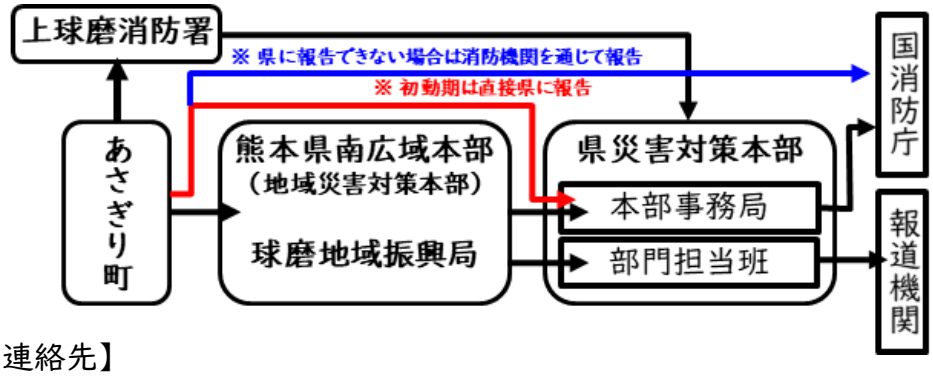

【消防庁連絡先】

火災・災害等即報に関する情報の送付・連絡先

【通常時の報告先】

時間帯		平日（09:30～18:15）	平日（左記時間帯以外）・休日
報告先		応急対策室	宿直室 （消防防災・危機管理センター内）
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	ＦＡＸ	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線 （注１）	電話	＊-90-49013	＊-90-49102
	ＦＡＸ	＊-90-49033	＊-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク （注２）	電話	＊-048-500-90-49013	＊-048-500-90-4902
	ＦＡＸ	＊-048-500-90-49033	＊-048-500-90-49036
中央防災無線（注３）		＊-8090-5017	＊-8090-5017

「＊１　各団体の交換機の特番です

（注１）　消防庁と都道府県をつなぐネットワークです。

（注２）　消防庁、都道府県及び地域衛星電話素所有する消防本部等をつなぐネットワークです。

（注３）　省庁等の指定行政機関、都道府県及び首都圏政令市をつなぐネットワークです。

【消防庁災害対策本部設置時の報告先】

報告先		消防庁災害対策本部　情報集約班 （消防防災・危機管理センター内）
NTT回線	電話	03-5253-7510
	ＦＡＸ	03-5253-7553
消防防災無線 （注１）	電話	＊-90-49175
	ＦＡＸ	＊-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク (注２)	電話	＊-048-500-90-49175
	ＦＡＸ	＊-048-500-90-49036
中央防災無線（注３）		＊-8090-5017

6　災害確定報告

町は、応急措置完了後速やかに、県（地域振興局経由）に対して文書で災害確定報告を行う。

第３章

災害予防計画

第１節　公共施設等災害予防【建設課・上下水道課・生活福祉課・高齢福祉課・健康推進課・教育課】

生活に密着した公共施設等が被災した場合、町民の生活の維持に重大な支障を来すことが予想され、その影響は極めて大きいため施設の耐震化及び機能強化等を図る。

また、施設が被災した場合に備え、あらかじめ県や関係機関との過去の災害時における復旧のプロセスやノウハウについて、共有するとともに、これらの施設が災害対応の拠点となることも想定し、防災機能の強化を図る。その他、町は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

１　道路・橋梁

道路及び橋梁は、災害時には救命救助、避難、災害物資の輸送などの応急対策活動を実施する上で重要な機能を有している。このため、下表の県が指定する第１次・第２次緊急輸送道路及び町が指定した輸送重要道路とそれらに架かる橋梁は、各道路等の道路管理者と連携して耐震強度の維持強化に努める。町指定の道路は、災害による閉塞を速やかに除去するため、他の道路管理者及び防災協力会、その他関係機関と連携し道路啓開に関する計画を検討立案するものとする。この際、人員、資機材等の確保のため、必要に応じて民間企業等との協定締結を推進する

その他の道路等においても、予備経路として努めて常時通行の確保に努める。

区分	位置づけ	対象路線	区間距離
第一次 緊急輸送道路 （国指定）	県内外の広域的な輸送に不可欠な高速自動車道、一般国道（指定区間のみ）と高速う自動車道インターチェンジ及び輸送拠点等とを結ぶ幹線道路	国道219号線	7.8km
第二次 緊急輸送道路 （県指定）	第一次道路とネットワークを構成し、自治体庁舎、警察署、消防署などの防災活動拠点となる施設を相互に接続する幹線道路	県道33号線	7.2km
		県道43号線	3.2km
		県道48号線	11.9km
		県道260号線	3.0km
町指定 輸送重要道路	国・県指定の緊急輸送道路から、防災施設や補給拠点等を結ぶ道路	主要地方道錦･湯前線	3.7km
		町道石坂線	2.3km
		町道 岡原多良木線	1.9km
		町道 岡原免田線	1.4km
		町道 東免田停車場線	1.2km
		町道 須恵中央線	1.7km

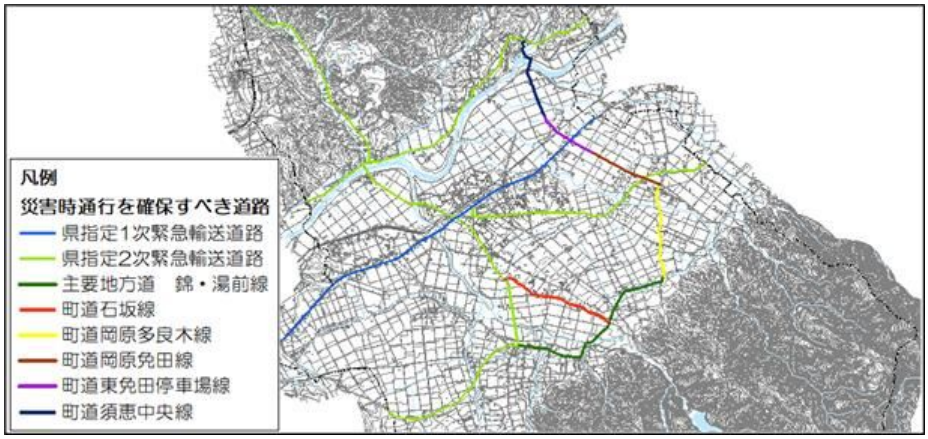

２　上下水道

上下水道機能が麻痺した場合、町民に与える影響はきわめて大きいため、発災に備えて施設等を良好な状態に保つよう維持し、災害の発生時においても上下水道の機能を速やかに復旧するため、必要な資機材を整備する。また、迅速な復旧のため、上下水システムの基幹施設等において最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。更に、宅内配管についても迅速に復旧できるようにあらかじめ体制の構築に努める。

（１）　対象施設

ア　管路並びに管渠

軟弱地盤や埋立地、造成地、地盤特性の急変する箇所、液状化のおそれのある地盤等において、管路と管渠の重要度、地盤条件等を勘案し、耐震性の向上を図る。また、必要に応じ基礎地盤の安定化や管路及び管渠施設の浮き上がり防止対策等の措置を講じる。

上水道においては、災害時に重要拠点となる各庁舎や町指定の各避難場所、行政区等から届出のあった避難場所等（以下、各避難場所という。）、病院などの人命に係る給水の優先度が高い施設への管路は、特に耐震性の向上を図る。

下水道においては、災害時においては、浄水場や給水管などが被災する可能性が高いことから、主要な避難所から県の流域幹線に接続する枝線の耐震性向上や雨水貯水タンク等の整備を併せて行う。また、指定避難所等にマンホールトイレシステム又はそれに準ずるトイレを設置する。

イ　既存施設

既存の施設については、優先度を考慮して耐震診断を行い、適切な補強を行う。

（２）　災害時における体制整備

ア　上水道

災害時の水道機能の維持、被災施設の速やかな被害状況の把握及び機能復旧のため、民間事業者等との協定締結など、必要な人員や資機材の支援を受けるための体制整備を図る。また、住民や企業が所有する井戸・湧水を活用できるような登録制度や、避難所等における公共井戸や給水施設の整備等、代替え水源を確保する。

イ　下水道

下水道機能の維持、被災施設の速やかな被害状況の把握及び機能復旧のため、「あさぎり町下水道事業継続計画（令和２年度改定版）」基づき、災害時、県内外からの応援職員を受け入れる活動拠点や、必要な人員や資機材の支援を受けるための体制整備等を順次進める。

3　社会福祉施設

町は、施設の災害予防対策を推進するため、各事業者に対して、次の事項を必要に応じて指導、助言するとともに、被災情報の収集に必要となる連絡網の整備や災害復旧を含めた補助制度等の周知を行う。また、県と連携し対災害性の向上のため設備の更新や整備を支援する。

（１）　施設独自の自主防災計画を整備し、防災組織態勢の確立を図ること。

（２）　国庫補助制度の積極的な活用等により、施設の耐震性その他の安全性の確保を図ること。

（３）　施設の職員及び利用者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。

（４）　施設の職員及び利用者に対し、避難訓練を実施すること。

（５）　施設の職員及び利用者の避難路の確保と周知を行うこと。

（６）　施設における事業継続計画（ＢＣＰ）の策定を推進すること。

4　医療施設

町は、医療施設の安全性を確保するため、管理者に対して、次の事項を必要に応じて指導、助言するとともに、被災情報の収集に必要となる連絡網の整備や災害復旧を含めた補助制度等の周知を行う。

（１）　施設独自の防災計画を整備し、防災組織態勢の確立を図ること。

（２）　施設の耐震性その他の安全性の確保を図ること

（３）　施設の職員及び患者に対して災害対策に関する啓発を行うこと。

（４）　施設の職員及び患者に対し、避難訓練を実施すること。

（５）　施設の職員及び患者の避難経路の確保と周知を行うこと。

（６）　施設における事業継続計画（ＢＣＰ）の策定を推進すること。

5　学校施設

（１）　校舎等の耐震性の確保

町内学校は平成２２・２３年に耐震診断及び耐震補強を実施したが、経年劣化による施設の老朽化を把握し、適正に維持管理し耐震性を確保する。また、天井材や内装材、照明器具等といった非構造部材については、法定点検等を踏まえて、安全性が確保されていない場合は対策を講じる。

（２）学校施設の浸水対策

大規模な浸水被害を防止するため、受電や発電設備の高所設置又は止水板の設置、嵩上げ等により浸水被害の軽減対策に努め、早期に教育活動再開を図る。

（３）設備、備品の安全管理等

コンピューターやテレビ、ロッカー、書棚等、下駄箱、実験実習機器等の転倒落下等の防災対策を強化するとともに、児童生徒、教職員の安全と避難通路が確保で

きるように設置方法、場所等について十分配慮する。なお、転倒落下等の防止対策等については、定期的に点検する。

6　工事中の建築物に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設について、災害に備えて安全確保上実施すべき措置をあらかじめ定めておくものとする。なお、災害の恐れがある場合には、原則として工事を中断する。

7　災害応急対策の担い手の育成

町は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

第２節　建築物等災害予防【総務課・建設課】

1　耐震建築及び不燃化の促進対策

「あさぎり町耐震改修促進計画」(平成２９年)に基づき、地震による建築物倒壊等の被害から町民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震診断及び改修を促進して地震に対する安全性の向上を図るとともに不燃化建築物の普及啓発を図る。また、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップの作成・公表する。

2　公共建築物の耐震耐火対策

公共建築物の耐震性能及び耐震改修の状況を把握するとともに、耐震性のない建築物は、耐震診断を実施するとともに耐震化や天井材等の非構造部の脱落防止策に取り組む。

老朽化による危険度の高い建物を建て替えにより新築する場合には、逐次耐震耐火建造物を建設する。

3　防災業務施設整備

災害の未然防止及び被害拡大防止のため、必要な通信施設や各種機材器具等を整備するとともに、これらの防災業務施設の被害予防を図る。

（1）　防災拠点施設整備

庁舎及び支所並びに各消防詰所は、災害対策の重要な拠点となるため、庁舎、通信設備、非常用電源設備等を定期的に点検し、機能の維持管理を行う。

本庁舎に災害対策本部を設置することから大災害時であっても本部機能を発揮できるよう、常に防災行政機能の現状を把握するとともに検証を行い、最新のテクノロジーの動向を踏まえ、町の防災拠点として必要な機能を逐次整備する。また、非常用電源設備の燃料は常にタンクの５分の４以上（1，８７２0以上）を

維持するよう努める。また、これら防災拠点施設の備品等を耐火・難燃等のものに逐次変更する等、不燃化を向上に努める。

また、免田総合体育センター及び駐車場を、大規模災害の発生時の警察・消防・自衛隊等関係支援機関の活動拠点とできるよう整備に努める。

（２） 住民情報等の確保

住民の救命救助や被災者の円滑な生活再建等に支障が生じないよう、住民情報等の保管場所や保管媒体を複数確保するなど、関係法令の範囲内でバックアップ体制を整備し、住民情報等の亡失を防止する。

（３） 防災上重要な施設の管理者等の指導

地震・災害に関する防災対策研修等への参加を推奨し、その資質の向上を図るものとし、特に出火防止、初期消火、避難誘導等発生時に対処し得る体制の整備を推進する。

ア 避難誘導等防災体制の整備

イ 地震災害の特性及び過去の主な被害事例

ウ 出火防止、初期消火等の任務及び役割

エ 防災業務従事者の安全確保

（４） 一般建築物等の災害予防に関する啓発等

ア 防災知識の普及

建築物の災害予防について、建築物防災週間を中心にポスター掲示、パンフット配布等の普及活動を行う。

イ 落下物による危険防止

建築物の屋根ふき材、外装材、つり天井、窓ガラス、看板等の飛散・落下防止のための指導及び啓発を行い、定期的に点検する。

ウ ブロック塀等の倒壊防止

ブロック塀、広告板その他工作物又は自動販売機等の倒壊防止のため指導及び啓発を行うとともに、その効果を定期的に点検する。

エ 家具等の転倒防止対策

本棚・食器棚等の転倒又は落下物による被害を防止するため、広報誌やパンフレット等により住民に対して普及啓発を行う。

第３節 水害・土砂災害予防【総務課・建設課・企画政策課・農林振興課・町民課】

１ 災害等のリスク評価

町は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各課の連携の下、有識者の意見を踏まえ、特に住民が居住する地域と、そこに至る道路及び生活インフラを重点に、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクを評価し被害の防止施策等に反映させる。豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて評価するよう努める。また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。

２ 水害予防

（１） 流域治水対策

ア　砂防対策

本町には、球磨川・免田川・井口川・阿蘇川、田頭川等の河川が貫流し、豪雨の際には、河川敷に土砂が増積を重ねて堤防が決壊し、人家、耕地等へ被害を与えるおそれがあるので、県に対し砂防施設の新設等を要望して災害の防止に努める。

イ　治水対策

河川の氾濫を防ぐためには、国や県と連携し治水対策を進める必要があり、堆積土砂の撤去や河川改修により流下能力の向上を図るとともに、ダム貯留水の事前放流による洪水調整や土地利用と一体となった遊水機能の向上により浸水被害を減少させるように努める。

ウ　内水氾濫対策

近年の集中豪雨の多発による雨水流出量の増大等、内水氾濫の被害リスクが増加しつつあり、町においても降雨時の排水路や公共下水道等における状況を評価し、必要に応じて、逃げ遅れ等を防止や雨水貯留施設、排水ポンプ場の整備等、内水氾濫防止処置を講ずる。

（２）　道路、橋梁対策

ア　道路対策

町内の道路延長は、国道、県道及び町道が５３８．２ｋｍあるが、未改良の延長が１０４．４ｋｍもあるので、総合計画により年次的に新設改良し、特に道路破損、がけ崩れ等の災害を引き起こす箇所には、計画的に防災施設を施工して整備する。

イ　橋梁対策

町内に架設する橋梁は、町道が２７９橋あり、国県道及び町道の函渠の断面狭小により、災害の恐れのある箇所については、年次計画により補修、補強を行う。

３　土砂災害予防

（１）　土石流対策

土砂災害から住民の生命・財産を守るためには、「災害から守る」「災害から逃げる」という二つの取り組みが必要であり、緊急度に応じたハード対策（施設整備）、土砂災害の発生のおそれがある箇所におけるソフト対策（警戒避難等）両面からの総合的な土砂災害対策に取り組む。

（２）　地すべり防止対策

「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域に対して、円滑な警戒避難を確保するために必要な措置を講ずる。

ア　土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

イ　避難施設その他の避難場所等に関する事項

ウ　土砂災害に係る避難訓練に関する事項

（３）　急傾斜地崩壊（がけ崩れ）防止対策

急傾斜地崩壊の危険性があり人家に被害を及ぼすおそれのある箇所は「土砂災害防止法」に基づき、１８８箇所を土砂災害警戒区域（急傾斜）に指定している。（令和７年４月１日現在）

なお、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域に指定された場合、当該警戒区域ごとに土砂災害防止のための必要な警戒避難体制ついては、下記のとおり。

ア　土砂災害危険度分布の危険度レベルが「警戒（赤）」に達した小学校区等の住民等に対して、町は「高齢者等避難」を発令し、同時に第２警戒体制を保持する事を基準とする。

イ　土砂災害危険度分布の危険度レベルが「危険（紫）」に達した小学校区等の住民等に対して、町は「避難指示」を発令し、同時に第３警戒体制を保持することを基準とする。

ウ　町が「高齢者等避難」を発令した以降、共助の力での避難が困難と判断される住民が発生した場合は、区長、自主防災会長、地区住民の要望により、公助（消防団、警察、消防署、自衛隊等）による避難支援を実施する。

（４）　盛土関係

ア　盛土による災害の防止のための取組み

町は、人家・公共施設等に被害を及ぼす崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を関係機関と連携して行う。

また、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれがある盛土のうち、産業廃棄物の不法投棄等の可能性がある盛土に関する詳細調査、及び崩落の危険があり、かつ産業廃棄物の不法投棄等が確認された盛土に対する支障除去等の対策を行う。

イ　是正指導

町は、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行う。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行う。

４　急傾斜等崩壊危険区域及び土石流危険渓流等の土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域の住民の避難場所の確保

急傾斜等崩落危険区域及び土石流危険渓流等の土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域の住民は、土砂災害に巻き込まれる可能性が非常に高いため、土砂災害警戒情報が発表された場合の緊急避難場所を確保する。この場合、発表される時間帯が夜間になる可能性を考慮し、屋内においても、水平避難や垂直避難を含め、あらゆる場合を想定した安全な避難場所の検討・確保を行うものとする。

5　洪水ハザードマップ・土砂災害ハザードマップ・タイムラインの作成

町は、河川の氾濫などにより想定される浸水区域や浸水深、浸水継続時間、早期の立退きが必要な区域などの浸水関連情報土砂災害が想定される「土砂災害危険個所」及び「土砂災害警戒区域」の位置などをまとめた防災マップのほか、タイムラインや風水害発生時の行動マニュアル等を作成して住民等に提供し、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発を行う。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期に立ち退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路の冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

町は、防災マップ等の配布又は回覧に際して、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努める。また、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等、避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

災害危険箇所一覧は「資料編」のとおり。

第４節　火災予防【総務課・消防機関】

1　消防力の充実強化

町は、町民の生命、身体及び財産を火災から守る為、消防団の人的消防力の充実を図るとともに消防施設・資機材を整備する。

2　消防思想の普及徹底

（1）　火災予防運動

国民生活の水準向上に伴い火災は年々増加の傾向に有り、火災を未然に防止し、被害の拡大を防止するためには、火災予防対策を強力に推進する必要がある。例年、全国一斉に行われる春秋二回の火災予防運動や毎年１月２６日に定められている「文化財防火デー」の取組を通じて、火災予防思想の普及に努める。

（2）　予防査察

火災予防運動期間には各管轄区域の消防団員による防火診断を行い予防消防を擁立し、万全の体制を整える。

（3）　防火管理者の講習等

学校、事業所等消防法施行令(昭和３６年政令第３７号)別表１に定める防火対象物に勤務するもの及び防火管理者に対し、同令第３条第１号による講習を必要により行い、また消防計画の作成、消防計画に基づく防火通報避難訓練、消防用水又は防火活動上必要な施設の点検整備等防火管理の万全を期するよう指導する。

（4）　火災予防に関する教育

町は、教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防火に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、教育関係者や企業従業員の火災予防意識及び企業の防災力の向上を図るため、火災予防に関する教育を実施する。

特に林野火災は、出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることに鑑み、消防署と連携してその危険性を林業関係者やハイカー等の入山者対して周知し啓発を行う。また、日頃、防火に従事しない職員等への研修会を実施するなど、各組織の火災対応能力の向上に努める。

第５節　通信設備整備【総務課・企画政策課】

町は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点について十分考慮する。

１　防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・多重　化・耐震化及び相互接続等によるネットワーク間の連携　の確保を図る。また、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保すること。

２　伝送路の多ルート化にあたっては、町内避難所等、消防団詰所等との停電等における非常通信系として、デジタル簡易無線や特定小電力無線とアマチュア無線を組み合わせによる通信系構築について準備を進める。

３　画像等の大容量データの通信を可能とするため、国の地域衛星通信ネットワーク第３世代システムへの更新に基づき整備を推進する。

４　非常用電源設備の保守点検を確実に実施し、間断ない機能の維持に努める。

５　平常時より、無線設備の総点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向けて、県の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加する。

６　移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくこと。このため、あらかじめ非　常時における運用計画を定めておくとともに、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図ること。この場合、周波数割当て等による対策を講じる必要が生じた際、国〔総務省〕と事前の調整を実施すること。

７　通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。また、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的に実施するよう努める。

8　災害時の電話回線等の途絶に備え、アマチュア無線活用のため、人吉球磨アマチュア無線災害ネットワークとの協力協定の締結を進めるほか、携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、公共安全モバイルシステム、業務用移動通信等、複数の移動通信系の応急確保のための協力協定の推進を検討する。なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮する。

9　自衛隊のヘリ映伝や消防局ヘリサット等、国及び県、関係機関の収集する被災現場の画像伝送システムの構築については、国及び県の推進するシステムへの更新に基づく整備のほか、必要な通信インフラの必要性について検討する。

10　日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用する。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。また、ＩＰ電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図ること。

11　日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めること。

12　通信手段の物品及び施設は、平常時より管理・運用体制を構築しておくこと。

13　別紙第１０「町の防災情報収集・伝達系統図」

第６節　防災知識普及【全課共通・消防団・自主防災組織】

１　方　針

災害を最小限に食い止めるためには、行政による災害対策の推進はもとより、町民一人一人が日頃から災害についての認識を深め、自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要である。

町は、「自らの命は自ら守る」という意識の徹底や地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提に、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体の防災意識の向上を図る。なお、防災意識の普及は、災害予防・災害応急措置の実施の任にある各機関が、それぞれの普及を要する事項について単独又は共同して、計画的かつ継続的に行う。

町は、学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、災害と防災に関する町民の理解向上に努める。

町は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者への対応や男女双方の視点等を踏まえながら、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。

2　町職員に対する防災教育

災害発生時に地域防災計画の実行上の主体となる町職員には、災害に関する豊富な知識が必要とされるほか、これらの知識に基づく適切な判断力が求められる。このため、町は、防災業務に従事する職員のみならず、長期にわたる災害対応に備えて、役場職員に次のうち必要な防災教育を実施して災害対応能力の向上させ、防災体制の確立と防災活動の円滑な推進を図る。なお、町は被災地への職員派遣を積極的に行い、災害対応で得られたノウハウや経験を職員全体で共有できるよう努める。

（１）　教育の内容

ア　あさぎり町地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各課等の任務

イ　防災システムの操作方法等

ウ　非常参集の方法、情報取集・処理及び被害報告取扱の要領

エ　各種災害の原因、対策等の科学的、専門的知識

オ　過去の主な被害事例

カ　防災関係法令の運用

キ　その他必要な事項

（２）　教育の方法

ア　危機管理監による防災講座、勉強会等（月１回を基準に実施）

イ　防災活動の手引き等印刷物の配布

ウ　見学、現地調査等の実施

3　住民に対する防災知識の普及

町は、地域住民が「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本について自覚を持ち、防災意識の高揚が図られるよう、地震や風水害等の災害への防災知識の普及徹底や、町及び居住地区の災害リスク、災害発生時にとるべき避難行動等についての住民の理解を促進し、防災意識の向上を図る。

（１）　普及の内容

ア　あさぎり町地域防災計画の概要

災害対策基本法第４２条第４項に基づく「あさぎり町地域防災計画」要旨の公表は、防災会議事務担当課（総務課・防災担当）が町ホームページにおいて行い、適宜周知を図る。

イ　地区防災計画の作成

災害対策基本法第４２条の２項に基づき、本計画と住民の防災活動を連携させるため、地区防災計画の作成を促す。

ウ　個別避難計画

（ア）　災害対策基本法第４章第３節に基づき、個別避難計画を整備する。この際、個人情報に留意しつつ社協事業「支え合いマップ」を元に作成する「防災避難マップ」と整合させ、地区居住者の共助意識の向上を図る。

（イ）　別紙第１１「『防災避難マップ』で避難行動要支援者の命を守る！」

エ　災害予防及び応急措置の概要

町は、平素から、地域住民等への災害予防に関する知識の普及・啓発を徹底する。普及すべき事項は、おおむね次のとおり。

（ア）　火災予防の心得

（イ）　気象予警報等の種別と対策

（ウ）　災害危険箇所の認識

（エ）　生活の再建に資する行動（被災後、片付けや修理の前に被災箇所等の写真を撮影すること）

（オ）　農林水産物に対する応急措置

（カ）　３日分（推奨１週間）の食料（食物アレルギー対応食品等を含む）、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄

（キ）　非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、健康保険証・おくすり手帳（コピーでも可）、マイナンバーカード等）の準備

（ク）　夕方明るいうちからの予防的避難

（ケ）　自動車へのこまめな満タン給油

（コ）　防災ラジオ端末等の電源（電池）の確保及びスイッチ立ち上げ

（サ）　防災サイレン吹鳴の意義

（シ）　避難先及び避難方法

（ス）　避難が困難な場合の対応（深夜の豪雨など）

（セ）　避難所生活のマナーとルール

（ソ）　ペットを受入れ可能な避難所

（タ）　広域避難の実効性を確保するための，通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方や、企業や学校の計画的な休業・休校等について

（チ）　防疫の心得及び消毒方法等の要領

（ツ）　災害時の心得

（テ）　自動車運転者のとるべき措置

（ト）　消火器、ガスのマイコンメーターの設置、感電ブレーカーの設置

（ナ）　車中泊避難のリスク、やむを得ず車中泊避難をする際の物品等準備、注意事項

オ　建築物に関する各種調査の周知

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査及び地震保険損害調査など、住宅等に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い等について、住民に周知するよう努める。

（２）普及の方法

防災知識の普及に当たっては、各防災関係機関の協力を得るとともに、地区防災計画の作成、防災訓練及び体験型学習等様々な手段の活用に努める。

ア　危機管理監による出張出前講座及び防災勉強会

（ア）　出張出前講座

町民の防災意識の向上（自助・共助の重要性の認識）を図ることを目的とした講座を実施する。

（イ）　防災勉強会

各地区の防災計画等の作成を目的とした勉強会を実施する。

イ　社会教育を通じての普及

自主防災組織、防災士会、ＰＴＡ、青年団、婦人会等の会合、各種研修会、講習会等の機会を活用する。

ウ　広報媒体等による普及

情報の出所を明確にしたうえで、次の媒体をはじめとする、有効かつ適切な媒体を利用する。

（ア）防災ラジオの利用

（イ）印刷物の利用（町広報誌、関係機関の機関紙及びその印刷物）

（ウ）広報車の巡回

エ　防災訓練等における普及

町は、出張防災出前講座等を通じて、自然災害についての認識を深めるとともに住民に対して各種訓練（消火訓練、避難訓練、総合防災訓練等）への積極的な参加を呼びかけ、住民参加型の訓練の実施等、体験による知識の普及及び技術の向上への取組みを継続的に実施する。

４　学校教育における防災知識の普及

町は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルに基づき防災教育の向上に努めるものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、地域と連携した避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

（１）　児童生徒等に対する防災知識の普及

学校における防災知識の普及は、安全教育の一環として児童生徒及び教職員の生命、身体の安全を守るため、各教科、特別活動における指導も含め、学校教育活動全体を通して行うものであり、その内容や指導の方法については、次の内容

を中心に、学校の種別や児童生徒の発達段階に応じて工夫を行い、実態に即した防災知識の普及を行う。

ア　災害時の身体の安全確保の方法

イ　災害時の自助、共助、公助の考え方とそれぞれの役割

ウ　風水害等災害発生のしくみ

エ　防災対策の現状

なお、災害が発生した場合において、自らの命を守るため主体的な行動がとれるよう、居住地域の特徴や過去の災害の教訓等について防災教育の中に取り入れるとともに、災害を想定した避難訓練等を実施する。また、災害時の保護者への児童生徒の引き渡し方法について、あらかじめ検討し周知する。

（２）　防災教育担当者に対する防災知識の普及

要望に応じて研修会等を実施し、防災教育担当者及び指導者の資質向上を図る。

（３）　学校における消防団員等が参画した防災教育の推進

町は、学校における消防団員・防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

５　外国人に対する防災知識の普及

町は、居住又は来訪する外国人に対して防災・避難要領等を普及するため、外国語での表記やふりがなを付記するなど外国人に配慮したパンフレットの作成・配布に努める。また、県が熊本県国際協会を通じて行っている国際相談コーナー等の活用を推奨する。

６　普及の時期・場所

（１）　町職員に対する防災教育

ア　新入庁者に対するオリエンテーションにおいて、警戒体制を含む町の防災体制について普及を図る。

イ　出水期前又は県の災害対応訓練に先立ち、必要事項について普及を図る。

（２）　住民に対する防災知識の普及

ア 出張防災出前講座

町内の様々な団体等からの要望に基づき実施する。

イ　防災勉強会

各自主防災組織、要配慮者施設等の管理者の要望（時期・場所）に基づき、地区防災計画、安全確保計画、避難計画等の作成を目的とした防災勉強会を実施

（３）町防災基本条例に基づく８月３０日から９月５日とするも、近年の猛暑を考慮し年１日を基準として防災イベントを実施し、防災意識の高揚及び防災・減災対策の高揚を図ほか、町防災功労者感謝状贈呈規定に基づく町防災行政に貢献した地区、団体等に対する表彰により、その労をねぎらうとともに防災に関する意欲の向上を図る。

第７節　地域防災力強化【総務課・消防団・自主防災組織】

町民は、「自らの身の安全は自らが守る」防災の基本を普段の生活でも意識し「防災を日常に」を合言葉に平素からの災害への備えを心がけ、行政区や隣保班、自主防災組織等などによる地域の活動などに積極的に参加してコミュニティづくりを進め、地域と一体となった防災・減災体制の構築に努める。

町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組み、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。このため、消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進、地域住民と消防団員の交流等の促進を図り、やりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。

また、町は自助・共助の推進について、災害に備えて住民一人一人が作る、あらかじめ自らの災害時の避難行動を時系列にまとめる計画（マイタイムライン）の普及や地区防災計画の推奨など、町民、事業者及び行政区に対して啓発を行う。また、地域において自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、地域における防災リーダーとなる人材や防災気象情報に関する専門家等が率先して自ら避難することで他の町民の避難を誘発する「率先避難者」の育成を図る。さらに、町は国や県と連携して、物資の備蓄、避難所環境の整備、地域ボランティア等の確保等、発災時における官民連携の強化等、地域の防災能力に努める。

Ⅰ　自　助

町民は、「自らの身の安全は自ら守る」、「自分でできることは自分で行う」ことが基本であることを認識し、次に掲げる平素からの取組を進めるとともに、災害時には、早めの避難等、命を守る行動を取る。

（Ⅰ）　平時の取組

ア　知識の習得

（ア）　過去の災害の発生状況

（イ）　気象予報警報等の種別と対策

（ウ）　防災訓練等への参加

イ　事前の確認

（ア）　指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、避難方法、災害危険箇所

（イ）　家族等との連絡方法や集合方法

（ウ）　就寝場所の安全確認

（エ）　災害情報の入手方法

（オ）　近隣の井戸の位置等の確認

（カ）　防災ラジオの電池等の確認

（キ） 命を守る「マイタイムライン」の作成

ウ　事前の備え

（ア） 住宅の耐震化や室内家具の転倒防止などにより、セーフティスペースを確保し自宅内等での避難場所を確保。また、ブロック塀の補強

（イ） 防災メールサービスへの登録

（ウ） 最低３日分（推奨１週間分）の食料、飲料水、生活必需品の備蓄

（エ） 非常持ち出し品（非常食料、健康保険証、お薬手帳、着替え、懐中電灯、ラジオ等）の準備

（オ）自動車へのこまめな満タン給油・充電

（カ）地震保険など自然災害に備えた適切な保険や共済への加入、

（２） 災害時の行動

マイタイムラインを活用し「率先避難者」となって避難する。

２　共　助

町民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」、「地域で出来ることは地域で行う」ことが基本であることを認識し、平素から行政区や隣保班、自主防災組織・事業所等における地域活動を通じて防災活動に参加するなど、積極的なコミュニティづくりを進めるとともに、次に掲げる平素及び災害時の活動を行うよう努める。

（１） 平素の活動

ア　防災に関する知識の普及

イ　地区防災計画の作成

（ア） 地区防災マップ（避難計画）の作成

（イ） 避難行動要支援者の把握

（ウ） 情報の収集伝達体制の整備

ウ　地域一体となった防災訓練（町と連携した訓練等）の実施

（ア） 避難指示等の地域への情報伝達訓練

（イ） 被害状況（安否確認含む。）の把握、町への情報伝達訓練

（ウ） 避難行動要支援者等に対する避難支援訓練

（エ） 避難所の運営訓練

（オ） 消火訓練等

エ　火気使用設備器具等の点検

オ　防災用資機材等の備蓄、管理及び使用方法の確認

カ　危険箇所の点検・情報共有

（ア） 地区の見回り

（イ） 地区内にある他組織との連携促進

（２） 災害時の活動

ア　地域内の被害状況等の情報収集・町への伝達

イ　出火防止・初期消火の実施

ウ　地区内における避難指示等の情報伝達

エ　地区住民相互による安否確認及び避難誘導
オ　避難行動要支援者等に対する避難支援
カ　救出・救護活動への協力
キ　避難所の運営
ク　見回り等による避難所以外の避難者情報の把握
ケ　避難所における給食・給水及び物資配布等の協力

３　事業所による防災活動

（１）　事業所は、町の防災訓練や地域の自主防災活動等へ積極的に参加する等、平素から地域住民とコミュニケーションを図るものとする。特に、要配慮者利用施設においては、県条例等に基づき自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画を作成するとともに、訓練等を行うものとする。

また、災害発生時に速やかに避難行動をとり、避難後の避難所運営の手助けを行う等、自助・共助に基づく自発的な地域内の防災活動を行うよう努める。

（２）　事業所は、災害時に事業所の果たす役割（従業員等の安全確保、二次災害防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努める。

ア　防災体制の整備
イ　防災訓練の実施
ウ　施設の耐震化・耐水化
エ　復旧計画策定、災害時の各種計画の点検・見直し
オ　電気・水道・ガス等の重要なライフラインの供給停止への対応
カ　取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続に必要な取組を継続的に実施

（３）　食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など防災応急対策等に係る事業に従事する事業所等は、町との協定の締結や防災訓練への参加等により、防災施策の推進に協力するよう努める。

第８節　自主防災組織等の育成【総務課・消防団・自主防災組織】

１　方　針

大規模な災害が発生した場合、通信・交通の途絶等により防災関係機関の活動能力が著しく制限され十分な住民支援が出来ないことが予想される。このような場合には、地域住民の協力による組織的な防災活動が、住民の生命・身体・財産を守る主要な力となり、これを最大限発揮できる体制を確立しておくことが、被害の軽減を図るうえで、極めて重要である。このため町民は、地域住民による防災活動を担う「自主防災組織」の結成及び活動活性化を促進する。

また、町は、自主防災組織や防災士等の多様な主体と消防団や事業者等との連携体制の構築に努め、災害時に自主防災組織と連携して地域住民の安否確認や避難行動

要支援者等の避難支援、避難所の自主運営等が円滑に行われるよう、平素からその活動状況を把握して、地区防災計画の作成推進や訓練等を通して連携体制を確保する。

2　組織育成上の着意

行政区の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法により組織づくりを推進するものとする。その際、女性参画の拡大や防災士等の活用に努める。

（１）　地区の自治組織の活動の一環として、防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。

（２）　何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図って自主防災組織として育成する。

（３）　婦人会、老人会、青年団、機能別消防団員、ＰＴＡ等その地域で活動している組織を活用して自主防災組織として育成する。

（４）　リーダー研修会の実施、モデル地域の紹介等を通じ、防災知識の啓発を行い、防災士などの自主防災組織の中心となるリーダーを育成することにより、自主防災組織の活性化を図る。

（５）　自主防災組織の結成にあたっては、言葉・生活習慣の違う在留外国人にも参加を促すよう配慮する。

3　町の自主防災組織の育成の為の具体的な取り組み

（１）　自主防災組織に対する地区防災計画作成要領に関する勉強会の実施

（２）　自主防災組織が実施する防災訓練への支援

（３）　町が実施する防災訓練への自主防災組織の参加

（４）　避難所運営委員会設置に関する検討会の実施

（５）　あさぎり町地域防災計画（避難所運営マニュアル）の作成（意見聴取）

（６）　自主防災組織連絡会議の実施

ア　あさぎり町地域防災計画の説明

イ　会長・副会長（各小学校校区の代表）の選出

4　災害発生時に自主防災組織に期待する活動等

（１）　避難行動要支援者の避難誘導

（２）　避難者の把握

（３）　主体的な避難所等の開設・運営

（４）　公民分館等を利用した緊急避難場所等の開設・運営

（５）　自己の安全が確保できる範囲での救出・救護活動

（６）　自己の安全が確保できる範囲での被害状況の把握

5　地区防災計画作成地区等の一覧

作成年度	地区等	名称
令和３年度	永山区	永山区防災計画
令和４年度	熊野区	熊野地区防災計画書
令和５年度	庄屋区	庄屋区自主防災計画書
	柳別府区	柳別府自主防災計画書
令和６年度	石坂区	石坂区防災計画
	塚脇区	塚脇区防災計画
	堀角区	堀角区防災計画
	岡麓区	岡麓区防災計画
令和７年度	永里区	永里区防災計画（防災避難マップ）
	斎堂区	斎堂区防災計画（防災避難マップ）
令和８年度	なし	
令和９年度	今井区	
	竹野区	

6　自主防災組織・消防団及び防災士会との連携

町と自主防災組織及び各自主防災組織相互が共助の理念への理解を深めるとともに、連携を強化し自主防災体制の充実と災害対応能力の向上に資するため、相互の提案により、自主防災組織連絡会同や防災士等意見交換会を実施する。

第９節　防災訓練【各課共通・警察・消防機関・自衛隊・自主防災組織】

1　目　的

町は、地域防災計画、各種防災マニュアル等の習熟、関係機関の連携態勢の強化、住民の防災意識の高揚を図ることを目的に、関係機関の参加と町民その他関係団体の協力を得て、大規模災害を想定した訓練を実施する。

2　定例の訓練

（１）県計画の豪雨対応訓練への参加

ア　町は、熊本県豪雨対応訓練に参加し、役場職員等の災害対処能力を向上させるとともに、その結果を踏まえて本計画の見直しに反映する。また、各防災関係機関（消防団、警察、消防、自衛隊、八代河川国道事務所、市房ダム管理所等）及び防災に関する協定締結事業所等との連携強化を図る。この際、県の統制に則り町民のコントローラとしての参加により、町災害対策本部を研修させ災害時の町役場の活動への理解を促進する。また、他の市町村の訓練時を活用して、災害対策本部要員等に県災害対策本部の訓練を研修させることに努める。

イ　別紙第４－５「熊本県との豪雨対応訓練」

（２）　町民避難訓練

ア　令和７年度までの毎年１地区の持ち回りで実施していた訓練要領を見直し、年２回（出水期前及び初冬期）を基準に、住民の防災への動機付けを期するとともに、各地区等における避難行動や個人の非常用持出物品の確認、避難行動要支援者の避難支援連携や避難施設開設等の手順確認、備品の取扱いや使用要領の周知など、災害への対応能力を高める。

イ　別紙第４－６「令和８年度町民避難訓練」

3　個別防災訓練

大規模災害発生時の活動の要となる防災関係機関については、その処理すべき事務又は業務を的確・迅速に処理することが要求されるため、繰り返し訓練を実施する必要がある。このため、町及び防災関係機関は、単独又は共同で次の個別防災訓練を繰り返し実施し、各機関の災害対応能力の向上を図る。

（１）　参集（非常呼集）訓練
（２）　災害対策本部設置訓練
（３）　情報収集・処理・伝達（通信）訓練
（４）　災害対策本部図上訓練
（５）　水防訓練
（６）　消防訓練
（７）　避難（誘導）訓練
（８）　救出・救護訓練
（９）　輸送訓練
（10）　安否確認及び避難所運営訓練
（11）　その他必要な訓練

5　住民等の訓練

災害発生直後においては、地域住民や事業所等の自主消防組織及び地区を担当する消防団による、安否等の確認とそれに続く発災初期の応急救助や消火、避難誘導等の活動が被害を局限するために非常に重要であり、これらの活動を住民が自主防災として適切に行えるようにするためには日頃の訓練の積み重ねが必要である。このため町及び関係機関は、これらの訓練について必要な助言を行う。なお、住民等が行う訓練については、自主防災組織や地区のリーダの参加を求めて行政区等による訓練実施の素地の確立に努め、住民は地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。

6　学校教育等での訓練

学校教育や社会教育においても、防災教育を積極的に推進するとともに、実際の災害に対応できるよう、可能性のある災害を想定するとともに、防災関係機関や家族、自主防災組織、地域住民等を含めるなど、実践的な避難訓練等の実施に努める。

第１０節　物資・資機材整備・調達

【上下水道課・商工観光課・農林振興課・農業委員会】

町は、大規模災害の発生により物資や資機材の調達、輸送が平素のように実施できない場合に備え、平素から被災者への応急救助に必要となる物資や資機材の備蓄・整備、調達体制について準備する。

１　基本方針

（１）　災害発生から数日間は、小売店等からの生活必需物資の調達や被災地域外からの支援が困難になる可能性があることから、必要となる物資の備蓄を行うとともに、調達先や輸送手段の把握・確保など必要な対策を講じる。

（２）　町は、住民・事業者が、平素から推奨１週間分（最低３日分）の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう啓発する。

（３）　町は、住民の備蓄補完や孤立地域の発生を予期し、物資の性質や孤立化の可能性等を考慮して、食料、飲料水、生活必需物資、避難所等に必要な物資を予め要所に備蓄する。この際、物資の保存期間や耐用年数を把握して備蓄物資の効率的な活用に留意しローリングストックにより、常に一定量を保つことに努め、備蓄状況を年１回以上、町のホームページにより町民に周知する。

（４）　町は、平素から、訓練等を通じて物資の運送手段の確認及び整備を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

（５）　町は、救助に必要な物資の供給等が適切かつ円滑に行われるよう、必要な関係者との連絡調整を行う。

（６）　町は、物資の調達供給体制の確保のため、あらかじめ、他自治体・民間事業者との協定の締結や輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。また、協定の締結などの連携強
化に当たっては、実効性の確保に留意する。

（７）　町及び防災関係機関は、災害時における業務継続の観点から、それぞれの災害対策要員向けの食料、飲料水等の備蓄に努める。また、備蓄物資が不足する場合に備えて、他市町村、事業所等との協定締結等により、調達体制の確保に努める。

（８）　人材及び装備機材等の災害応急対策に必要な資源は、生命及び身体の安全を守ることを最優先として、被害見積や情報収集の結果を踏まえて、適切な配分に努める。

（９）物資調達及び避難所運営に係る職員は、国の整備する新物資システム（Ｂ-ＰＬｏ）を活用して、避難所等の要望把握や県・国への支援要請が円滑に行えるよう、研修や訓練の参加し操作方法に習熟に努める。

2　食料・飲料水・生活必需品に関する供給

（１）　供給方針

町は、大規模災害発生時に食料・生活必需品の供給を確保するため、備蓄のほか複数の小売業者等との供給協定締結により調達先の多重化を行うとともに流通備蓄に努める。

（２）　供給体制の確認

流通備蓄については、救援要請から物資の供給までの時間短縮を図るため、災害が大規模かつ広範囲にわたり、必要な情報の収集が困難な場合を想定し、町は、物資調達協定内容の点検や供給までのシミュレーションの実施などに努めるものとする。

（３）　物資調達方法

町は、民間小売事業者等から物資の調達を行うこととなった場合に備え、協定の相手方との定期的な協議や検証を行うなど、当該民間小売事業者等との連携の強化を図る。

（４）　応急給水

町（水道事業者）は、大規模災害による上水道の断水に備えて、県（保健所）や自衛隊への給水車派遣などへの支援要請を行うなど、断水世帯に対する給水体制を整備する。

（５）　飲料水以外の生活用水の確保

町及び関係機関は、上水道の断水に備え、住民や企業が所有する井戸や湧水、地下水採取者の協力を得られるよう登録制度や協定締結を進め、断水時に地域住民の生活用水を確保する体制の整備に努める。

3　災害用装備資機材の整備充実

（１）　資機材の整備充実

防災関係機関は、各機関において所掌する災害応急対策の効果的実施のため、必要に応じ次の災害用資機材の整備充実に努める。その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意する。

ア　救出救助用資機材
イ　照明用資機材
ウ　災害対策用特殊車両
エ　交通対策用資機材
オ　情報収集資機材
カ　その他後方支援用等必要な資機材

（２）　資機材の調達

防災関係機関は、災害時に必要な資機材等を円滑に調達するため、協定を締結するなど、平素から防災関係機関・団体相互間の緊密な連携・協力関係の保持に努める。

（３） 防災関係機関や民間事業者との連携

町は、燃料、発電機、建設機械などの応急復旧活動時に有用な資機材が不足することを想定し、防災関係機関や民間事業者との連携に努める。

４ 燃料の確保

町及び関係機関は、備蓄燃料が不足する事態に備えて、石油連盟及び石油商業組合等と燃料供給に関する協定を締結等、連携体制を構築し、災害時の燃料の確保に努める。

５ 災害復旧用木材の確保

町は、災害時において木材の不足により応急対応や復旧に支障をきたす場合は、県に対して国有林材の供給の促進等について九州森林管理署及び熊本県森林管理局並びに木材関係団体等からの協力が得られるよう要請し、災害救助及び復旧に必要な木材の確保に努める。

６ 物資の管理・輸送等

町は、国・県等からのプッシュ・プル支援などにより輸送される大量の物資の受入れや仕分けのため、（有）江里運送倉庫及び免田防災倉庫を集積拠点として準備する。集積された支援物資は、各指定避難所へ輸送しこれを基点に、届出避難所のほか、在宅や軒下避難者及び車中泊避難者等の多様避難形態をとる被災者へ供給する。このため、江里運送のほか他の運送事業者と協定締結により輸送力を確保するとともに、自主防災組織等住民との連携や訓練を実施するなど、災害に備え体制の構築に努める。

物資の管理等の平素の備蓄から災害時の被災者支援時の要請・輸送・管理等に関しては新物資システム（Ｂ－ＰＩｏ）を活用して実施する。

第１１節 避難収容【全課共通】

１ 避難場所の整備及び選定

（１） 緊急避難場所及び避難所

ア 広域避難場所の検討

町は、大規模災害発生時の他市町村等からの避難者収容や大規模火災からの住民の緊急避難のために必要な規模及び構造を有する広域避難場所（防災公園）の整備を検討する。

イ 緊急避難場所及び避難場所の指定

町は、災害対策法等関係法令及び国・県の防災計画に基づく緊急避難場所及び避難所について、次の施設を指定する。

（ア） 指定緊急避難場所

災害の危険が切迫した緊急時に安全を確保する場所であり、異常な現象の種類ごとに指定

施設名	地　震	土　砂	浸･洪水	大火災
白寿荘	×	○	○	○
あさぎり中学校体育館	○	○	○	○
上小学校体育館	○	○	○	○
町ヘルシーランド	○	○	×	○
ポッポー館	○	○	○	○
町総合福祉センター	×	○	○	○
せきれい館	○	○	×	○

（イ）　指定避難場所

被災者が一定期間、避難生活を送る場所

地区	施設名	備考
須恵	須恵文化ホール 大ホール	緊急避難場所を兼ねる
	〃　　研修室・会議室	予備１
	須恵小学校体育館	予備２
深田	深田高山総合運動公園体育館	緊急避難場所を兼ねる
	定住促進センター	予備１
	深田小学校体育館	予備２

地区	施設名	備考
上	上総合運動公園体育館	緊急避難場所を兼ねる
	〃　　武道場	予備１
	県立南稜高校体育館	予備２
免田	免田地区体育館	緊急避難場所を兼ねる
	〃　武道場	予備１
	免田小学校体育館	予備２
岡原	もみじ館	緊急避難場所を兼ねる
	岡原保健センター	予備１
	岡原小学校体育館	予備２

（ウ）　学校施設の避難所等については、学校が教育活動の場であることに配慮し、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

ウ　地区等避難場所の届出（届出避難場所）

町は、住民の速やかな危険回避や避難生活の快適性向上、避難者支援の円滑化等のため、前項の指定避難所等とは別に、行政区や自主防災組織等は（以下、「行政区等」という。）自主的に避難場所としての施設を届け出ることができる。なお、届出に係る要件等は次のとおり。

（ア） 届け出ることができる施設は、所有者又は管理者（以下「管理者等」という。）の許可を得た地区の集会所又は民間施設等であって、災害の種別（土砂災害、洪水、地震等）に応じて安全を確保できる施設とする。なお、災害対策基本法施行令第 20 条の 6 項の規定を満たすと町長が認める施設は、指定避難所（以下、「避難所」という。）に準ずる旨を兼ねて届け出ることができる。

（イ） 届け出は、行政区等地域コミュニティの代表者等とし、下記の様式により町長に申請する。町長は、届出があった場合は当該施設を届出避難場所として登録し、その旨を届出者に通知する。また、届出避難場所の登録内容を変更する場合、廃止する場合についても、同様式により町長に届け出るものとする。

（表）

届出避難場所の登録届出書（注1）裏面をご覧ください。

1 届出者 （開設・運営に係る方をお書き下さい。）	組織・団体名			
	代表者			
	住所（電話番号）			
	下記施設を＿＿＿＿＿＿＿＿の（使用する組織名を記載下さい。） □ 避難所兼緊急避難場所として届出ます。（注2） □ 浸水害 ・ 地震 ・ 台風 ・ 大規模火災 における緊急避難場所として届出ます。※ 該当する災害を○で囲んでください。			
2 届出施設	施設名			
	所在地			
	施設管理者			
	建物構造	木造 ・ 鉄骨 ・ RC ・ その他	床面積	㎡
	完成年月	昭和 ・ 平成 ・ 令和 年 月	収容予定人数	
3 施設管理者	本施設の緊急避難場所として使用することを許可します。 （住所）＿＿＿＿＿＿＿＿ （氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿㊞ （電話番号）＿＿＿＿＿＿＿＿ ※ 施設管理者が町長の場合は省略できます。			

登録番号	

上記の申請を 承認 ・ 限定的に承認 ・ 不承認 します。（注3）

理由等：

令和 年 月 日

あ さ ぎ り 町 長 ㊞

---------- 以下は、上記避難所を廃止する際にご記入し、提出ください。 ----------

上記の届出避難場所を廃止します。

届出者 （組織・役職） （氏名） ㊞

施設管理者（組織・役職） （氏名） ㊞

廃止を承認します。

令和 年 月 日

あ さ ぎ り 町 長 ㊞

本通知書は、届け出の当該施設で大切に保管してください。

（ウ） 届出避難場所は、行政区等が自主的に開設・運営することとし、原則的に町は職員の派遣を行わないものとする。なお、災害等により開設した場合は、町に連絡するものとする。

（エ） 行政区等は、届出避難場所に受入れ可能な人数をあらかじめ定めることができる。ただし、大規模災害など避難所の不足により町が行政区等に対して基準以外の避難者の受入れ、あるいは避難者の減少により避難所等の統合などを要請したときは、可能な範囲でこれに協力する。

エ　車中泊避難場所の整備

近年の大規模災害における教訓を踏まえ、安全な場所に大規模な駐車場を備える事業者等との協定締結等を推進し、自家用車等による避難場所を整備する。

オ　避難場所の通報

町民は、在宅避難、又はやむを得ず指定の避難所等や届出避難所に避難できずに軒下、車中泊により避難する場合においては、その場所と避難している者の氏名・人数・必要な支援について、最寄の指定避難所に通報するものとする。

カ　感染症等対策

感染症等患者の発生を予期しその隔離のため、平時から生活福祉課、高齢福祉課、健康推進課が連携して、ホテルや旅館等の活用等を含めてあらかじめ、対応を検討する。

キ　避難場所等の表示

指定緊急避難場所等については、住民や旅行者などの一時滞在者が速やかに避難できるよう案内誘導標識を設置し、災害種別一般図記号によりどの災害に対応した避難場所であるかを明示する。また、平素から避難訓練を実施することなどにより住民に周知し、速やかな避難ができる体制の構築に努める。

（２） 避難路

町は、指定緊急避難場所等への避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するため、地形及び建築物などの状況を踏まえて安全な経路を選定するとともに道路等の整備、必要な案内標識、誘導標識等の設置に努める。

（３） 避難所の環境整備等

町は指定避難所となる施設における当面の生活に必要な物資の備蓄基準を定めて町民に公表するとともに、具備する区画施設等に定めるように努める。

その他避難所においても、食料や飲料水、トイレ設備、簡易ベット、パーティションなど生活の質の維持のための資機材の備蓄に努め、これらの調達にあたっては、高齢者や障がい者、女性、子供、食物アレルギー保有者などに配慮する。

（４） 近隣市町村における避難場所の設置

町は、被災状況等により必要に応じて、県又は近隣の市町村の協力を得て、避難場所を近隣市町村に設ける。

2　避難指示等の発令の判断基準の整理

（１）　町は、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下、「避難指示等」という。）を適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるように、あらかじめ発令の判断基準を定める。このため、平素から気象庁からの防災に関する情報のほか、八代国道河川事務所の「球磨川水害タイムライン」等、各機関の情報に注意するとともに連絡体制を維持するほか日出・日没を考慮し、躊躇ない避難指示等発出のほか、令和７年８月豪雨の教訓を踏まえて線状降水帯発生予測情報等に応じ、予防的避難を呼びかける等できるよう準備する。

（２）　別紙第１２「あさぎり町タイムライン(令和８年度：新たな防災気象情報に基づく)」

3　避難誘導の事前措置

（１）　避難誘導の準備

町は、高齢者等避難の発令、状況により予防的避難の呼びかけ以降、消防団をもって地区防災計画に基づく避難経路及びその近傍において住民の避難誘導を行う。その際、水害と土砂災害、台風等の暴風と浸水の同時発生等、複合的な災害発生にも備える。

（２）　情報伝達手段の整備

町は、告知放送や防災ラジオ、あさぎりナビ等の既存のインフラを活用して災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段を不断に維持するとともに、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築を図る。また、町は、過去の災害における住民の避難状況や情報伝達及び放送等の技術開発の進捗を踏まえ、地域の特性に適したあらゆる手段を講じて避難の発信力強化を進める。

（３）　指定緊急避難場所等の周知徹底

ア　町は、大規模災害発生時に的確な避難行動ができるように、平素から次の事項について住民に対する周知徹底に努めるものとする。

（ア）　指定緊急避難場所、指定避難所の名称及び場所

（イ）　指定緊急避難場所、指定避難所への経路

（ウ）　避難指示等の伝達方法

（エ）　避難後の留意事項

指定緊急避難場所は、災害種別に応じて指定がなされていること、避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること、一つの施設が指定緊急避難場所と指定避難所を兼ねる場合は、特定の災害においてはその施設への避難は適切ではない場合があること等、避難場所と避難場所の意義について周知徹底に努める。また、住民に対して防災マップ、案内標識、誘導標識等の見方や意味などについても周知徹底する。

イ　町は、街頭への浸水深や避難所などの標識設置によるリアルハザードマップの整備に取り組む。

ウ　警察は、町と連携して平素から地域住民に指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路及び避難時の留意事項等について周知徹底をする。なお、その際、各種警報等が発令された場合を想定し、常に最も安全かつ効果的に誘導できる避難経路等の確認に努める。

（４）　広域避難及び被災者の運送

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難のため、九州・山口９県間及び熊本県各市町村、球磨郡町村間で締結する自治体間応援協定のほか、被災者の運送を円滑に行えるよう運送事業者等との協定締結を推進する。また、広域避難及びその受入れの手順等を定めるよう努めるとともに、避難又は受入れが予想される場合は躊躇なく実施する。このため、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、平素から関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。

（５）　多数の者が出入りする施設における対策

病院、駅等の多数の者が出入りする公共施設を管理する者は、具体的な避難計画の策定に努めるとともに、町、消防機関、警察等と綿密な連絡をとり、災害時に対処する体制を常に確立する。

（６）　児童生徒等の対策

町は、学校等と保護者との間で、災害時の児童生徒の引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。また、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、幼稚園・保育所等の施設の確認や、市町村間及び県との相互連絡・連携体制の構築に努める。

（７）　指定避難所以外の施設における対策

指定避難所以外の施設の管理者は、大規模災害時に多くの住民が避難してくることを想定し、あらかじめ施設の安全性の確認方法や避難者への対応方針等について準備するとともに、市町村担当部局等や近隣の指定避難所等を把握する。

４　速やかな避難所開設のための体制構築

町は、複数開錠者の事前指定や施設開錠者等との緊急連絡網を作成するなど、避難指示等発令後速やかに避難所開設を行うための体制を構築する。

指定管理施設を指定避難所とする場合には、あらかじめ町と指定管理者との間で避難所運営に関する役割分担等を定めておくとともに、避難所開設チェックリストや避難者開設報告書等の事前準備も進めるよう努める。

５　避難所運営マニュアルの作成等

町は、災害時に設置される避難所について、開設・運営のための手順や備えるべき機能や施設、配慮又は着意点等についてマニュアル化し、避難の運営に係る関係者へ周知する。住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努め、避難生活支援に関する支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。また、行政区や自主防災組織等の住民組織、消防団、社会福祉協議会等

のほか、協力が得られればＮＰＯ、ボランティアと連携して避難所開設・運営訓練の実施などにより、避難所運営マニュアルの確認や見直しに努める。

6　避難所における男女共同参画の推進

町は、避難所運営委員会設置に関する検討会（年間２回を基準に実施）に男女共同参画審議会の代表者が参加し、男女共同参画の視点からの意見が反映された別冊「あさぎり町避難所運営マニュアル」の作成に努めている。

7　避難所におけるボランティア等の受入れ

町は、避難所でのボランティア等の活用が十分に図られるよう、平素から、避難所におけるボランティア等の受入方法や役割（業務）を明確にしておく。

8　車中避難者等を含む指定避難所外避難者への対応

町は、災害により電気・水道・ガス及び物流などの生活インフラが機能しない状況においても、事情により車中や在宅、軒下など避難所以外への避難者が生じることを想定し、物資の支援や情報提供を行うため、指定避難所等を基点とし、町、自主防災組織や各避難所の運営委員会等、関係支援機関が連携してそれぞれの避難場所への支援体制を整備するとともに、住民自ら避難場所などの避難状況を災害対策本部等へ連絡する仕組みづくりなど避難所外避難者の支援に係る具体的な対策をあらかじめ整理しておく。また、保健師、福祉関係者、ＮＰＯ等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

また、町は車中泊避難等の限られたスペースにおいて長期避難を行うに当たっての健康上の留意点や事前に備蓄しておくと有利な物資についての周知に努める。

9　避難者の受入れ

町は、町外から訪れるビジネスマンや旅行者あるいはホームレス等について、住民票の有無などに関わらず指定避難所等への受け入れに努める。

10　応急仮設住宅建設予定場所の選定

町は、下記の建設候補地のほか、被災の度に応じて、生活インフラや学校・医療、災害リスク等を考慮し、選定・確保する。また、必要とする時期に速やかに応急仮設住宅の建設ができるような体制の整備に努める。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

No.	名 称	地区
1	上総合運動公園グラウンド	上
2	旧岡原中学校グラウンド	岡原
3	須恵文化ホール駐車場	須恵
4	高山総合運動項公園駐車場	深田
5	免田永才運動公園	免田
6	免田総合体育センターグラウンド	

11 孤立化地域対策

町は、孤立化の危険性がある地域をあらかじめ見積り、円滑な避難や救出等の必要な支援が行えるよう、既存の通信回線のほかに非常の連絡手段を整備するほか、速やかな物資の補給等のため小規模な農道・林道等に至るまで使用できる経路の把握に努める。

12 被災した飼養動物の保護収容に関する対策

町は、被災地に残された飼養動物の収容及び餌の確保、特定動物の逸走防止及び捕獲等の措置が、県、地域住民、獣医師会、動物愛護団体等と連携して迅速に行われるよう努める。

13 施設の災害予防対策の推進

町は、所管の施設の災害予防対策を推進するため、各事業者に対して、次の事項を必要に応じて指導、助言するとともに、被災情報の収集に必要となる連絡網の整備や災害復旧を含めた補助制度の周知等を行う。

（1） 施設独自の自主防災計画を整備し、防災組織体制の確立を図ること。
（2） 国庫補助制度の積極活用などにより、施設における安全性の確保を図ること。
（3） 施設の職員及び利用者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。
（4） 施設の職員及び利用者に対し、避難訓練を実施すること。

第12節 避難行動要支援者支援

【総務課・生活福祉課・高齢福祉課・健康推進課・消防機関・社会福祉協議会・自主防災組織】

避難行動要支援者（要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者）のうち、災害に際し、自らの避難が困難で、円滑・迅速な避難を確保するため特に支援を要する者）等の避難支援対策は、本節の定めるところによる。

町は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平素から避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者と共有

し、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

Ⅰ　避難行動要支援者等支援体制の整備

（Ⅰ）　避難行動要支援者の把握等

町は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命、身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）について定める。また、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発に努める。

（２）　避難行動要支援者名簿等の情報提供

町は、あらかじめ避難支援等関係者等へ避難行動要支援者名簿や個別避難計画等を提供する場合は、事前に避難行動要支援者等から同意を得る。ただし、状況急を要し、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護する為に特に必要があると認めたときは、同意を得ずに、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係以外の者に対し、個別避難計画情報を提供できる。

（３）　避難行動要支援者名簿の作成

町は、「あさぎり町避難行動要支援者名簿に関する条例及び施行規則」（以下「条例」、「施行規則」という）に基づき、避難支援等を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成するとともに、避難行動要支援者の同意を得たうえで関係者への周知に努める。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、少なくとも１年に１回更新する。併せて、平素より避難支援等関係者に名簿情報を提供することに不同意であった者について、概ね１年おきに同意確認を行う。なお、支援業務の迅速化・効率化のため、作成にあたっては、デジタル技術を活用する。また、作成した避難行動要支援者名簿は、庁舎が被災した場合においても支障が生じないよう、データのバックアップ体制（紙媒体、複数の保管場所など）を構築するとともに、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

（４）　避難支援等関係者への名簿情報提供及び情報伝達体制の整備等

町は、災害に備え、条例及び施行規則の定めにより、消防機関、警察機関、民生・児童委員、社会福祉協議会、区、自主防災組織その他避難支援等の実施に携わる者（以下「避難支援等関係者」という。）へ、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供して協力を得ながら、避難行動要支援者への情報伝達体制を整備する。なお、災害に際しては、避難行動要支援者を災害から保護するために特に必要と認められる場合、避難支援等に必要な範囲で避難支援等関係者以外の者へ、避難行動要支援者の同意を得ることなく名簿情報を提供できる。

伝達網の整備に当たっては、伝達者の不在時においても確実に伝達されるように複数のルート化等に配慮する。また、情報伝達にあたっては、避難行動要支援

者のそれぞれの特性を踏まえて伝達方法を工夫するよう配慮するとともに、多様な手段を活用して情報伝達を行うよう努める。特に障がい者の情報取得・意思疎通については、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の充実を図るとともに設備又は機器の設置推進その他の必要な施策を講ずるとともに、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。

（５） 避難誘導の支援、安否確認の体制づくり

ア　避難支援等実施者の選定等

災害発生直後に、避難行動要支援者の避難誘導を迅速に行うためには、同居の家族や近隣住民の積極的な協力が必要であり、町は、自助、共助の順で避難行動要支援者にとって身近な者から避難支援等実施者を定める。また、町は、自助・共助による支援が受けられない避難行動要支援者について必要な支援内容や避難支援等実施者を定めるため、避難支援等関係者の他、介護保険事業者や社会福祉施設関係者、障がい者団体等の福祉関係者、患者搬送事業者（福祉タクシー等）、地元企業等の様々な機関等と連携を図る。特に、避難行動要支援者を避難所に移送する場合に備え、あらかじめ患者搬送事業者等と協力しながら、その移送先や移送方法等について定めるよう努める。

イ　関係機関等の役割分担

町は、災害時の避難誘導、安否確認等を適切に行うため、避難支援等実施者及び地域住民等の避難支援等関係者と連携し、災害発生時にそれぞれ具体的にどのような支援を行うかなどの役割分担や避難誘導の経過や安否確認の結果の情報集約方法などについて、認識の共有を図る。また、町は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー等）の連携により、高齢者や障がい者等の要支援者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

ウ　避難誘導の支援体制づくり

在宅の避難行動要支援者を指定緊急避難場所等へ避難誘導するため、平時から避難行動要支援者に関する
情報の把握・共有、避難支援者を中心とした近隣のネットワークづくりを進め、地域住民同士の協力関係をつくることが重要であるので、町は、個別避難計画を作成し、地域住民に十分説明するとともに、研修や避難訓練など実施を通じて避難行動要支援者の避難支援に対する地域住民の理解促進を図り、平時からの避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難支援者を中心とした近隣のネットワークなど地域住民同士の協力関係の構築に努める。また、町や行政区・隣保班、自主防災組織等は、住民相互の助け合いによる避難支援等の体制を構築するため、平素から避難行動要支援者を含め、普段から住民同士が顔の見える関係を構築することを促すとともに、地域おこしのための活動やボランティアとの連携

を検討するなど避難支援等関係者を拡大する取組みに努める。更に、町は、避難所の表示や避難誘導標識の設置においても、避難行動要支援者に配慮したわかりやすい表記等に努める。なお、一般に避難行動要支援者の避難には時間を要するため、努めて円滑に避難できるように、平時から避難行動要支援者が参加する避難訓練等により避難支援者とともに避難方法や避難経路等の確認を行うほか、福祉避難所を活用した予防的避難などの普及啓発を図る。

エ　安否確認の体制づくり

町は、災害発生時に速やかに避難行動要支援者の安否確認が行えるように、平素から避難行動要支援者と関係する社会福祉施設、居宅介護支援事業者、関係団体（障がい者団体、患者団体、老人クラブ等）と連携を図るなど、安否確認の体制を整備する。

（６）　福祉避難所を含めた避難所の確保

町及び指定避難所となる施設の管理者は、要配慮者用のスペースの確保やバリアフリー化を行うなど、要配慮者を考慮した施設整備を進める。

また、町は、あらかじめ社会福祉施設、デイサービスセンター等の通所施設やホテル等の宿泊施設との協定締結など、避難行動要支援者の特性に応じた専用の避難所（福祉避難所）の確保を進める。特に、医療的ケアを必要とする者の災害関連死等を防ぐため、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮を行うとともに、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。併せて、住民への周知徹底を図るとともに、福祉避難所の人員確保を図るため関係団体との連携に努める。

なお、福祉避難所の運営を円滑に行うために、町は福祉避難所運営マニュアルをあらかじめ作成して、関係者の研修・訓練を実施する。

（７）　要配慮者に配慮した物資の備蓄等

指定避難所等には、要配慮者の避難に備え、紙おむつや生理用品等の生活必需品や、お粥、乳児用の粉ミルク、食物アレルギー対応食品等の食料の備蓄のほか、障がい者用の仮設トイレ、医療機器の電源となる非常用発電機等の整備に努める。

２　避難行動要支援者支援の円滑な実施のための方策

（１）　個別避難計画の策定

ア　町は、避難行動要支援者の避難誘導を円滑に実施するため、町の避難行動要支援者全体に係る全体的な計画と、避難行動要支援者一人一人の避難行動要支援者に対して複数の避難支援者、避難場所、避難経路などの避難方法について定めた具体的な計画の策定に努め、この際、局地的な地域特有の課題などに留意する。個別避難計画の策定について避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。

策定された個別避難計画については、避難訓練等を通じて定期的に確認を行い、必要に応じて見直す。なお、個別避難計画の作成に当たっては、「避難行動要

支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和３年５月内閣府策定）」を参考とし、避難行動要支援者業務は、生活福祉課を中心として横断的に行う。

イ　避難行動要支援者が居住する地域の災害想定の危険度等（土砂災害警戒区域、浸水想定区域）を考慮の上、優先度の高い者から作成するなど段階的に作成完了を図る。

（２）　避難行動要支援者支援班の設置

町は、避難行動要支援者の避難支援業務を的確に実施するため、生活福祉課を中心とした横断的な組織として「要支援者対応班」の設置に努める。

要支援者対応班は、平時には、避難行動要支援者情報の共有化、個別避難計画の策定、避難行動要支援者参加型の防災訓練の計画・実施、広報等を行い、災害時には、避難準備情報等の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握などの業務を行う。

第１３節　災害ボランティア【生活福祉課・消防団・社会福祉協議会・自主防災組織】

大規模又は甚大な災害に際して、被災者のニーズや被災者一人一人に対するきめ細やかな支援のためにはボランティアによる支援活動が大きな力として期待されている。

災害時のボランティア活動は、自主性を持ちながらも、地域の関係機関等と連携しながら活動を展開することが求められている。そのため、災害発生時において災害ボランティアによる被災者支援が円滑かつ効果的に展開できるよう、県と連携して以下の取り組みを行う。

１　地域福祉の推進

町は、災害発生時の被災者のニーズを把握しつつ災害ボランティア活動の展開を迅速・円滑に進めるため、平時から、社会福祉協議会（以下「社協」という。）、行政区や自主防災組織、消防団、民生及び児童委員、ボランティア、ＮＰＯ、社会福祉法人等と連携して、災害時の相互協力の在り方について合意形成に努めるなど、地域の支え合いによるまちづくりを進める。また、町や社協は、地域の各種会合の際に、防災や災害時対応等について考えてもらう機会も積極的に取り入れるようにする。さらに、その地域だけでは対応できない大規模災害に備え、地域外の支援機関・団体との平時からの連携やその他取り組みに努めなければならない。このため町は広報・啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者や住民の関心と理解を深め、休暇取得の促進その他ボランティアによる防災活動への住民の参加促進のため必要な措置を講ずる。

2　関係機関との協働体制の構築

町や社協等は、行政区や自主防災組織、消防団、民生委員児童委員、ボランティア、ＮＰＯ、社会福祉施設等の関係機関等と、定期的な連携会議の開催や訓練等により各機関・団体相互の役割の明確化と連携強化に努める。また、災害発生直後の混乱した時期における初動体制や段階に応じて変化する被災者のニーズへの対応等を定めたマニュアルを各関係機関・団体の合意のもと策定して訓練を実施するなど体制強化に努める。更には、広域災害に備え、他の市町村社協との連携が円滑になされるよう、平時から応援協定の締結等による連携に努める。

3　災害ボランティアの養成登録及び活動に必要な体制整備

町及び社協は、被災者を支援するボランティア活動が円滑に行われるよう、必要な体制を整備するとともに、避難所運営や避難生活支援に取組む地域の人材確保に努める。

（１）　養成及び登録

社協は、町の支援のもと災害発生時にボランティアの需給調整や関係機関との連絡調整等を行うボランティアコーディネーターやボランティアリーダーを計画的に養成するとともにその資質の向上に努める。また、町と連携を図り、平時からボランティアコーディネーターをボランティアセンターに配置するなど、災害時の活動調整の強化に努める。更に、災害時に必要な自己責任、自己完結型のボランティア活動のあり方などについての理解を深めるため、研修会、啓発事業などにより普及啓発を行うほか、災害発生時における連絡体制、活動内容などに関するルールづくり等に努める。また、社協は、災害発生時、特に初動期に可能な限り多くのボランティアに参加してもらえるよう、平時におけるボランティアの事前登録制度の充実を図り、活動できる個人やボランティア関係団体を事前に登録しておくとともに、当事者の了解のもと、登録情報を作成する。

（２）　体制整備

町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会との役割分担等を定めるよう努め、特に、災害ボランティアセンターの設置予定場所についてはあらかじめ明確にするよう努める。また、国が登録している被災者援護協力団体との連携を強化する等、ボランティアの活動に関する、研修訓練等の制度、受入れ調整体制、活動拠点、安全確保などの活動環境の整備を図る。

社協は、災害規模に応じ、災害時の各段階に応じて災害ボランティアと連携した被災者支援ができるよう、平時から、災害時に設置する被災地センターによるニーズ把握、災害ボランティアの募集範囲、受付・運営体制等の構築に努める。

４　ボランティアの受入体制の整備

社協は、大規模な災害発生時に他市町村及び県外から訪れるボランティアが円滑に活動できるように、平時から他市町村及び県外の社協やＮＰＯ等の災害ボランティア団体ネットワーク等と連携を図るなど、受入体制の整備を行う。

町及び社協は、ＮＰＯ等のボランティア団体ネットワークと協力し、平時から住民に対して、災害発生時における被災地センターやＮＰＯ等のボランティア団体の活動や役割等について理解促進を図る。

５　災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携

町及び社協は、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。また、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努める。

第１４節　事業継続計画【全課共通】

町及び防災関係機関は、大規模災害時においても災害対応等の業務を適切に行うため、業務継続計画（ＢＣＰ）を定めるものとする。なお、町役場の各部署は、災害時に災害応急対策や復旧・復興の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画（ＢＣＰ）の策定等に当たっては、次の事項を盛り込む。

１　組織の長が不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
２　重要な行政データのバックアップ
３　非常時優先業務の整理

また、当該計画の実効性を確保するため、地域の特性等を踏まえつつ、食料・物資などの資源の確保、定期的な教育・訓練・点検等を実施し、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

第１５節　受援計画【全課共通】

町及び防災関係機関は、災害の規模等に応じて他の地方自治体等からの応援職員が円滑に災害時の応急・復旧業務を遂行できるよう、国の「災害時受援ガイドライン」等を参考に、受援計画を策定する。

策定に当たっては、平時から民間の企業やボランティア団体等も含め、顔の見える関係を構築するとともに、応援の受入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえ災害対応業務の実行性を確保するよう計画の継続的な見直しを行う。

１　受援計画の策定に当たっては、次の事項について定める。

（１） 総括（共通）

ア 応援要請の手順

イ 受援体制

（ア） 受援組織の設置

（イ） 受援組織の構成、役割

ウ 応援の人的・物的資源の管理体制

（２） 人的・物的支援

ア 受援対象業務の整理

（ア） 応援職員（勤務公署以外に自主登庁した職員を含む。）が行う業務の明確化

（イ） タイムラインによる受援対象業務の全体像の整理

（ウ） 業務毎のマニュアルの整備、必要な資格、業務の実施時期、人員数等の整理

イ 応援職員の活動環境の確保

応援職員の活動に必要な執務スペースや資機材（通信・ＯＡ機器、交通手段、燃料）、水・食料、宿泊場所の確保

２ 応援団体との連携

（１） 応急対策職員派遣制度の活用

町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。なお、応援職員の派遣に当たっては、感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。更に、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合を想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

（２） 他の地方自治体との相互応援協定の締結

町は、自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方自治体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、近隣の地方自治体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方自治体との協定締結も考慮する。

第４章

災害応急対策計画

第１節　組　織【全課共通・警察・消防機関・自衛隊・自主防災組織】

１　防災組織

（１）　防災会議

あさぎり町の防災を総合的に推進するため、災害対策基本法第１６条及びあさぎり町防災会議条例に基づき、町の防災会議を組織して地域防災計画を作成し、その実施の推進を図る。

（２）　災害対策本部

災害が発生し又は、災害発生のおそれがある場合に防災活動を強力に推進させるため、災害対策基本法第２３の２及びあさぎり町災害対策本部条例並びにあさぎり町災害対策本部規定（以下、「本部規定」という。）に基づき、町災害対策本部を設置する。

ア　設置基準

（ア）　震度６弱以上の地震が発生した場合。職員の自主登庁により設置する（以下「自動設置」という。）

（イ）　町に特別警報(ただし、台風及び地震動に関する特別警報を除く。)が発表された場合（自動設置）

（ウ）　災害が発生し又は発生するおそれがあり、その規模及び範囲からして本部を設置し、応急対策を必要とする場合

（エ）　前記のほか、激甚災害で、特に応急対策を実施する必要がある場合

（オ）　現地災害対策本部

被災地が町災害対策本部から遠隔の場合、また、本部との通信連絡に円滑を欠く場合、その他必要に応じ主要災害地に本部長の指示により設置する。

ａ　現地災害対策本部には、現地の情報収集、被害報告及び協力機関と救助・救護等に係る調整ができる職員(本部長の指名する者)を派遣する。

ｂ　災害対策本部長は、現地災害対策本部に派遣する職員から現地災害対策部長を指名し、現地災害対策本部において各防災関係協力機関等の総合調整を実施させる。

イ　設置場所

（ア）　第二庁舎２階災害対策室及び議場に設置する。

（イ）　上記場所に設置できない場合は、町生涯学習センターに設置する。

ウ　編　成

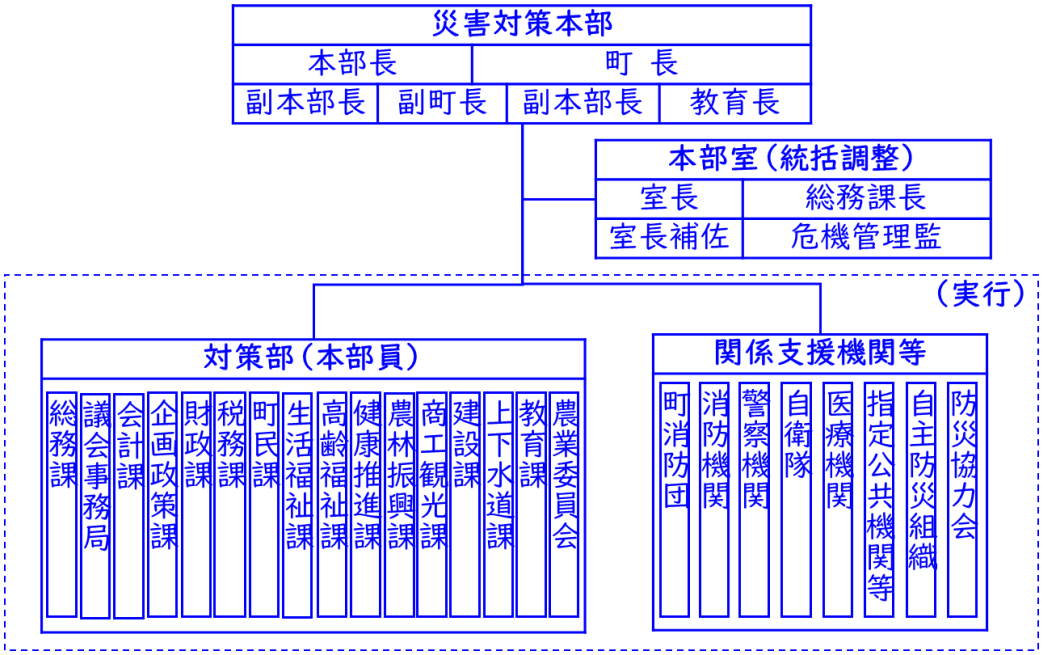

2　災害対策本部の組織

（１）　本部規定に基づき町長を本部長とし、町長に事故がある場合は、副町長、教育長の順で職務を継承する。

（２）　別紙第１３－１「災害対策本部の編成・任務」

（３）　本部室（統括調整）

本部規定の災害対策本部室に示される事項を行うにほか、次のとおり。

ア　本部室長

本部長の状況判断を補佐し、対策部内各課及び各防災機関等の活動等を横断的に調整し、迅速かつ効果的な応急対策（救命救助、安否不明者捜索、被害防止、避難者支援、応急復旧）を実施する。

イ　危機管理監

本部室長を補佐して効果的な応急対策を行うため、各対策課及び各関係支援機関の運用構想を確立して、特に人命救助、安否不明者捜索、避難支援、被害の防止・局限の安全かつ迅速な実施を図る。

ウ　各係

それぞれの任務に基づき、被害情報等を収集して必要な部署に共有伝達するとともに、各対策課及び関係支援機関と横断的に調整し、速やかな応急対策活動の実施に資する。

エ　本部室の編成・役割

別紙第１３－２「災害対策本部（本部室）の編成・役割」

3　本部員会議

設置規定によるほか、対策部各課長及び危機管理監を加える。

４　廃止の基準

本部長が、災害発生の恐れが解消したと認めたとき又は、災害応急対策が概ね完了したと認めたとき。

５　設置又は廃止の公表

災害対策本部を設置又は廃止した際は、公表するとともに関係機関に通報するものとする。

第２節　職員配置【全課共通】

災害が発生又は、そのおそれがある場合における職員の配置体制及び配置方法について定め、応急措置等の円滑な実施を期する。

１　職員配置体制の整備

（１）　職員への周知徹底

防災関係機関及び町役場の各課長は、災害が発生の又は、そのおそれのある場合における災害応急措置を迅速かつ確実に推進するため、所属職員の一部又は全部が直ち活動出来るようにあらかじめ体制を定め、周知徹底するとともに、相互に協調するように努める。

（２）　速やかな警戒体制の確立

各課長等は、災害警報発令時の警戒体制の迅速な確立を図る為に必要な要員を警戒体制配置職員として常に指定する。

２　災害対策本部設置前の警戒体制

（１）　気象災害等

ア　気象業務法に基づく災害に関する警報が１以上発表されたとき又は、災害発生のおそれがある場合、若しくは災害が発生した場合は、総務課長の指示に基づき、職員を配置し、警報の伝達、災害情報・被害情報の収集、避難情報の発令等の災害応急対策の実施にあたる。

イ　各警戒体制と移行基準

別紙第１４「警戒体制と移行基準（気象災害等）」

（２）　地震

ア　地震の発生や南海トラフ臨時情報の発表に際しては、職員は自主的に登庁して警戒体制等に移行する。

イ　各警戒体制と移行基準

別紙第１５「警戒体制と移行基準（地震）」

３　警戒体制及び災害対策室の配置

（１）　情報収集体制の編成・任務

別紙第１６「情報収集体制の編成・役割」

（２） 第１警戒体制の編成・任務
別紙第１７「第１警戒体制の編成･役割」
（３） 第１警戒体制の編成・任務
別紙第１８「第２警戒体制の編成･役割」
（４） 各警戒体制に応ずる災害対策室の配置
別紙第９「情報処理マニュアル」付紙による。

４ 職員の食料等の備蓄
町は、災害時においても業務を継続させるため、災害対策室要員の３日分の食料等を備蓄する。また、備蓄物資が不足する場合に備えて、他市町村、事業所等との協定締結等により、調達体制の確保に努める。

５ 被災市町村等への職員派遣
応援職員の派遣に当たっては、町は、感染症対策のため、派遣職員の健康管理等を徹底する。また、町は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。更に、地方公共団体は、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮する。

第３節 災害警備【総務課・消防団・警察】

１ 方 針
町は、災害発生時の混乱に乗じて発生する犯罪行為を未然に防止するため、応急対策部（消防団）による巡回警備や警察と連携した防犯活動のほか、警備事業者との協力協定の締結を推進し、避難所及び補給拠点・備蓄倉庫等の保全を図る。また、警察から提供される不審者情報等を適時適切に町民へ発信し、町民の防犯意識の高揚を図る。

２ 災害警備に係る応急対策部（消防団）の任務
（１） 巡回警備
ア 不審者情報等に基づく巡回警備
（ア） 各避難所
（イ） 避難者の留守宅等及びその周辺地域
イ 町民の安全確保と不安解消のための巡回警備
あさぎり町全域
（２） その他、警察との調整・依頼に基づく防犯活動

第４節　応急要請（自衛隊を除く。）【全課共通・警察・消防機関】

町は、大規模災害時に災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ必要な相互応援協定の締結など、広域的な応援体制を整備する。

警報等の発令に際しては、先入観に陥ることなく被害情報を把握して、あらゆる通信手段により関係支援機関等への迅速な情報の伝達に努め、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係支援機関等からの応援体制を確立する。

協定に際しては、近隣の団体に加え大規模な災害等による同時被災に備え、人吉球磨あるいは中南部九州以外の地域に所在する団体との締結を考慮する。

１　熊本県市町村災害時相互応援に関する協定に基づく応援要請

町は、熊本県内で被災した市町村が単独では十分な応急の復旧対策が出来ない場合に、熊本県市町村災害時相互応援に関する協定に基づき次を基準に必要な応援を行う。

町は、市町村区域を越える住民の広域的な避難の想定など、協定内容の充実・強化への取り組みを継続して行う。

（１）　食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供

（２）　被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等の活動に必要な資機材及び物資の提供

（３）　救援・救助活動等の応急復旧活動に必要な車両、舟艇等の提供

（４）　救援・救助、医療、防疫、清掃その他応急復旧活動に必要な職員の派遣

（５）　その他、特に被災市町村から要請があった事項

２　緊急消防援助隊の出動要請

（１）　町長は、大規模災害の発生に際して既存の消防力だけでは迅速な人命救助等ができないと判断したときは、速やかに知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請する。

（２）　町長は、緊急消防援助隊の出動要請を行った場合は、上球磨消防組合消防本部消防長へ連絡する。

（３）　町長は、緊急援助隊を要求した場合、応援等調整本部を設置して緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動を支援する。

応援等調整本部は、町長を本部長とし、町長又はその委任を受けた者、あさぎり町派遣職員、消防庁派遣職員、県派遣職員、指揮支援部隊長、代表消防機関派遣職員又は県内広域応援消防隊の代表者をもって構成する。

（４）　調整本部は、消防長、後方支援本部と連携して次の事項を司る。

ア　緊急消防援助隊の部隊配備に関すること。

イ　関係機関との連絡調整に関すること。

ウ　緊急消防援助隊の後方支援に関すること。

（５） 活動拠点等

ア　応援等調整本部は町役場第二庁舎災害対策本部に設置する。

イ　緊急消防援助隊の当初の集結地を免田総合体育センターに予定する。

3　警察における広域応援要請

警察による災害派遣隊の増援等は、警察が必要に応じて全国の都道府県警察等に要請するものであり、被害情報、交通情報の収集、救出救助、緊急交通路の確保等のため、増援を求める際には所轄の多良木警察署を通じて要請する。

大規模な派遣隊増援を受ける際の集結地を免田総合体育センターに予定する。

4　九州地方整備局

大規模災害に際し、国土交通省所管施設の被害状況の把握や情報連絡網の構築、災害応急措置等の実施に係る資機材及び職員の応援等を要請する際は、県土木部を通じて行う。

5　九州・山口ブロック下水道事業災害時応援要請

町は、下水道の復旧等のため、県へ必要な支援を要請する当たっては、必ず「被害状況の概要」、「支援希望の内容」等を添えて要請する。

6　県への応援又は応援斡旋の要請、国・県による代行

町は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため応援が必要と認めるときは県へ要請する。

（１） 被災建築物応急危険度判定支援要請

（２） 被災宅地危険度判定支援要請

（３） 県(人吉保健所並びに熊本県環境生活部環境保全課）への「水道施設の災害等緊急時における応急対策要領」に基づく応援要請

7　「応急対策職員派遣制度」に基づく協力依頼

町は、大規模災害発生時に、町職員だけでは災害対応業務を実施することが困難等であると見込まれるときは、職員の派遣を県に要請し、県が対応困難と判断した場合は「応急対策職員派遣制度に関する要綱」等に基づき、県を通じて、関係県に応援職員の派遣を依頼する。

また、町は、必要に応じて町長への助言や関係機関等との連携を行う「災害マネジメント総括支援員」の派遣を県を通じて総務省またはは対口支援団体（カウンターパート）に要請できる。

8　国・県による代行

町が被災により全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合は、あらゆる手段を講じて、国又は県へその旨を通知し、町に与えられた応急措置に関する権限の全部又は一部の代行を依頼する。

9　災害時応援協定を締結している団体等への要請

町は、大規模災害時の迅速な応急復旧・復興対策の実施のため各種団体等と積極的に災害時応援協定を締結し、必要があると認める場合には、各協定であらかじめ定めた手続きにより応援を求める。また、定期的に相互の連絡体制を確認し、災害時の即応体制を確保する。

町が締結している災害時応援協定は「災害時応援協定等一覧」（資料編に掲載）のとおり。

10　相互応援の強化

町は、相互応援協定締結に加えて、必要に応じ、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど，必要な準備を整える。

11　複合災害における応援要請

町は、災害対応に当たる職員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、職員・資機材の投入判断を行うとともに、外部からの応援を早期に要請するよう努める。

12　応援・受援体制の整備

町及び防災関係機関は、応援活動の拠点となる施設の提供、国が作成した「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた応援・受援マニュアルを事前に作成する。なお、平時から相互に顔の見える関係を構築するとともに、応援の受け入れを想定した訓練の実施に努め、その結果を反映するなど、同マニュアルの継続的な見直しを行う。

第５節　自衛隊災害派遣要請【総務課・自衛隊】

本節は、天災地変その他の災害に対し、人命又は財産の保護のため、町が災害対策基本法第６８条の３第１項に基づき、自衛隊の災害派遣を要請するに必要な事項を定め、自衛隊の効率的な災害派遣活動の実施を期する。

１　派遣要請

町長は、災害の発生等に際し応急措置を実施するため必要と認める場合は、災害対策基本法代 63 条の２に基づき、熊本県知事に対して自衛隊の災害派遣要請を要求できる。要求にあたっては、努めて事前に町を担任する西部方面特科連隊第３大隊長（以下、「西特連３大隊長」という。）等と必要な調整を行う。

２　要請に含める事項

知事への要求及び要求に先立ち西特連第３大隊長と調整する場合は、次の事項を明確にし、この際、特に公共性、緊急性、非代替性について留意する。

（１）　災害の状況及び派遣を要請する事由
（２）　派遣を希望する期間
（３）　派遣を希望する区域及び活動内容
（４）　その他、参考となるべき事項（連絡方法、連絡責任者及び部隊の集結地等）ただし、突発災害等緊急を要し、上記事項が判断できない場合においても最小限「派遣を希望する区域及び活動内容」を明らかにして要請するものとする。

３　災害派遣の要請・要求系統

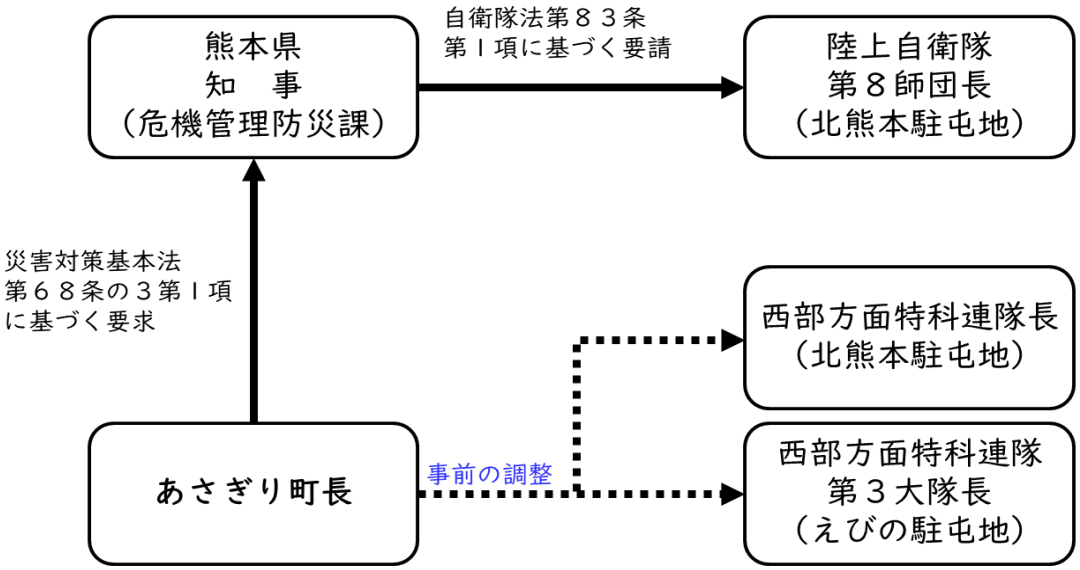

区分	連絡先（内線）		課外(当直)
第８師団第３部防衛班	０９６－３４３－３１４１	３２３４・３２６０	３２９９
西部方面特科連隊第３科		３６１１	３６０５
〃　第３科第３係	０９８４－３３－３９０４	４０５・４０６	４０９

4　要請手段

町長が知事へ要求する場合は、文書により行う。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、電話若しくはＦＡＸで行い、その後速やかに文書を提出する。

5　要請する活動内容

災害派遣活動で自衛隊に期待できる主要な活動内容は次のとおり。

（１）　人命救助

行方不明者の捜索、被災者の救出・救助

（２）　消火活動

林野火災等に対し、航空機による消火

（３）　水防活動

土のうの作成、運搬、積み込み

（４）　救援物資の輸送

車輌及びヘリコプターによる物資の輸送

（５）　道路の応急啓開

応急の土木工事、土砂崩れに対する工事等

（６）　医療、防疫

応急救護及び除染車等による地域の防疫

（７）　給水活動

水タンク車、水トレーラーによる給水

（８）　給食

炊事車による炊飯

（９）　宿泊活動

天幕（テント）を使用した宿泊施設の設置

（10）入浴活動

公園及びグランド等の野外における応急風呂の開設

6　派遣部隊等に対する処置

町は次の事項に留意するとともに、自衛隊の任務と権限を侵害することのないよう処置する。

（１）　派遣部隊の集結及び活動拠点を免田総合体育センター及びその周辺とし、細部は別途調整による。また、町は宿泊・野営の施設は便宜を図ること。

（２）　自衛隊の任務を十分理解し、応急対策後の一般的復旧工事等については別途依頼すること。

（３）　自衛隊の作業に対し、町及び地域住民は積極的に協力すること。

（４）　災害地における作業に関しては、町と自衛隊指揮官との間で十分協議して決めること。

（５）　連絡幹部等の受け入れにあたっては、災害対策本部内に連絡手段のある調整所及び連絡幹部等の待機室を確保する。

（６） 人命救助活動については、町が一元的な調整及び統制を行う。

7　使用機材の準備

自衛隊派遣に際し、使用する機材の準備については次のとおり。

（１） 災害救助又は復旧作業等に使用する機械器具類は、派遣部隊の携行する機械器具類を除き町において準備する。

（２） 災害救助または復旧作業後等に使用する材料および消耗品類は、すべて町において準備するものとし、不足するものについては、派遣部隊が携行する材料及び消耗品類を使用する。ただし、派遣部隊携行の使用材料および消耗品類はすべて町に譲り渡すものではなく、災害の程度、その他の事情に応じて受け入れ町においてでき得る限り返品または弁償しなければならない。

8　経費の負担区分等

（１） 派遣部隊が活動に要した経費のうち下記に掲げるものは、当該部隊の活動した地域の町の負担とする。ただし、２以上の地域にわたって活動した場合の経費の負担割合は、関係市町村が協議して決定する。

ア　派遣部隊が連絡のために宿泊施設に設置した電話の施設費および当該電話による通話料金等

イ　派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設の電気料及び水道料金

ウ　宿泊施設の汚物の処理料金

エ　活動のため現地で調達した資材等の費用

（２） その他

その他必要な事項については、県と自衛隊側の協議により定める。

第６節　気象予警報等伝達【全課共通・消防団】

本節は、災害発生のおそれのある時に行う気象業務法に基づく特別警報、警報及び注意報並びに水防法に基づく水防警報、消防法に基づく火災気象通報等（以下「予警報等」という。）を町及び関係機関並びに町民へ、迅速、かつ、確実に伝達するための通報系統及び要領等を定め適切な防災措置の実施を期するものである。

１　予警報等の定義

この計画における、気象・地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象に関する予警報並びに情報の定義は、気象庁や国土交通省等の定めるところによる。２　気象等の特別警報・警報・注意報の地域区分

警戒又は注意を要する区域を指定して気象等の特別警報、警報、注意報を発表する場合の細分区域は、次の図のとおり。

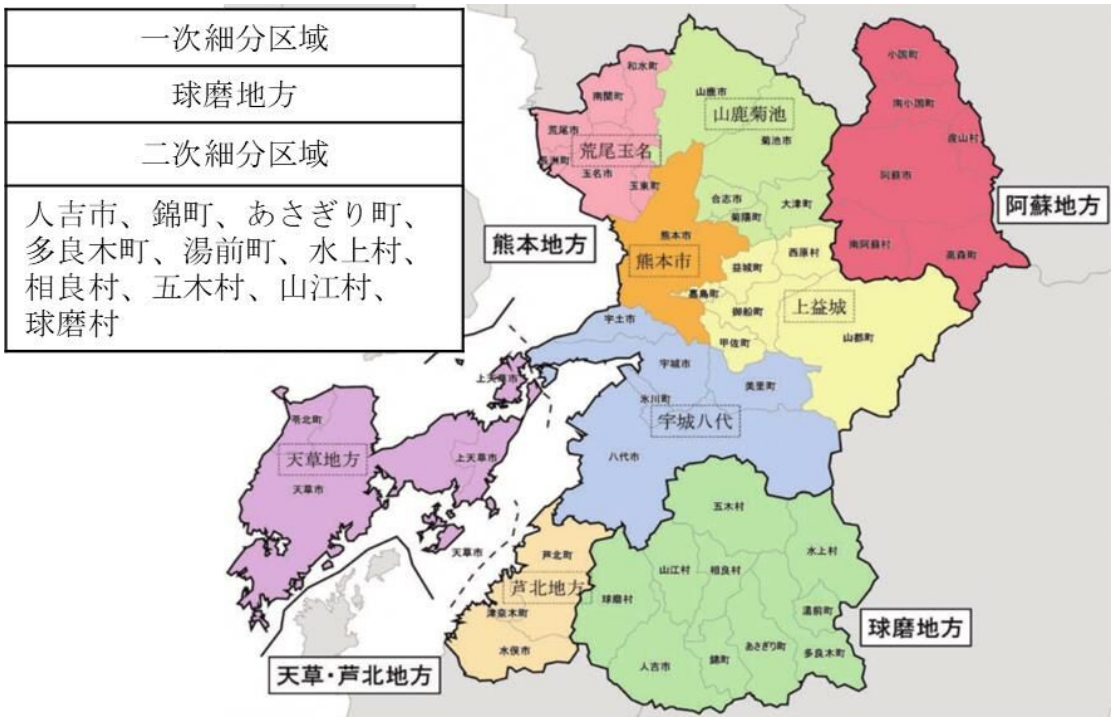

3　緊急地震速報で用いる地域区分は下表のとおり。

地域名称	郡市区町村名
熊本県熊本	熊本市他２２市町村
熊本県阿蘇	阿蘇市他５町村
熊本県天草・芦北	天草市他５市町
熊本県球磨	人吉市他９町村

4　火災気象通報

消防法に基づき、熊本気象台長が現在の気象状況を、火災予防上危険であると認めたとき、その状況が直ちに知事に通報され、それを受けた知事が町長に対して行う通報をいう。

5　火災警報

消防法に基づき、火災気象通報を受け、または町長が火災の予防上危険と認めた場合に、住民に対し、火災への警戒を喚起するために行う警報をいう。

6　球磨川の洪水予報

球磨川の洪水に関して、国土交通省八代河川国道事務所と熊本地方気象台が共同して行う予報であり、その種類及び発表基準は次のとおり。

種　類	発表基準
球磨川レベル２氾濫注意報	氾濫注意水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき

球磨川レベル３氾濫警報	一定時間後に氾濫危険水位（危険水位）に到達が見込まれる時、避難判断水位に到達し、更に上昇が予測されるとき。
球磨川レベル４氾濫危険警報	急激な水位上昇により、まもなく氾濫危険水位を超え、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険水位到達したとき。
球磨川レベル５氾濫発生情報	氾濫による著しい危険が切迫しているとき（氾濫発生水位に到達するときや堤防が損傷したときなど）氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているとき

7　水防警報

水防法に基づき、国土交通大臣又は知事が指定する河川について洪水による災害の発生が予想される場合、国土交通大臣が指定する河川について国土交通省の出先機関の長が、知事が指定する河川等については知事が水防を必要と認め発する警報をいう。なお、球磨川に関しては、八代河川国道事務所長が発する。

8　水防に関する情報

河川の氾濫をはじめとした水災の防止を目的として、河川の水位、河川水位に影響を及ぼす雨量等の情報を県が任意で発するもの。

9　予警報等の伝達

予警報等の伝達要領等は、次のとおり。

町は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、５段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。

（１）　気象予警報の伝達

気象等の特別警報・警報・注意報は、Ｌアラートに直結したあさぎりナビにより周知する。ただし、注意報については、関係機関が注意報の種類若しくは時期により町民等に伝達を必要としないと認めるものについてはこの限りではない。また、特別警報が町に発令された場合は、あらゆる手段をもって住民への周知を図るほか、警報、注意報に関しても季節的特性等を考慮し、必要と認める場合は、防災ラジオ等を活用して住民に周知等する。

（２）　火災警報

町は、火災警報を発令し防災ラジオ等を活用して住民に周知する。

（３）　水防計画及び土砂災害等における情報伝達

気象予警報との関連や時期的・季節的特性などを考慮し、『氾濫注意』または『土砂災害危険度分布（警戒）』の情報入手以降、避難情報とともに防災ラジオ等により住民へ周知し、早期避難を促進する。

（４）　地震、水防、土砂災害に関するの情報伝達系統は、資料編による。

１０　予警報等の取扱い

町は、Ｌアラートとあさぎりナビを連接し、町民等が常に警報・注意報等を確認できる環境を整備する。また、状況の悪化が予測される場合や特別警報が発令された場合は、防災ラジオ等を併用し、直ちに町民等に周知するための措置を講ずる。

１１　予警報等伝達責任者

特別警報・警報・注意報等の伝達を迅速、かつ的確に実施するため、町は、予警報等伝達責任者を下記のとおり定める。また、予警報等伝達責任者との緊急時の連絡手段をあらかじめ確保する。

予警報等伝達責任者	総務課防災担当正
	総務課防災担当副

１２　異常発見時における措置

（１）　災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、災害対策基本法第５４条に則り、直ちに自己又は他人により町又は最寄りの警察官に通報する。

（２）　ここにいう異常現象は、熊本県地域防災計画に基づき、次に掲げる自然現象をいう。

気象に関する事項	著しく異常な気象状況		強いたつまき、強い降ひょう等
地象に関する事項	火山関係	噴火現象	噴火（爆発、溶岩流、泥流、軽石流、熱雲等）及びそれに伴う降灰砂等
		噴火以外の火山性異常現象	①　地鳴り等の鳴動の発生 ②　顕著な地形変化、山崩れ、地割れ、土地の昇沈等 ③　噴気、噴煙の顕著な異常変化、噴気孔、火孔の新生、　拡大、移動、噴気、噴煙の量、色、臭、温度、昇華物等　の異常変化 ④　湧泉の顕著な異常変化、湧泉の新生、涸渇、量、味、臭、色、濁度、温度の異常変化等 ⑤　顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生、拡大、移動及びそれに伴う草木の立枯れ等 ⑥　湖沼、河川の水の顕著な異常変化量、濁度、臭、色の変化、軽石、死魚の浮上、発泡、温度の上昇等
	地震関係	群発地震	数日間にわたり頻繁する有感地震
水象に関する事項	町に該当なし（異常潮位、異常波浪）		

（３） 異常現象を発見した場合における通報は、次により迅速に通報する。

ア　系　統

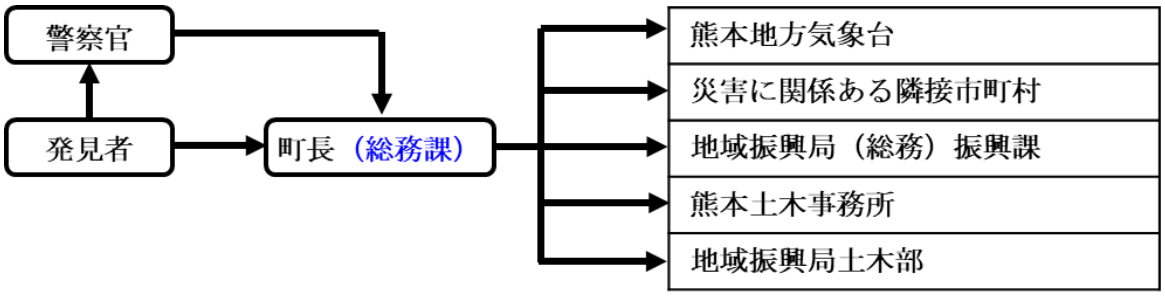

イ　通報の方法

町から熊本地方気象台への通報は、原則、電話または電子メールによる。ただし、地震に関する事項については文書に代えてもよい。

１３　気象等伝達についての応急措置等

（１） 災害の発生その他の事情により、気象等の伝達について、本節２項及び３項に定める措置によることができないときは、災害報道連絡会議を通じて報道各社の協力を得るなど、関係機関と相互に連絡協力して、特別警報・警報・注意報を町民に周知させるための措置を講ずる。

（２） 気象業務法第１５条及び第１５条の２に基づく東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社から町長あての警報事項の伝達は次のとおり。なお、町は防災ラジオ等を整備し、熊本地方気象台が発表する特別警報、警報、注意報、気象情報、予報等の内容に注意する。

ア　特別警報・警報を行ったときは、その警報文の全文

イ　特別警報・警報を解除したときは、その旨

ウ　特別警報・警報が注意報に切替えられたときは、その注意報文の全文

第７節　広　報【企画政策課・町民課】

町及び防災関係機関は、災害時の情報及び被害状況等を、報道機関その他を通じて速やかに関係機関及び住民に周知し、被害の軽減と民心の安定を図る。

また、時間の経過ともに刻一刻と変化する被災者のニーズを先取りして、きめ細やかに必要な情報の発信に努める。

１　広報内容

（１） 災害の規模、態様に応じて次の事項を広報する。

ア　災害対策本部の設置

イ　災害の概況（被害の規模・状況等）

ウ　台風、地震等に関する情報

エ　町及び消防機関の防災体制及び応急措置に関する事項

オ　避難の勧告･指示（指定緊急避難場所･避難路の指示）及び避難時の留意事項
カ　電気、通信、ガス、水道等供給の状況、復旧状況
キ　防疫に関する事項
ク　火災状況
ケ　医療救護所の開設状況
コ　給食・給水実施状況
サ　道路、河川等の公共施設被害、復旧状況
シ　道路交通等に関する事項、復旧状況
ス　一般的な住民生活に関する情報
セ　社会秩序の維持及び民心の安定に関する事項
ソ　二次災害を含む被害の防止に関する事項
タ　安否不明者、行方不明者及び死者の氏名等
チ　医療･金融機関､スーパーマーケット､ガソリンスタンドなどの生活関連状況
ツ　交通規制の状況
テ　被災者支援に関する情報等（保健医療福祉支援活動団体の情報を含む）
ト　その他必要な事項

（２）　行方不明者となる疑いのある者（以下「安否不明者」という。）や当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者（以下「行方不明者」という。）及び死者の氏名等の情報は、県の災害対策本部が原則公表するため、町は警察及び県と連携して別紙に示す一連の手続等について予め習熟しておく。

（３）　別紙第１９「災害時における死者・行方不明者の氏名等公表に係る手続き」

３　広報の方法

広報に当たっては、情報の出所を明確にしたうえで、災害の規模、態様に応じて次の広報手段のうち最も有効かつ適切な方法による。

広報手段の選択は、高齢者、障がい者、外国人、児童等要配慮者にも配慮した方法に努める。また、停電や通信障害などの被災者の置かれている状況に配慮し、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出しや配布等などによる他、広報車での情報提供を行うなど、紙や音声などの方法により適切に情報提供がなされるよう努める。なお、広報活動に従事する者の安全確保について留意する。

（１）　町広報媒体の利用（町ホームページ、メールサービス、ＳＮＳ等）
（２）　デジタル防災同報無線システム等による広報
（３）　広報車等による広報
（４）　消防団による広報
（５）　報道機関（ラジオ、テレビ、新聞等）による広報
（６）　広報紙、チラシ、ポスター等
（７）　指定避難所への職員の派遣
（８）　自主防災組織等による広報
（９）　携帯電話メールサービスによる広報

（10） 安否情報システムによる広報
（11） その他状況に応じ効果的な方法

4　住民等からの問い合わせへの対応
　町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等の命に関わるような災害直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。ただし、対応にあたっては、ドメスティックバイオレンスのおそれ等、被災者の事情等を確認し、加害者等へ個人情報が漏洩しないよう、その管理を徹底するよう努める。

5　報道機関への対応
　町は、大規模災害時に、災害対策本部員が災害対応に専念できるよう、一元的に報道機関への対応を行う窓口の設置及び情報提供のあり方（発表時間、回数、提供方法等）を検討する。

第８節　消防計画【総務課・消防機関】

1　計画作成の目的
　町は、消防施設、消防職員及び消防団員を主として、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害を防除し、またこれらの災害による被害を軽減するため、市町村消防計画の基準（消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第４条第１４号）に基づき、消防計画を策定する。
2　方　針
　あさぎり町消防団は、あさぎり町内に災害が発生又は切迫していると判断される際、団長の招集に基づき速やかに出動し、消火、人命救助、防災活動を実施して町民の生命、身体及び財産を災害から保護する。
3　消防団の編成・装備
（1） あさぎり町消防団条例第２条（定員）、あさぎり町消防団規則第２条（団の組織）、同第５条分団及び部の区域及び消防力の基準（Ｈ１２年消防庁告示第１号）に基づき消防団の編成を定める。
（2） 別紙第２０「消防団の配置と装備」

4　消防力等の整備計画
（1） 人員の確保
　団員は、団員の確保を目的とした広報を職場、各種活動サークル等の場において、消防団の役割及び活動について広報する。
（2） 施設の整備

消防団の詰所等を中・長期的な町の整備計画及び消防団の編成に応じて整備する。その際、町の防災力の維持・向上を図ることを第一義に追及する。

（３） 資機材の整備

本計画に示す「水害・地震の被害見積」の初期対応が実施できる事を念頭に消防団の編成を考慮して中・長期的に整備する。また、団員の士気の高揚を考慮した団員個人の着装品の整備を実施する。

５ 調査計画

（１） 危険箇所調査報告

ア 目 的

豪雨及び地震発生の際に、浸水・土砂災害・倒壊の等の被害を受ける可能性がある危険箇所を調査し報告書として取りまとめ、あさぎり町防災会議（５月末）において、防災・減災を目的として各関係機関と情報の共有（本計画の資料編に編纂）を図る。

イ 調査期間

毎年１回、４月～５月の期間に調査し、５月２０日（基準）に報告

ウ 報告先

あさぎり町役場総務課(消防主任)

（２） 防災基礎資料調査報告

ア 目 的

各分団の各部は、防災基礎資料の年度ごとの更新のため、担当する地区の浸水想定区域内の世帯・人員数、土砂災害警戒区域内の世帯・人員数及び旧耐震基準の世帯・人員数の調査について協力する。

イ 調査期間

毎年１回、１２月～３月の間に調査し、３月末日を基準に調査結果を提供

ウ 提供先

あさぎり町役場総務課（危機管理監）

６ 教育訓練計画

（１） 消防大学及び消防学校における教育訓練

団員は、その者の職務に応じて必要となる識能を習得させる為に消防大学及び消防学校における教育訓練を受講させる。

（２） 上球磨消防署における教育訓練

消防団が装備している装備品の能力を団員が十分に発揮できる様に専門的な識能を習得させる為に上球磨消防署における教育訓練を受講させる。

（３） 消防団として実施する教育訓練

毎年２回以上を基準として、消防団として必要な、消火、救命救助及び水防に必要な識能訓練を実施する。

7　災害予防計画

（１）　火災予防指導

ア　各地区の防災訓練等

各分団の各部は担当する地区の防災訓練等において自主防災組織、老人会、婦人会、子供会等の多様な組織に対して消防、救命救助及び水防に関する技術的指導を実施する。

イ　学校等

各分団は各小学校区の学校、保育園の防災教育・訓練に参加し、消防団の役割及び消防団の活動について積極的に広報し、子供たちの防災意識向上、特に自助・共助の重要性についての理解を図るとともに将来の消防団員の確保の資を得る。

（２）　防災広報活動

ア　火災予防に関する広報活動

国の火災予防週間に伴い積載車等を活用して巡回広報を実施する。

イ　気象警報等に伴う広報活動

大雨・洪水警報、土砂災害警戒情報等が発表された際は、住民等へ注意を喚起する為の巡回広報を実施する。

ウ　町の避難情報に伴う広報活動

町が「高齢者等避難」及び「避難指示」が発令された際は、団員の安全が確保される範囲で避難を促す為の巡回広報を実施する。

（３）　危険箇所の巡回

町内で震度４以上の地震が観測された場合は、危険箇所の巡回を行い、土砂崩れ、道路の崩壊、建物の崩壊等の生起又は異状の有無を点検し団長に報告する。

8　緊急事態伝達計画

（１）　あさぎり町内に緊急事態（火災・水害・遭難（行方不明者含む））が発生した際は、緊急事態の規模に応じて団員を招集する。

（２）　あさぎり町消防団の幹部連絡網（以下、「連絡網」という。）は、別途会議時に周知・徹底する。

9　火災警防計画

（１）　消防団の招集

ア　火災警報発令時

気象台の「火災気象通報」に基づき、町が「火災警報」を発令した際は、その旨を「消防団一斉メール」で伝達する。

イ　通常火災発生時

町内に火災が発生した際は、連絡網により全指揮隊長及び火災が発生した担当分団を招集する。

ウ　林野火災発生時

町内あるいは近隣町村に林野火災が発生し、その影響があさぎり町に及ぶと判断した際は、連絡網を活用し、情報の共有を図るとともに状況に応じて対応に必要な団員を招集する。

（２）　町役場（総務課）の体制

消防主任（副主任）を火災現場に派遣し、危機管理監（不在時は防災主任又は防災副主任）を総務課に位置させ、総務課長（町長・副町長）との連絡体制を確保する。

（３）　出　動

ア　現場の把握等

火災現場の状況を把握するため、消防主任（副主任）、規模により危機管理監を現場に派遣し、その状況を速やかに町長、団長及び総務課長に報告する。

イ　通常火災

火災現場を担当地区とする消防分団は招集後、速やかに出動し、上球磨消防署と連携して消火活動及び救助活動を実施する。火災の規模により、担当の分団のみでの対応が困難と判断される場合は、指揮隊長または担当の分団長の判断により、隣接する地区を担当する消防分団を招集し応援の体制を確立する。

ウ　林野火災

林野火災は、気象条件や地形、飛び火等による延焼拡大や、気象条件により急激な延焼拡大や延焼方向が激変する可能性がある。また、その消火活動は、急斜面や狭隘な道路状況などにより困難であり、その期間は長期化し多くの人員が必要となることに留意して備えを行う必要がある

（ア）　林野火災では、迅速な初期消火が重要であり、消防団は上球磨消防組合と連係した実践的な訓練や資機材の充実を図る。

（イ）　火災防御にあたっては、人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行う。

（ウ）別紙第２１「林野火災発生時の現地対策本部予定（各支所）位置」

エ　大規模な林野火災に対応する空中消火

（ア）　町長は、知事に対して、あらかじめ定められた要請基準に基づき、防災消防ヘリコプターによる空中消火活動、資機材・消火剤等の搬送の要請を行う。

（イ）　町長は、本章５節「自衛隊災害派遣要領」に基づき知事へヘリコプターによる空中消火活動、資機材・消火剤等搬送及び隊員の派遣を要求する。

（ウ）　町長及び消防長は、林業関係機関及び林業関係団体の協力を得て、あらかじめ定められたところにより、空中消火活動の地上支援を行う。

（エ）　別紙第２２「林野火災発生時の取水点・ヘリポート（燃料補給可）・道路規制予定位置」

（４） 警　戒

ア　火災警報発令時

町が「火災警報」を発令し、消防団一斉メールでその旨を確認した団員は、それぞれの職場等において、火災に対する警戒意識を保持する。

イ　災害時

町が台風の接近及び大雨等の気象情報に対して「情報収集体制」に移行した際は、「消防団幹部連絡網」を活用して情報の共有を図る。

また町が「第３警戒体制」に移行した際は、消防団長に対して招集を依頼する。

（５） 通　信

ア　平常時の通信体制

団員は、携帯電話を主体に通信体制を確保する。

イ　非常時の通信統制

招集後は、簡易無線機を活用する。

（６） その他

出動、活動時の服装、活動内容等の細部の統制は、別に示す「災害時の消防団マニュア」による。

10　要支援者等の避難支援

「高齢者等避難」等の発令に際し、家族や地域の支援による避難が困難な避難行動要支援者等からの要請が消防団にあったならば、支援をする団員の安全を確保しつつ要支援者の避難を支援する。安全の確保が困難な場合または消防団の能力を超える場合は、要支援者の避難を上球磨消防署に依頼する。上球磨消防署が対応できない場合は、その旨を町の災害対策本部に連絡する。

11　救助救急

火災現場及び災害現場において負傷者等を発見したならば、速やかに上球磨消防署に連絡するとともに、必要に応じて心肺蘇生や止血等の応急処置を実施する。

12　応援協力

隣接する町村から町に消防の応援協力の依頼があった場合は、町長の判断に基づき、必要な範囲で消防団を招集し、応援協力を実施する。

13　消防・警察・自衛隊・医療機関の相互協力

（１） 消防及び警察の相互協力

町は、大規模災害又は特殊災害等の発生に迅速かつ的確に対応するため、消防組織法第 42 条の規定に基づき、消防及び警察の連携と相互の協力体制の確立を図る。

（２） 消防及び自衛隊の相互協力

町は、大規模災害又は特殊災害等の発生に迅速かつ的確に対応するため、「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」（平成８年１月１７日消防救第３号防運第１５３号）に基づき、消防及び自衛隊の連携と相互の協力体制の確立を図る。

第９節　水防計画【総務課・消防機関】

１　目　的

この計画は、水防法（昭和２４年法律第１９３号）第４条規定に基づき、熊本県知事から指定された指定水防管理団体たる本町が、町の地域にかかる河川、湖沼の洪水等の水災に対処してその被害を軽減することを目的とする。

２　水防事故処理

洪水に際し水災を警戒し防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共を保持するため、水防法第１６条による水防警報の通知等を受けた時から洪水による危険が除去される間、この水防事務を処理する。

３　水防組織

（１）　水防本部

ア　水防本部の設置

町長は、水防管理者として（本節中、以下、同じ。）水防法第１６条の規定による水防警報を受け、また、水防活動の必要があると認めたときから、その危険が解消するまでの間、水防本部を設置し、水防事務を処理するものとする。なお、水防本部は、町災害対策本部が設置された場合には、同本部に統合される。

イ　水防本部の組織及び事務分担

水防本部は、第二庁舎２階災害対策室に設置するものとし、その組織及び事務分担は、災害対策本部に準ずる。

ウ　水防本部員の非常参集

事務分担する係員等は、水防本部の業務開始の命令を受けたときは、直ちに本部に参集し、水防本部長の指揮を受ける。

（２）　水防団

ア　水防団の組織

水防団の組織は消防団員をもって組織し、本節中の水防団員の記載は、すべて消防団員を読み替える。

イ　水防団の非常配備

（ア）　待機

河川の水位が水防団待機水位に達したときは、あらかじめ計画された人員を何時でも出動できる様に待機させる。

（イ） 準備

河川の水位が氾濫注意水位に達したとき又は必要と認めるときは、計画した人員を配置につけるとともに資材器具を整備し、出動準備を整える。

（ウ） 出動

河川の水位が氾濫注意水位を超え、避難判断水位に到達し、危険と認めた場合は全員出動して水防活動を行なう。

（エ） 解除

河川の水位が氾濫注意水位以下に減水し、再度水位上昇の恐れが無くなったと認めるときは、水防態勢を解除するとともに一般住民に周知させる。

4 通信連絡

（１） 水防通報

熊本地方気象台からの気象予警報の通知、県及び河川上流地区からの情報等により必要があると認める場合には、量水監視員は、直ちに配置につき水位を監視し、所定事項に従い本部に通報する。

（２） 水防情報の連絡・広報

水防本部は、気象予警報、洪水予報及び水防警報等の水防上必要な情報を受けたときは、状況及び必要に応じ水防関係機関に連絡するとともに防災行政無線、広報車等により、住民等へ周知する。

（３） 情報伝達系統図及び伝達方法

水防警報の伝達系統は、資料編のとおり。

（４） 水防信号

水防に係る警戒、出動、避難等の信号は次による。

種別	区分	警鐘信号	サイレン信号
第一信号 (警戒信号)	はん濫注意水位(警戒水位)に達したことを知らせるもの	○休止　○休止　○休止	5秒　15秒　5秒　15秒 ○　休止　○　休止
第二信号 (出動信号)	消防機関に属する全員の出動すべきことを知らせるもの	○○○　○○○　○○○	5秒　6秒　5秒　6秒 ○　休止　○　休止
第三信号 (協力信号)	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの	○○○○　○○○○　○○○○	10秒　5秒　10秒　5秒 ○　休止　○　休止
第四信号 (避難信号)	区域内の居住民が避難することを知らせるもの	乱　打	1分　5秒　1分　5秒 ○　休止　○　休止

5 水防活動

（１） 水防巡視

水防本部長は、水防警報等の通知を受けたときは、直ちに水防団長に通報し、各河川の水防受け持ち区域の水防分団長に対して、必要団員を河川及び水門、樋門等の巡視を行うように指示する。また、河川水位が次の表に定める通報水位又

は警戒水位に達した旨の通報があったときは、直ちに関係水防分団長に通知し、さらに必要な団員を召集し、警戒・水防活動等に当らせる。地震による堤防の漏水、沈下等の場合も同様に活動させる。

河川名	観測所名	水防団待機水位	氾濫注意水　位	避難判断水　位	氾濫危険水　位
球磨川	多良木	２．０ｍ	３．５ｍ	３．６ｍ	３．７ｍ
	一　武	３．５ｍ	４．３ｍ	４．４ｍ	４．５ｍ

（２）　排（取）水門、排水ポンプ場等の操作

水防本部長は、水防警報等の通知を受け必要と認めるときは、直ちに水門等開閉管理者へ通報し、所定の水門操作に当たらせる。排水ポンプ場の操作に当っては、浸水の危険性がある場合は、速やかに所定の位置につき操作に当るものとする。

（３）　水防作業

水防本部長は、水防団の非常配備体制に基づき、段階に応じた水防活動が適切に行えるよう必要な措置を講じる。また、水防作業を指示し、状況に応じた適切な工法により堤防の決壊等の未然防止に努める。

6　非常措置

（１）　決壊等の通報及び決壊後の処置

水防管理者は、堤防その他の施設が決壊し又はこれに準ずる事態が発生したときは、県、関連市町村、関係機関等に通報する。また、堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者等は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

（２）　応援・援助要請

水防管理者は、必要と認めるときは多良木警察署長に対して警察官の出動を求め、また、近隣の水防管理者又は消防長に対し応援を要請する。

（３）　警戒区域

水防上、緊急の必要がある場所においては、水防団長等は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入りを禁止若しくは制限し又はその区域からの退去を命ずることができる。

（４）　立ち退きの指示

水防管理者は、洪水等による危険が著しく切迫し、立ち退きの必要を認めたときは、その区域の居住者に対して予め定めた立ち退き先及びその経路等を示して、立ち退き又はその準備を指示する。

（５） 居住者の水防協力

水防管理者及び消防機関の長等は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

7　水防倉庫及び資器材の整備等

（１） 水防倉庫及び資器材

水防倉庫及び資器材の管理・使用は、水防管理者が行う。但し、緊急を要する場合は、水防団長及び分団長又は水防管理者の命ずる者がこれを使用する。

水防倉庫の資器材を使用した場合は、当該責任者は直ちに水防本部に報告しなければならない。水防倉庫には絶えず水防資材を備えておき、不足を生じた場合は、随時、必要資材の確保を講ずる。

水防倉庫及び備蓄器具・資材は、次のとおり。

水防倉庫①	
備蓄資材	場所
土のう袋 杭　木 鉄　線 スコップ かけや ロープ つるはし シート	免田東字久鹿１２２４－１０
水防倉庫②	
備蓄資材	場所
土のう袋 杭　木 鉄　線 スコップ	上北字田前１８５５－１

※　上記以外に消防団各分団詰所に資材等を備蓄しておく

※　土砂採集場

旧上庁舎　駐輪場横（上地区）
岡留公園管理棟横（免田地区）
旧岡原役場倉庫（岡原地区）
須恵文化ホール駐車場（須恵地区）
深田水防倉庫（深田地区）

（２） 水防資材の調達

水防資材確保のため、町内等の水防資材取扱業者とあらかじめ協議しておく。なお、各分団において状況の急変等により水防資材等が不足し水防本部に補充を

要請するいとまがないときは、各分団長は当該地域の業者等により調達しその旨を水防管理者あて報告する。

8　水防解除及び水防顛末

（1）　水防解除

水防配備の解除は、水位が降下して水防作業の必要がなくなり、水防本部長が水防解除の指令をしたときし、解除を命じたときはこれを一般に周知させると共に、関係機関に対してその旨を報告する。

（2）　水防活動実施状況報告

水防管理者は、水防活動終結後、直ちに水防活動実施状況報告書により水防活動の実施状況を取りまとめ、管轄の水防区本部長たる球磨地域振興局長を経て知事に報告する。

9　水防訓練

水防管理者は、毎年、水防訓練（水防工法、観測、通報、避難等）を実施するものとし、訓練の実施に当っては、地域住民の水防思想の高揚が図れるよう配慮する。

第 10 節　避難収容対策【全課共通・警察・消防機関・自衛隊・自主防災組織】

災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下「避難情報」という。）の発令又は伝達し、誘導等を実施して住民の生命及び身体を災害から保護して民心の安定を図るとともに応急対策を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

特に、大規模地震発生時に、同時多発の火災が拡大延焼する可能性がある場合などは、住民等の関係者に対し、速やかに避難指示等の発令を行うものとする。

1　実施責任者

町長は、災害から住民の生命及び身体を保護するため必要な避難情報を発令し、住民に対して避難準備を呼び掛ける。特に、避難行動要支援者等に対しては、早めのタイミングで避難開始を求めるため高齢者等避難を発令する。

避難指示の実施責任者は次の表のとおり。

区分	災害の種別	実施責任（権）者
高齢者等避難	全災害	町長（災対法第 60 条）
避難指示	全災害	町長（災対法第 60 条）
		警察官 （災対法第６１条及び警職法第４条）
		海上保安官（災対法第 61 条）
		災害派遣中の自衛官（自衛隊法第 94 条）
	洪水災害	知事又はその命を受けた職員（水防法第 29 条）
		水防管理者（水防法第 29 条）

	地滑り災害	知事又はその命を受けた職員 （地滑り等防止法題 25 条）
緊急安全確保	全災害	町長（災対法第 60 条）

2　避難情報の伝達内容及び方法

（１）　避難情報の伝達内容

町は避難情報を発令する際、次の内容を明示して行う。伝達にあたっては、危険の切迫性に応じて伝達文の内容を工夫するとともにその対象者を明確にすること。対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように気象注意報・警報に基づく警戒レベルとともに伝達し住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

ア　要避難対象地域

イ　避難先

ウ　避難理由

エ　避難経路

オ　避難時の注意事項

発令にあたって町は、避難指示等の対象地域、判断時期等についての助言を、指定行政機関（国土交通省、気象庁等）、指定地方行政機関及び県に求めることができる。また、必要に応じ気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う

（２）　避難情報の伝達方法

避難情報の伝達は、概ね次の方法のうち、最も迅速・的確に住民に周知できる方法により伝達する。なお、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者や外国人旅行者を含めた一時滞在等に対しては、その特性に応じた伝達方法を講ずる。

ア　280MHz デジタル同報無線システム放送による伝達
（Ｌアラート、Ｊ－ＡＬＥＲＴ、消防無線等を含む。）

イ　防災ラジオ放送による伝達

ウ　広報車及び拡声器等を使用した局地放送による伝達

エ　行政区及び隣保班、自主防災組織等の連絡網を活用した電話による伝達

オ　「あさぎりナビ」による携帯電話へのプッシュ通知
※ アプリのインストールと携帯電話の設定が必要

カ　災害報道連携会議（コミュニティＦＭを含む。）を通じたＴＶ・ラジオ、インターネットによる伝達

また、電話回線の不通、停電等を想定し、日頃から非常用電源の点検整備、防災ラジオの電池の交換等を行っておき、災害時に機能するように維持管理しておくものとする。

（３）　町長は、避難指示等を発令した場合、すみやかに、その旨を県に報告する。

（４）　町は、避難指示等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。また、町は、土砂災害警戒情報に関する避難指示等の解除にあたって国土交通省及び県へ助言を求めることができる。

3　避難情報の発令

（１）町は、災対法に基づき、災害からの住民等の生命・身体の保護及び災害の拡大を防止するため、必要があると認めるとき、次の表に基づき避難情報を発令する。この際、夜間・早朝であっても、躊躇ない発令に努める。また、深夜の大雨等が予想される場合は、夜間の危険が差し迫った状況での避難行動を避けるため、前日の夕方のうちから予防的避難を呼び掛けるなど、早期避難の促進に努める。

発令する避難情報	移行基準				
	防災気象情報	土砂災害	氾濫【球磨川】	大雨（中小河川）	暴　風（台風等）
（周知放送）	レベル2 注意報	○ 早期注意情報において、今後24h以内に警報級の可能性『高』」、あるいは、時系列情報において警報以上が発令される可能性が予測される場合 ○ 土砂災害・大雨・球磨川氾濫キキクルの表示が「注意（黄色）」となった場合			○ 町へ被害を与える可能性は小さいものの、急な進路変更の可能性があり監視が必要と判断される場合
			○消防団待機水位（※一武：3.5m、多良木 2m）	【免田川】 ○清願寺ダムが事前放水を行う場合	
予防的避難		○ 避難を必要とする時期が夜間となる可能性があるなど、避難行動の困難が予測される場合			
高齢者等避難	レベル3 警報	○ 土砂災害・大雨・球磨川氾濫キキクルの表示が「警戒（赤色）」となった場合 ○ 町へ影響する可能性がある線状降水帯半日前予測が発表された場合			○ 町が、半日以内に台風時の勢力圏に入り被害を及ぼすと予測される場合
		○ 気象台から土砂災害警報に準ずる情報提供があった場合 ○24時間の雨量予測又は累積雨量が200ミリを超える場合	○氾濫注意水位（※ 一武：4.3m、多良木：3.5m）		
避難指示	レベル4 危険警報	○ 土砂災害・大雨・球磨川氾濫キキクルの表示が「危険（紫色）」となった場合 ○ 町へ影響する可能性がある線状降水帯直前直前予測が発表された場合			○ 町が6時間以内に暴風圏等に入り、被害を及ぼす可能性が大きくなると予測される場合
		○キキクル「危険」（紫） ○1日累積雨量が200ミリを超えた場合	○避難判断水位（※ 一武：4.4m、多良木3.6m） ○ 市房ダムから「異常洪水時防災操作」の予告があった場合		
緊急安全確保	レベル5 特別警報	○ 土砂災害が切迫又は発生した場合	○ 市房ダムが「緊急放水」を開始した場合 ○ 氾濫・決壊が切迫又は発生した場合	○ 氾濫・決壊が切迫又は発生した場合	○ 暴風特別警報が発令された場合

（２）　発令にあたっての基本的な考え方

ア　町は、災対法第６０条第１項に基づき、災害からの住民等の生命・身体の保護及び災害の拡大を防止するため、必要があると認めるときに避難情報を発令する。

イ　町は、地域ごとの災害リスクを考慮し発令の参考としつつ、得られた情報を適切に判断し、行政区を基準とするも災害の種類に応じて可能な限り具体的に避難地域を設定する。この際、地区境界等にとらわれ真に危険な地域を漏らさないよう、地形等を考慮して妥当性のある判断に努める。

ウ　発令の時期は、別紙第１２「あさぎり町タイムライン」に基づくほか、現実の危険度及び避難者のリードタイムを考慮し、躊躇なく、かつ、適切なタイミングでの避難情報の発令に努める。一方で、自然現象が対象であることを考慮し、タイムライン等に固執することなく、防災気象情報を考慮して早めの避難情報の発令など臨機応変な対応に努める。

4　警戒区域の設定

町長若しくはその委任を受けた町の職員は、災対法第６３条に基づき、住民等の生命及び身体への危険を防止するために必要な地域を警戒区域に設定し、災害応急対策に従事する者以外の者の当該区域へ立入りを制限できる。また、警察官は町長に委任を受けた職員がその場にいない場合又は町長から要求があった場合、災害派遣に従事中の自衛官にあっては町長に委任を受けた職員がその場にいないときに限り警戒区域を設定できる。その場合はその旨を町長に通知する。

5　避難の誘導

町長は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう自主防災組織や消防団の協力を得て、できるだけ自治会、町内会単位等で集団避難を行い、特に高齢者、障がい者、児童、妊産婦、外国人等の避難行動要支援者は、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用して、避難支援を行う。

また、町長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において必要と認める地域と居住者に対し、避難のための立退きを指示することができる。このほか、避難誘導に当たっては次の事項に留意する。

（１）　避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避けて安全な経路を選定すること。

（２）　危険な地点には明瞭な標示を行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること。

（３）　住民に対して、高齢者、障がい者、児童、妊産婦、外国人等の避難行動要支援者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ること。なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、垂直避難等の屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。

（４）　社会福祉施設等

ア　被災福祉施設は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、近隣住民、自主防災組織・消防団等の協力を得て速やかに入所者の安全を確保し、被災状況等について、町に報告する。また、必要に応じて保護者とも連絡をとり、可能な人には協力を依頼する。

イ　被災地に隣接する社会福祉施設は、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先し施設への受け入れに努める。

（５）　災害に伴う大規模な立ち往生発生時

町は、車両の滞留状況や開放の見通し等、道路管理者が有する情報等から、災害に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、関係機関と連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員へ救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努める。

6　避難所の開設及び収容

（１）　指定避難所等の施設点検及び速やかな開設

町は、要配慮者など様々な避難者が避難することを想定し、速やかにあらかじめ指定する施設の安全性を点検して指定避難所を開設するため、平素から、行政、地域、施設で参集基準等の避難所運営規定などの整備し役割の確認を行う。開設は、避難所開錠者をあらかじめ定め、災害発生の際の速やかな開錠を行う。

また、感染症のおそれがある状況下での対応に備え、感染症対策に配慮した開設・運営の訓練を積極的に実施する。

指定避難所のライフライン回復に時間を要する場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。また、必要に応じ、指定避難所以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て臨時の避難所として開設する。この際、所在地や収容人数等について災害対策本部へ連絡する。

（２）　収容施設等

被災者を３章１１節１項に示す指定避難所等や届出避難所に収容するほか、車両で避難する者を想定し車中泊場所の設定に努める。それらで収容できない場合に備え、避難所に適した既存の建物や、グラウンド等に設置した野外仮設物や天幕等を避難場所とできるようその場所の把握に努める。既存の建物を利用する場合、耐震、耐火、鉄筋構造の施設で、かつ、バリアフリー化された施設を選定し、そのような施設がない場合は、障がい者用トイレ、スロープの仮設等に努める。

（３）　収容の対象者

指定避難所等に収容する者は、町民であるなしに関わらず災害により現に被害を受け又は被害を受けるおそれのある者、避難指示等が発令され、被害を受けるおそれのある者に限り収容する。

（４）　住民への周知

町は、指定避難所等を開設したときは、速やかに住民等にその場所を周知し、被災者等を誘導し保護する。また、町は、特定の指定避難所等に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやあさぎりナビ等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知するほか、各避難所間との調整を行い避難者の均等化に努めるものとする。

（５）　指定避難所への職員の派遣

指定避難所を開設した場合、災害対策本部との連絡や施設の維持管理のため町職員を派遣する。なお、派遣する職員は、男女共同参画など多様な視点への配慮の観点から、男女双方かつ複数の派遣に努める。

（６）　避難者の把握、避難所開設の報告

町は、指定避難所の開設又はその他避難場所を把握した場合には関係機関等の支援が円滑に講じられるよう、避難者名簿等により避難者の把握を行うとともに、直ちに次の事項を県に報告する。

ア　避難所開設の日時及び場所
イ　箇所数及び収容人員
ウ　開設予定期間

特に、避難者数や健康状況等の情報については、救援物資の手配や健康管理、こころのケアの体制づくり等につながるため、避難所運営委員会等と緊密に連絡を取り合い、情報収集の強化を図る。

（７）　避難所の管理運営

ア　町は、別冊「避難所運営マニュアル」に基づき、各避難所ごとに運営規定等を策定し、避難所を適切に運営管理するものとし、運営の際は、他自治体からの派遣職員や避難所運営のノウハウを有する専門家やＮＰＯ・ボランティア等の外部支援者等と協力して運営する。

イ　町は、避難所運営の役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

ウ　避難者は、避難所の自主的な運営が円滑に行われるようルールを守り、お互いに助け合いながら避難所の運営に参加・協力する。

エ　町は、行政区及び自主防災組織、消防団、ＮＰＯやボランティア等と連携して、各避難所のほか車中泊や在宅・軒下等へ避難する被災者の情報を早期に把握するとともにその共有を図り、支援活動全体を調整する仕組みを構築する。情報の把握に当たっては、総務課及び健康推進課と町民課が協力し、情報を一元化した被災者台帳を整備する。

オ　食料や生活必需品等の避難者のニーズを把握するとともに、指定避難所を拠点とした物資供給体制の構築やその周知に努める。

カ　町は、避難所における生活環境に注意を払い、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握及び福祉的な支援のほか、災害の状況や地域の実情に応じ、避難者に対する手洗いや咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底、避難所内の十分な換気、避難者同士の十分なスペースの確保に努める。

感染症流行時に災害が発生した場合には、多くの避難所の開設などにより避難所が過密状態とならない環境の確保に留意する。また、感染症の症状が出た者のための専用スペースやトイレを確保し、他の避難者とゾーンや動線を区分するなど、感染症の予防・まん延防止のための対策を行う。なお、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、総務課と健康推進課が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

キ　町は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとし、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、

食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。

ク　町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。

ケ　避難期間が長期化する場合、県と連携し、精神科医、臨床心理士、保健師等によるこころのケアを行う。

コ　夏期には扇風機等、冬期には暖房器具等を設置するなど、季節や環境を考慮し、快適な環境の確保に努める。

サ　町は、仮設トイレやマンホールトイレの整備や簡易トイレ供給、トイレカー、トイレトレーラーの設置に関する協定などにより快適なトイレの設置に努める。　また、町は、し尿の処理に関して処理業者業者で構成する災害ボランティア協定締結団体へ協力要請の連絡調整に関して、県の助言を求めることができる。

シ　町は、避難所の衛生環境に支障が生じないよう、避難所付近にゴミの臨時収集場所を設けることや、速やかなゴミ処理を進める。

ス　町は、家庭動物の飼養の有無による被災時ニーズの違いに配慮するよう努めるものとし、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物ための避難スペ―スの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

セ　町は、警察及び防犯ボランティア団体等と連携し、避難所の防犯活動を推進する。

7　車中避難者等を含む避難者への対応

（１）　町は、平素から車中泊避難スペースの確保に努め、加えて車中泊避難をする際には最寄の指定避難所へ届け出することを周知徹底するほか、災害に際しては、行政区や自主防災組織、消防団、防災士、ＮＰＯやボランティア等と連携して避難所外避難者を把握し、必要に応じて避難所への誘導を行う。

（２）　車中泊避難に関しては、エコノミークラス症候群等による災害関連死の危険性と事前の準備について平素から周知徹底し、災害に際しては車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

（３）　町は、指定避難所を支援拠点として各種支援を行う。特に食料品や生活必需品は当該校区の内の届出避難場所などを補給拠点として、その近傍の車中泊や在宅等、多様な様態の避難者へ補給する、要配慮者等へは必要に応じて行政区や自主防災組織、消防団、関係支援組織、防災士、ＮＰＯやボランティア等と連携してその対応に努める。

（４）町は、保健師等による巡回健康相談や保健医療サービス被災者支援に関する情報を支援拠点主として被災者に周知するとともに、あさぎりナビや防災放送・ラ

ジオなど様々な方法により正確な情報の伝達等を行い、避難生活環境の向上が図られるよう努める。

8　避難行動要支援者に対する対策

（１）　安否確認、救助活動

町は、あらかじめ把握している避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、民生・児童委員、近隣住民、自主防災組織、福祉団体（社会福祉協議会等）の協力を得て、安否確認、救助活動を実施する。

（２）　福祉避難所への直接避難

町は、一般の指定避難所において安全を確保する事が困難と思われる要配慮者やその支援者は、福祉施設等に対し「福祉避難所の開設及び管理運営に関する協定書」に基づき福祉避難所の開設を要請し直接福祉避難所への避難に努める。

No.	校区	施設等名
1	上	鐘ヶ丘ホーム
2	免田	第２つつじヶ丘学園
3	免田	りゅうきんか
4	岡原	あさぎりホーム
5	岡原	東病院
6	須恵	つつじヶ丘学園
7	須恵	JA 球磨福祉の里　木綿葉
8	深田	翠光園

（３）　指定福祉避難所

町は、要配慮者やその支援者が直接福祉避難所へ避難できない場合、一時的な福祉避難所として岡原地区の「ふれあい福祉センター」に指定福祉避難所を開設・運営する。その際、福祉施設等に対し「福祉避難所の開設及び管理運営に関する協定書」に基づき、指定福祉避難所への人的派遣支援を要望する。

校区	施設の名称	備　考
岡原	ふれあい福祉センター	健康管理上の問題から一般の指定避難所において安全が確保できない（安全を確保する為に看護師、介護士等の支援が必要）避難者を病院、福祉避難所等の受け入れ先の調整がつくまで一時的に収容

（４）　熊本県災害派遣福祉チーム（熊本ＤＣＡＴ）の派遣

町は、災害発生時に高齢者、障がい者等の要配慮者の支援活動を行う必要があると判断した場合は、県へ災害派遣福祉チーム（熊本ＤＣＡＴ）の派遣を要請し福祉避難所、状況より指定避難所において支援を実施する。

（５） 生活の支援

ア　相談体制の整備

町は、指定避難所、高齢福祉課（あさぎり町包括支援センター）、生活福祉課、健康推進課、社会福祉協議会等に相談窓口を設置し、高齢者や障がい者などの要配慮者の相談に応じるとともに、必要な支援のニーズ把握を行う。また、相談窓口に来られない人に対しては、避難所や自宅等を巡回して声を掛け、各種相談等に応じるとともに、必要な支援のニーズ把握を行う。

イ　心身両面の健康管理

要配慮者の中には、特に健康面の配慮が必要である者がいる可能性が高いことから、医師、薬剤師、保健師、看護師等が避難所や自宅等を巡回し、健康状態の確認や各種相談に応じるとともに、医療ケア等を行う。また、大規模災害発生後は、大きなショックや強い不安感を感じたり、長引く避難所生活の中でストレスが蓄積するなど、精神的な大きな負担を強いられるので、精神科医、臨床心理士、保健師等によるこころのケアを行う。

９　外国人に対する対策

町は、在日外国人と訪日外国人とは行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備に努めるとともに、その円滑な避難誘導体制の構築に努める。

10　防火対象物等における避難対策等

学校、病院、工場、事業場、興行場、その他消防法による防火対象物の防火管理者及び防災管理者は、多数の者の出入りする施設として災害時の避難対策を十分講じておくものとする。特に、学校においては、次の応急措置等を実施する。

（１） 情報の伝達・収集等

ア　教育長は、災害の種別、程度により速やかに学校長に通報し、必要な避難措置をとらせる。

イ　学校長は、教育長又は関係機関から災害に関する情報を受けた場合には、教職員に対して当該情報を速やかに伝達するとともに、自らテレビ、ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。なお、児童生徒への伝達にあたっては、混乱を防止するように配慮する。

ウ　学校長は、児童生徒及び学校施設に被害を受け、又はそのおそれがある場合は、直ちにその状況を町又は教育委員会その他関係機関報告し、必要に応じ応援等を求める。

（２） 避難の指示等

ア　教育長の避難の指示等は、町長等の指示により行うほか、安全性を考慮して、速やかに実施するものとする。また、避難の指示にあたっては、災害の種別、発生の時期及び発生場所等を考慮に入れて、危険が迫っている学校から順次指

示するほか、一斉メールやファックス等により必要な情報を当該地域の学校全てに伝える。

イ　学校長は、教育長から避難の指示等があった場合には速やかに実施するとともに、緊急を要する場合には、自ら災害の状況を判断し、児童生徒の屋外への避難や緊急避難場所等への避難を迅速に指示する。なお、状況によっては、教職員が個々に適切な指示を行う。

ウ　児童生徒が学校の管理外にある場合には、学校長は状況を判断して臨時休校等の措置を講ずる。なお、臨時休校の通告及び連絡方法については、あらかじめ児童生徒に対して周知徹底する。

（３）　避難の誘導等

ア　避難の誘導

学校長及び教職員は、児童生徒の安全を確保するため、あらかじめ定めた計画に基づき児童生徒の誘導を行う。なお、状況により校外への誘導が必要である場合は、町、教育委員会、近隣住民その他関係機関の指示及び協力を得て行う。

イ　避難の順位

児童生徒の避難順位は、低学年、疾病者等を優先して行う。

ウ　下校時の危険防止

学校長は、災害の状況により児童生徒を下校させる場合には、次の方法による。

（ア）　児童生徒に必要な注意を与えるとともに、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険な橋、堤防等）の通行を避けるように配慮する。

（イ）　通学区域ごとの集団下校または教職員による引率等を講ずる。

エ　校内保護

学校長は、災害の状況により児童生徒を下校させることが危険であると判断した場合は、校内に保護し速やかに保護者への連絡に努める。この場合、速やかに町又は教育委員会に対して、児童生徒の数その他必要な事項を報告する。

（４）　学校が地域の避難所となった場合の留意事項

ア　避難所になった学校の学校長は避難所に供する施設、設備の安全を確認し、避難した者に対してその利用について必要な指示をする。

イ　学校長は、施設及び設備の応急復旧状況を把握後、速やかに応急教育計画を作成し、応急教育の開始時期及び方法を確実に児童生徒及び保護者に連絡する。

ウ　全児童生徒を学校に同時に収容できない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用して分散授業を行う等の措置を講じる。

エ　避難が長期間となるおそれがある場合は、町は学校長と協議し、学校教育上支障とならないように必要な措置を講じる。

（５）　その他の留意事項

ア　保健衛生

学校長は、災害時において、児童生徒の保健衛生について必要な措置を講じる。

イ　教育活動の再開

学校長は、教育活動の再開に当たっては、施設及び設備と児童生徒の登下校時の安全に留意する。

ウ　避難訓練の実施

学校長は、災害種別に応じた避難訓練を平素から実施する。なお、訓練に際しては、学校関係者だけでなく関係機関等参加型訓練の実施など工夫に努める。

エ　連絡網の整備

教育長の各学校への通報及び連絡は、迅速かつ的確に行われるように、平素から連絡網を整備しておく。

オ　計画（マニュアル）の策定

学校長は、次の事項について児童生徒の実態に即した計画を策定し、集団避難が安全、かつ、迅速に行われるようにする。

（ア）　災害の種別に応じた避難指示（緊急）等の伝達方法
（イ）　緊急避難場所の指定
（ウ）　避難順位及び緊急避難場所までの誘導責任者
（エ）　児童生徒の携行品
（オ）　余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画
（カ）　負傷者の救護方法
（キ）　保護者への連絡及び引き渡し方法
（ク）　登下校中の避難方法

11　広域一時滞在

町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難、避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内他市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他県の市町村への受入れについては県に対し当該他県との協議を求める。

12　町外への一時避難者に対する的確な情報活動関係

町は、広域一時滞在等、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を町と避難先の自治体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

第11節　災害救助法の適用【全課共通】

一定の程度以上の災害については、災害救助法が適用されるが、同法の適用要領はおおむね次のとおり。

1　災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条の定めるところにより、次のいずれかに該当する災害となる。

（1）　町の区域内の50世帯以上の住家が滅失したこと。

（２） 県の区域内の住家 1,500 世帯以上の世帯の住家が滅失した場合であって、町の区域内の 25 世帯以上の住家が滅失したこと。

（３） 県の区域内において、7,000 世帯以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情（※）がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。

※ 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

（４） 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、次のいずれかに該当すること。

ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

イ 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

２ 被災害世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は２世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は３世帯をもって、それぞれ住家の滅失した１世帯とみなす。

３ 災害救助法の適用手続

町における災害の程度が、１の「災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、町長は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

４ 救助に要する費用の負担

災害救助法第１８条の規定により救助に要する費用については県が支弁する。

第 12 節 救 出【総務課・警察・消防機関・自衛隊・自主防災組織】

災害のため生命、身体が危険な状態にある者、あるいは生死不明の状態にある者を捜索し又は救助してその者の保護を図る。

１ 実施責任者等

（１） 救出は原則として、町長、消防機関及び警察が協力して実施する。

（２） 災害対策基本法及び他の法令の規定により災害応急措置の実施責任を有する者はもちろん、災害の現場にいる者、住民及び自主防災組織は救出を実施し、町長等に協力する。

（３） 災害救助法を適用した場合は、前節によるほか「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。

２　救出対象者

被災者の救出は、災害の原因、種別あるいは住家の被害とは関係なく、次の状態にある者に対し、必要に応じて実施する。

（１）　災害によって生命、身体が危険な状態にある者で、おおむね次のような場合

ア　火災の際に火中に取り残されたような場合

イ　地震、がけ（山）崩れ等のため倒壊家屋の下敷となったような場合

ウ　水害の際に流失家屋とともに流される又は孤立した地域等に取り残されたような場合

エ　土石流により生き埋めになったような場合

オ　登山者が多数遭難したような場合

（２）　災害のため行方不明の状態にあり、かつ、諸般の情勢から生存していると推定される者、又は生命があるかどうか明らかでない者

３　救出の方法

（１）　町、消防職員・団員による救出

ア　町は、消防機関を主体とした救出班を編成し、救出活動を実施する。なお、延焼火災が多発している状況下で同時に多数の救出が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救出活動を行う。

イ　救出活動に必要な車両、特殊機械器具、ロープ等の資機材を確保し、迅速かつ的確な救出活動を実施する。また、平時から情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備、保有資機材のリスト作成に、資機材の不足が想定される場合は、あらかじめ他の調達先を選定しておく。

ウ　町による救出が困難な場合は、速やかに隣接市町村、消防機関、警察、自衛隊等の応援を求める。

（２）警察による救出

災害発生のおそれがある場合は、人的被害の未然防止を最重点とした警備対策を講じるとともに、災害が発生したときは次により被災者の救出措置を行う。

ア　要救助者及び死傷者の有無の確認、その速やかな救出救助活動

イ　消防機関、救出機関等と連携・協力した負傷者の救護搬送活動

ウ　行方不明者があるときは、その速やかな捜索活動

エ　救出救助活動の迅速かつ円滑な推進を図るために必要な交通規制等の活動

オ　大規模な災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合は、必要に応じて警察災害派遣隊の派遣要請

（３）自主防災組織による救出

自主防災組織にあっては、当該行政区等における被害状況を調査し、救出対象者の早期発見に努める。救出対象者を発見した場合には、迅速な救出活動を行うとともに町、消防機関、警察等に連絡して早期救出に努める。

４　関係機関の連携

救出・救助活動を円滑に実施するため、災害発生後の早い段階から、町、救出・救助関係機関等による活動調整会議を開催する。

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動するＤＭＡＴ等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

なお、構成機関及び他県等からのヘリコプターが災害対策活動に従事する場合においては、県の定めに定めるところにより、災害応急対策活動を行う。

また、救出・救助活動を行うにあたっては、関連する情報の共有を図り、救出対象者の家族に対しても、関係する情報を提供するとともに、必要な場合には心のケア等の支援につなげるものとする。

５　職員の安全確保

町は、救出、救助活動を実施する各機関の職員を含め、従事する者の安全確保を図りつつ、効率的な救出・救助活動を行うため、 町と関係支援機関等との「顔の見える関係」を構築し信頼感の醸成に努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救出・救助機能の強化を図る。

６　惨事ストレス対策

救出、救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策に努める。

７　応援の手続き

町で救出作業ができないとき、又は関係機関等との調達ができない場合、県の出先機関に対し要請を行う。

第 13 節　行方不明者捜索及び遺体収容埋設

【町民課・総務課・警察・消防機関・自衛隊】

災害により行方不明の状態にある者で周囲の状況により既に死亡していると推定される者（以下「行方不明者等」という。）や犠牲者のご遺体の放置は人道上から許されず、また、混乱期の人心の安定を図るうえからも早急に実施する必要がある。このため町は、関係機関・団体と緊密な連絡をとり、迅速に行方不明者の捜索及び遺体の埋葬活動を実施する。

１　実施機関

行方不明者等の捜索及び犠牲者の埋葬等は、町長が、警察、消防機関、海上保安部、警察医会、警察歯科医会等の協力を得て、二次被害の危険性を考慮し、安全性を確保したうえで行う。町だけでは十分な対応ができない場合は、県を通じて周辺市町

村や自衛隊等に対して応援要請を行い、これらの機関の応援を得て実施する。なお、関係機関間の情報共有の為、定期的に捜索調整会議を開催する。

2　行方不明者等の捜索

町は、警察の災害警備活動に付随した行方不明者等の捜索についての協力をうける。行方不明者等の届出受理の適正を期すとともに、情報の収集に努め、積極的に調査を実施する。

3　遺体の検視、身元確認

町は、明らかに災害により死亡したと認められる遺体が発見された場合又は遺体がある旨の通報を受けた場合は、警察に届け出て検視及び身元確認を依頼する。

4　遺体の引き渡し

検視が終了した遺体は、警察から遺族へ引き渡される。

受取人がいない遺体又は身元不明の遺体は、町が引き取り、その際の戸籍法第９２条第１項の規定による警察から町に対する報告は、死亡報告書と添付される本籍等不明死体調査書をもって行われる。

5　遺体の収容

町は、当時の状況に応じて警察との協議の上、遺体安置所として長期間の使用が可能で、かつ、被害現場付近に位置する町長が指定した公共施設等に検視等の場所及び遺体の安置所を開設し、遺体を安置する。その際、遺族感情への配慮、交通の便、空調施設、宗教色が無い施設等の事項を考慮して指定する。

なお、町は、死者及び行方不明者数を早期に把握し、棺、遺体保存剤等の納棺用品を確保する。その際、「災害時における棺及び葬祭用品その他物資の供給並びに遺体の搬送、慰霊祭施行等に関する協定書」に基づき株式会社、平安閣冠婚葬祭互助会と調整する。

また、人吉南縁断層の地震被害見積に基づき平時からの納棺用品の備蓄数について、平安閣冠婚葬祭互助会と協議し納棺品（遺体袋）の確保に努める。

6　遺体の火葬

（１）　町は、次の火葬の実施体制を確保する。

ア　火葬場の被災状況の把握

イ　死亡者数の把握

ウ　火葬相談窓口の設置

エ　遺体安置所の確保

オ　作業要員の確保

カ　火葬場への搬送経路及び搬送手段の確保

キ　棺、遺体保存剤、骨壺の調達

ク　火葬用燃料の確保

（２） 町は、町において火葬することが困難な場合は、県の広域火葬計画に基づき、他市町村等に要請し火葬場の割り振りを受ける等、円滑な火葬の支援に努める。

７　災害救助法に基づく死体の捜索、死体の処理、埋葬

災害救助法を適用した場合は、県の災害救助法施行細則に定めるところによる。

第 14 節　医療救護【健康推進課・消防機関】

町は、大規模や広域的な災害や事故等により多数の傷病者が発生し、被災地及びその周辺の医療救護の対応能力を著しく超えた場合においては、県へ要請して日本赤十字社熊本県支部、県医師会、県精神科協会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、災害拠点病院、災害派遣医療チーム「ＤＭＡＴ」、災害派遣精神医療チーム「ＤＰＡＴ」、熊本県公的病院災害ネットワーク、熊本大学病院等の支援を受け、総力を挙げて迅速かつ適切な医療救護活動を実施する。このため、平素から県と連携して災害時の保健医療活動の総合調整実施体制の整備に努める。

その他の活動については、あさぎり町災害時保健活動マニュアルによる。

１　実施機関

（１） 災害時における医療救護は、町長が行う。

（２） 災害が町の範囲を超えて広域的に発生した場合又は被害が甚大である場合、知事が一元的にこれを行う。

２　予防措置

（１） 平素から関係機関（日赤・保健所・医師会・関係部・医療関係団体等）と連絡を緊密にし、相互の助力態勢を確立しておく。

（２） 災害時に使用すべき器具薬品は、その都度現地で調達し得るよう処理しておく。

（３） 町救護班は、衛生対策部の医療班とする。

３　災害救助法における医療救護

災害救助法適用における医療救護の基準は、同法及びその運用方針による外、災害救助法第３章第１３節災害救助法等の適用計画中の３救助の種類及び実施の方法による。

４　災害拠点医療機関（災害発生時における災害医療の確保

医療機関名	所在地
人吉医療センター	人吉市

5　備蓄資材の状況及び資材の調達方法

現在のところ軽易なものは、保健センター内に保管し必要に応じ整備点検を図り、調達については充分な配慮の下にいつでも調達できるよう処置しておく。

6　災害時救護所の設置

町は、大地震等の災害が発生し、多数の傷病者が発生したときは、関係機関（災害拠点病院、医療機関、消防等）の協力のもと、被災者の迅速かつ適切な医療救護活動を行う。このため、衛生対策部は、避難所から報告される傷病者の状況を把握し、被害の大きい地域の避難所から順次救護所の準備を行い、医療品や必要物品を調整し、傷病者の状況を災害対策本部へ報告し、状況により災害対策本部から県（保健所等）へ応援要請を行う。

大規模災害時においては、他地域や各団体の支援受入れが必要となるため、第二庁舎２階の議員会室を被災者に対する保健衛生活動や医療チーム等の活動拠点として使用する。

第 15 節　食料調達・供給【農業委員会・農林振興課・商工観光課・自主防災組織】

町は、大規模災害の発生に際し、被災者の生命維持及び災害対応従事者の活動維持に必要な食料の調達・供給は、次に定めるところによる。

1　実施機関

被災者及び災害応急従事者等に対する食料の供給は、町が実施し、町のみでは実施が不可能な場合は、県、国、近隣市町村、その他関係機関に応援を要請する。

2　食料の調達

（1）　食料の確保

町は、県に対して食料の確保に関して応援を要請するほか、あらかじめ締結している災害時の食料の調達に関する協定に基づき小売業者等からも食料等を確保する。この際、長期の保存及び運搬が容易な物資の選定に努める。

（2）　米穀の応急調達

調達に当たっては、県又は国・県を通じて直接米穀販売事業者から調達する。災害救助法が発動され、応急用穀物が必要な場合、県に国への働きかけを要請し、政府所有の米穀等を調達する。

（3）　農畜産物（生産物）応急供給

応急用食料としての農畜産物の調達及び供給については、大規模災害による不足の事態に備え、平素から関係団体等との連絡体制を整備する。

災害発生後は、迅速に農畜産物の需給動向、産地、処理施設、道路等輸送手段の被害状況を把握するとともに、応急対応の間は保管施設等の状況や季節特性等を鑑み、常温保存が可能な食材の調達に努め、止むを得ず温度管理等特別な配慮が必要な食材については、輸送及び供給後の保管についても適切な措置を講じた

上で、必要に応じて関係団体に対して、農畜産物の調達及び被災地域への供給を要請する。

（４） 生鮮食料品等の流通確保対策

大規模災害の発生当初は、避難生活により不足する栄養補給のために必要な生鮮食料に限り調達する。この際、可能な限り必要数の精査に努め、過剰な調達により多量に発生した腐敗食料の廃棄等にかかる余計な応急対応資源の消耗を防止する。

生鮮食料保管施設等の復旧後は、関係農業団体に輸送ルート、輸送手段及び物資集積地に関する情報提供を行い、町への生鮮食料品等の出荷について協力を要請する。また、円滑な卸売市場流通の確保については、卸売市場の被災状況等の情報収集を行い、出荷団体に提供し、生鮮食品等の円滑な出荷について迅速な対応を要請する。

３ 炊き出しの実施及び食料の配分

（１） 炊き出しの実施

町は、原則として避難所内又は既存の給食施設若しくは仮設給食施設において、民間事業者、自治会、自主防災組織、ボランティアと連携して炊き出しを行う。町が多大の被害を受けたことにより、炊き出しによる食料を給与することが困難と認めたときは、県及び近隣市町村に炊き出しについて協力を要請するものとする。

（２） 食料の配分

被災者への食料の配分に当たっては、次の事項に留意するものとする。

ア 各避難所等における食料の受け入れ確認及び需給の適正を図る責任者を配置

イ 住民への事前周知等による公平な配分

第 16 節 給 水【上下水道課・教育課・県・自衛隊】

水道施設の被災により水源の汚染・枯渇や断水が発生し、飲料に適する水を得ることができない場合の応急的な飲料水等の確保は、次に定めるところによる。

１ 実施体制

（１） 上下水道対策部の上下水道班をもって被災者等への飲料水及び生活用水の供給を実施する。

（２） 被災の状況等により、町で応急給水が実施出来ない場合は、県に応急給水に関する支援を要請する。

２ 給水方法及び給水量

町内上水道は、町内の被災していない浄水場水系又は近隣町村水道により、給水タンク等を用いて搬出し、消毒（残留塩素０．２ｍｇ／１以上）の上、緊急給水を実施

する。また、町上水道が災害により用をなさない時は、県（人吉保健所並びに熊本県環境生活部環境保全課）又は自衛隊へ給水車派遣を要請する。

3　給水に関する広報

町は、被災者等への応急給水の時間や場所の定期的な周知のほか、水道施設の被災状況、二次災害の危険性、応急復旧状況、復旧予定時期、飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、町ホームページ等状況に応じて周知に有効な媒体を用いて適時、的確な情報提供を行う。

4　飲料水以外の生活用水の確保

町は、地下水採取者の協力を得て、断水時に地域住民の生活用水を確保する体制の整備に努める。

また、学校にあるプールの水を常時溜めておくことで、大規模災害時における避難所トイレの水等の利用や、火災時の消火水として活用できるため、学校施設管理者と予め貯水するよう協議しておく。

第17節　生活必需品供給【農業委員会・農林振興課・商工観光課】

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の生活必需品等を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、生活必需品を給与又は貸与し、一時的に被災者の生活を安定させるため、次に定めるところによる。

1　実施機関

被災者に対する生活必需品の給与又は貸与は、町が実施し、町のみでは実施が不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関に応援を要請する。

2　生活必需品の範囲

生活必需品の範囲は、概ね次のとおり。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。

ア　寝具類（毛布等）
イ　衣料（作業着、下着、靴下等）
ウ　炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切等）
エ　食器類（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、哺乳瓶）
オ　日用雑貨品（石鹸、タオル、歯ブラシ、トイレットペーパー、ゴミ袋、洗剤、雨具、ポリタンク、生理用品、紙おむつ等）
カ　光熱材料（マッチ、懐中電灯、乾電池、卓上ガスコンロ）
キ　燃　料
ク　その他（ビニールシート）

３　備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送

（１）　備蓄物資

年に１度の基準で公表するあさぎり町災害備蓄基準及び現況表に基づき整備する。燃料の備蓄も検討し、併せて「あさぎり町石油協業組合」と災害時の協定を結び緊急時に備える。

（２）　調達物資

町は、原則として被災者に必要な最小限の被服・寝具及び生活必需品を一括購入して調達し供給する。

（３）　新物資システムの活用

町は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、新物資システム（Ｂ-ＰＩｏ）を活用し情報共有を図り、迅速かつ的確な情報収集を行うものとする。

４　義援金及び義援物資の取扱い

罹災者に対する義援金・義援物資を地域振興局から受領した時は、厳重に保管すると共に速やかに罹災者に配布する。

５　労務供給

救助物資の購入及び配分に必要な労務者の確保については、県の「労務供給計画」の定めるところによる。

第 18 節　救援物資要請・受入・配分【農業委員会・農林振興課・商工観光課】

大規模災害時に各方面から被災者に寄せられる救援物資について、広域物資輸送集積拠点・物資集積拠点の速やかな開設、避難所までの輸送体制の確保、確実、迅速かつ公平に被災者に配分し、被災者の生活の安定を図る体制を整備する。

１　不足物資の把握

町は、現地調査等により被災者のニーズ等の情報を収集して被災地で不足している物資の種類、数量等を把握する。

２　物資の要請等

（１）　不足物資の供給に関して、町のみで対応できない場合、県に対して救援物資の支援要請を行う。

（２）　町は、平素の物資の備蓄管理から、災害発生時の救援物資の要請や受入・管理、輸送・配分等について、新物資システム（Ｂ-ＰＩｏ）を活用して行う。

３　受入・供給体制

（１）　物資の集積拠点

ア　災害発生を予期して備蓄する救援物資は、免田地区備蓄倉庫に集積する。

イ　「災害時における物資受入・配送拠点の確保に係る協定」に基づき江里運送(有)の倉庫を災害物資集積拠点として使用する。

（２）受入・供給体制の整備

町は、「災害発生時における物資等の緊急輸送に係る協定」及び「災害時における物資受入・配送拠点の確保に係る協定」により、熊本県トラック協会及び江里運送(有)の協力を受けるほか、更に輸送事業者等との協力協定を推進し、物資集積拠点に届けられた物資の円滑な仕分け及び管理を行い、指定避難所から在宅や車中泊等多様な避難形態をとる避難者への輸送・供給のための体制を整備する。

第 19 節　住宅応急対策【財政課・建設課・教育課・警察】

災害のため住家が滅失又は被害を受けた被災者に対して、住宅を貸与し又は被害を受けた住家に対し居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修し、被災者の居住安定を図る。

１　実施機関

被災者に対する応急仮設住宅の供与及び応急修理は、災害救助法を適用したときは、県から権限の委任を受けた町が行う。町のみでは実施することが不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

２　応急仮設住宅の供与

（１）建設型応急住宅

ア　建設型応急住宅の建設

町は、様々な災害を想定し建設型応急住宅の建設が必要となった場合の建設候補地を下の表のとおりとする。発災直後は、このような候補地は災害廃棄物の仮置場や自衛隊等救助機関の活動拠点として使われることがあるため、建設に支障を来すことのないよう留意し、さらに、将来的な集約や復旧・復興のあり方についても考慮する。

建設に当たっては、県産材の活用や、被災者に係る世帯人員や高齢者、障がい者等に配慮した仕様（手すり、スロープ、トイレ、風呂等）の作成に努めるとともに、建設するために必要な「標準プラン（仕様・図面等）」を、あらかじめ策定しておく。また、大雨を想定し、必要に応じて雨水排水用の側溝の敷設や敷地内の舗装等を行うとともに入居者のコミュニティ形成のための集会施設等の整備について検討を行う。

建設候補地			
連番	名　称	所在地区	備考
①	免田総合体育センターグラウンド	免　田	
②	上総合運動公園グラウンド	上	
③	旧岡原中学校グラウンド	岡　原	
④	須恵文化ホール駐車場	須　恵	
⑤	高山総合運動公園駐車場	深　田	
⑥	免田永才運動公園	免　田	

イ　建設型応急住宅の運営管理

町は、入居者の募集・選定から、入居中の住宅の維持補修・問合せへの対応、退去に至るまでの運営管理を行う。この際、警察及び防犯ボランティア団体等と連携して防犯活動を推進する。また、孤立化や引きこもりなどを防止するため、心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努め、男女共同参画の視点にも配慮する。加えて、必要に応じて入居者の家庭動物の受入れや買い物の利便性等、生活環境の向上に配慮するものとする。

（２）　賃貸型応急住宅等の提供

町は、大規模災害の発生時、民間賃貸住宅の借上げにより確保した賃貸型応急住宅の提供を行う。このため発災直後から円滑な提供ができるよう、あらかじめ必要な体制を整備し、要領等を定めるとともに、平時から「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結する不動産関係団体との連携の強化を図る。このほか、要支援者の避難生活における負担を軽減するため、ホテル・旅館関係団体と「災害時における宿泊施設等の提供に関する協定」を締結するなど協力体制の強化を図り、災害時の被災者の一時居住のための住宅提供に努めるものとする。

３　公営住宅の提供

災害により住家が滅失した被災者が公営住宅への入居を希望した場合、町長は公営住宅の入居（公営住宅法第 22 条第 1 項に基づく特定入居、又は、地方自治法第 238 条の 4 第 4 項に基づく目的外使用許可）について、最大限配慮する。

４　避難所や被災者に対する住宅情報等の周知方法の検討

町は、公営住宅などの募集案内の周知について、ホームページやテレビ・ラジオ、新聞等のほか、より詳細な情報を直接被災者周知する方法等の検討を行う。

第 20 節　交通規制【建設課・消防団・警察】

災害時に、住民等の円滑な避難誘導が必要な場合、道路災害が発生するおそれがある場合、橋梁等の道路施設に被害が発生した場合、交通の混乱を防止して緊急輸送を

確保するために必要がある場合などにあたっては、交通規制を行って被害の軽減と迅速な応急対策を実施する。

1　実施責任者

町長は、道路、橋梁等道路施設の巡回調査に努め、災害等により道路施設等の危険な状況が予想され又は発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、速やかに必要な規制を実施する。

2　相互の連絡・協力

町は、次の事項について警察と連携・協力し、的確かつ円滑な災害応急対策を実施するものとする。

（1）　被災地の実態、道路の被害状況及び交通状況等に関する情報を収集し、相互に情報を交換する。

（2）　緊急通行車両の通行を確保すべき道路の障害物排除等のための応急対策の実施及び重機等の支援部隊の速やかな要請を行う。

3　危険箇所の調査及び報告

（1）　土木対策部は、町道について危険箇所を発見した時は、速やかにその路線名、箇所、拡大の有無、迂回路の有無、その他被害の状況等を町長に報告する。

（2）　町長は、土木対策部が報告した状況を直ちに球磨地域振興局に報告すると共に各関係機関の長へ連絡する。

4　交通規制の実施

（1）　危険箇所の交通規制

道路及び橋梁の破損、決壊その他の状況により通行禁止、又は交通を制限する必要があると認めるときの交通規制の実施は、町長若しくは、消防団又は警察が、禁止又は制限の対象、区間、期限及び理由等を明瞭に記載した道路標識等を設置するとともに、必要な場合は、う回路の案内板も明示し、一般の交通に支障のないよう措置する。なお、道路標識施設の設置基準は、次による。

ア　道路標識を設ける位置

（ア）　通行止め

歩行者、車両及び路面電車等の通行を禁止する区間の前面における道路の中央

（イ）　通行制限

通行を制限する前面における道路の中央又は左側の路端

（ウ）　う回路

う回路のある交差点の手前の左側の路端

イ　道路標識の構造

道路標識は堅固な構造とし、所定の位置に整然と設置して修理、塗装、清掃等の維持を行うほか、夜間において遠方から確認し得るよう照明または反射装置を施す。

ウ　道路標識の寸法及び色彩

道路標識の寸法及び色彩は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和 35 年 総理府・建設省令第３号）に定めるところによる。

（２） 異常気象時における道路通行規制要領

異常気象時における道路通行規制要領は、資料編による。

第 21 節　輸　送【農業委員会・農林振興課・商工観光課】

災害時における緊急輸送体制を確立し、応急対策実施に必要な人員、資機材及び救援物資等の輸送力を確保し、応急措置の万全を期する。

１　輸送実施機関

災害対策基本法第５０条及び第５１条に規定する実施責任者とする。ただし、これらの機関で処理できない場合は、輸送を業とする公共機関、地方公共機関並びにこれに準ずるもの等、又は自衛隊に応援を要請して緊急輸送の確保を図る。

２　輸送力の確保措置

実施機関において所有する車両だけでは、輸送が確保できない場合は、次の順位により必要に応じて借上げて輸送の円滑化を図る。

（１） 車両等確保

ア　公共的団体の車両等

イ　輸送を業とする者の所有車両等

ウ　その他（自家用車両等）

（２） 鉄道、軌道、空中輸送等の確保

ア　鉄道、軌道輸送要請

必要な場合は、県を通じて九州旅客鉄道株式会社熊本支社等に近傍鉄道駅を経由した物資輸送を要請する。

イ　空中輸送要請

県または自衛隊災害派遣部隊との調整による。

３　輸送の方法

（１） 陸上輸送

ア　道路輸送

災害時における緊急輸送は、本町の地勢及び過去の災害の実情等から大半が陸上輸送であって、道路輸送による場合が多い。関係機関は災害時における緊急輸送が、迅速かつ円滑に行われるよう協力する。

イ　鉄道輸送

町に関連する鉄道はくま川鉄道に限定されるが、令和２年７月豪雨において肥後西村駅から人吉駅の線路・橋梁に大きな被害を受け、西へは錦町まで、東へは湯前町までに限定されている。なお、令和８年９月20日に不通区間が再開通するが、人吉駅から鹿児島本線等への連絡路線となる肥薩線は依然不通であり、輸送能力は極めて限定的である。

（２）　空中輸送

災害時に緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、防災消防ヘリコプターを活用するとともに自衛隊派遣要請に基づき自衛隊による空中輸送を実施する。

４　救援物資の調達・輸送体制の構築

町は、熊本県トラック協会及び江里運送(有)及びその他の輸送関係機関との協力体制の構築推進により、迅速かつ円滑な救援物資の調達・輸送体制を構築する。

町の地域内輸送拠点は、協定により江里運送（有）倉庫とし緊急輸送幹線を国（県）の緊急輸送道路である国道２１９号線に保持し県の広域物資輸送拠点と連接する。また、町は、広域物資輸送拠点等の効率的な運営については県からの要請がある場合は、それに協力するように努める。

５　緊急輸送のための道路の確保

（１）災害応急対策に必要な、救助、救急医療、消火活動及び避難者への緊急物資の供給に必要な人員・物資等の輸送のため、国・県の緊急道路や県の広域物資輸送拠点と免田備蓄倉庫及び江里運送(有)倉庫の補給拠点、各指定避難所及びその他別に指定する避難場所等とを結ぶ道路を町緊急道路に指定し、今後、迅速な救命救助及び円滑な被災者支援のための道路維持管理及び啓開計画について検討する。

（２）　町は、国・県の指定する緊急道路、町の緊急道路及び避難路など防災上重要な経路を構成する道路については、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国〔経済産業省、総務省〕が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

（３）　道路管理者、警察、関係機関との連絡調整

町は、道路管理者等と連携して緊急輸送路について早急に被害状況を把握し、障害物の除去等の応急復旧を行い、道路機能の確保に努めるとともに、警察及び関係機関と相互に連絡を保ち、交通規制等の適切な運用を図る。

６　災害救助法に基づく輸送

災害救助法を適用した場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。

7　緊急通行車両確認

（１）　町及び関係機関は、災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、災害応急対策に必要な人員、資機材等を迅速かつ確実に輸送するため、緊急通行車両の運用、確認手続き等を整備するものとする。また、町及び関係機関は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付をうけることができることについて、周知及び普及を図る。

（２）　緊急通行車両において輸送する対象は、被災状況及び被災応急対策の進捗状況に応じて、概ね以下のとおり。

ア　第一段階（災害発生直後の初動期）

（ア）　救助･救急活動､医療活動の従事者､医薬品等人命救助に要する人員､物資

（イ）　消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資

（ウ）　交通規制に必要な人員、物資

（エ）　後方医療機関へ搬送する負傷者等

（オ）　政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信・電力・ガス・水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員、物資

（カ）　緊急通行に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧及び緊急輸送道路確保のための人員、物資

イ　第二段階（応急対策活動期）

（ア）　ア項の継続

（イ）　食料、水等生命維持に必要な物資

（ウ）　傷病者及び被災者の被災地域外への輸送

ウ　第三段階（復旧活動期）

（ア）　前イ項の継続

（イ）　災害復旧に必要な人員、物資

（ウ）　生活必需品

第 22 節　民間団体の活用【総務課・教育課・自主防災組織】

災害における民間団体〔青年団、婦人会、自主防災組織、赤十字ボランティア（奉仕団、防災ボランティア)〕の活用については、本節の定めるところによる。

1　実施機関

（１）　民間団体の活用は、町長が民間団体の協力を求めて実施し、町で処理不能な場合は、被災をまぬがれた近隣市町村に連絡し、当該市町村の応援協力を求めて応急処置に当たる。

（２）　大規模な災害又は広範囲にわたる災害のとき、あるいは町において処理できない場合は、知事又は県教育委員会がこれを行う。

２　活用方法

（１）　活動内容

活動内容は、被害の程度によって異なるが、おおむね次のとおり。

ア　災害発生直後（被災者周辺住民による活動）

・　応急処置
・　救　　出
・　搬　　送

イ　緊急対応期（県等からの要請後 団体の協力による活動）

・　ボランティア本部の設置
・　炊き出し
・　応急復旧
・　連絡手段の確保（アマチュア無線）
・　安否調査
・　その他

ウ　応急対応期（ボランティアによる機能的活動期）

・　避難所支援活動
・　心のケア
・　協力支援体制の確立
・　その他

エ　復　興　期（地域ボランティア組織の支援活動）

・　活動の撤退準備
・　活動記録
・　報告書の提出（県・当該市町村）
・　その他

（２）　活動範囲

活動範囲は、災害の規模及び被災の範囲によって異なるが、原則として町内全域とする。

（３）　活動期間

町からの要請により活動開始した時期から撤収までとする。

（４）　その他

民間団体の活動費用は、原則として参加する民間団体の負担とするが、災害救助法の適用等あった場合、経費については国が負担する。また、町の要請により活動する場合においては応援に要した費用は町が負担するものとする。

第 23 節　労務供給【全課共有】

災害時における、労務の確保を図り、応急措置及び災害復旧の迅速、かつ円滑な実施の促進は、次に定めるところによる。

1　労務者の把握

公共職業安定所長は、労務者の供給が迅速かつ円滑に実施できるよう次の措置を講じておくものとする。

（1）　求職申込みのあった求職者の市町村別、職種別人員の把握

（2）　当該求職者に対する連絡方法

2　労務者の要請

地方災害対策本部を設置した場合の労務者の要請は、次によるものとする。

（1）　町長は、災害応急措置の実施について、労務者を必要とするときは、球磨地域振興局長に対し、文書又は口頭をもって、要請をすること。

（2）　町以外の機関において、災害応急措置の実施について、労務者を必要とするときは、当該機関の長は直接、所轄の公共職業安定所長に要請すること。

（3）　労務者の要請を行うときは、次の事項を明らかにしなければならない。

ア　求人者名

イ　職種別、所要労務者数

ウ　作業場所及び作業内容

エ　労働条件

オ　宿泊施設の状況

カ　その他必要事項

第 24 節　保健衛生【健康推進課・高齢福祉課・生活福祉課・町民課】

被災地、特に避難所においては、避難が長期に及ぶ場合もあり、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置やこころのケアを含めた対策を行う。特に、高齢者、障がい者、児童、妊産婦等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。また、感染症及び食中毒の発生予防のため被災者へ注意喚起を行うとともに、その対策の詳細については、別途定めるガイドライン等により行う。

1　防疫計画

災害によって被害を受けた地域、又は当該住民に対し、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）及び「災害防疫実施要綱」（昭和 40 年 5 月 10 日衛発第 302 号厚生省公衆衛生局長通知）の定めるところにより、公衆衛生の立場から感染症予防上必要な諸対策を実施して、感染症の発生を予防し及びまん延の防止を図る。

（１） 実施責任

町長は、知事の指示にしたがって、災害時における防疫上必要な措置を行う。

（２） 防疫組織及び実施方法等

町長は、感染症の予防及びまん延防止のため、下記により感染症の発生状況の調査、汚染された場所・物件の消毒その他必要な措置を講ずる。

ア　防疫の実施組織等

（ア） 防疫班の編成

町長は、必要な場所・物件の消毒、ねずみ族昆虫等の駆除等を行うため防疫班を編成する。防疫班は、災害の発生状況・規模等に応じて、消毒等を実施するために必要な人員をもって編成する。

（イ） 防疫活動のための薬剤・器具・機材等の整備

町長は、災害時又は、そのおそれが顕著になった際の防疫活動のための薬剤・器具・機材等を整備し、あらかじめ周到な計画をたてておくこととする。

イ　実施方法等

（ア） 消　毒

町長は、知事の指示に基づき、感染症法第 27 条及び施行規則第 14 条・16 条並びに結核感染症課長通知の定めるところにより、汚染された場所の消毒を実施する。

（イ） ねずみ族・昆虫等の駆除

町長は、感染症法第 28 条第２項及び施行規則第 15 条の規定により、知事が定める地域内で、知事の指示に基づきねずみ族・昆虫等の駆除を実施する。

（ウ） 生活用水の使用制限等

知事が生活用水の給水制限等を実施した場合、町長は生活用水の供給を実施する。

（３） 災害時感染制御支援チーム等の派遣要請

町は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（ＤＩＣＴ）等の派遣を迅速に要請する。

２　健康管理

（１） 被災者の健康管理

ア　町は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（母子、成人、高齢者をはじめ、支援を要する方に対する保健指導及び栄養指導等）を行う。

イ　町は、被害が長期化する場合、避難所が多数設置されている場合等被災者の健康管理を組織的に行うことが必要と思われるときには、被災者等の健康管理のための実施計画を策定することにより、計画的な対応を行う。

ウ　町は、住民の健康管理を図るために、保健師等を中心に避難所等を巡回して被災者のニーズに対応した保健指導及び栄養指導を行う。

エ　町は、被害の規模に応じ、近隣市町村又は県内関係団体等に対し応援要請を行う。

オ　町は、必要に応じて、郡市医師会やリハビリテーション等の専門職団体と連携し、仮設住宅等における高齢者の生活不活発病対策のための体制整備を行う。

カ　町は、認知症疾患医療センターや医療機関等と連携し、認知症高齢者等の相談・診療体制の確保に努めるとともに、避難所運営や救護活動に従事する者等に対し、認知症対応に係る情報提供を行う。

キ　町は、必要に応じて、被災者の健康保持増進のため、健康支援情報や疾病等相談窓口の周知を行う。

（２）　避難所における衛生管理および感染症予防の徹底

（※災害時保健活動マニュアルより抜粋）

ア　避難所は土足を禁止する

イ　食中毒、その他の感染症等の予防（食品、飲料水等の衛生管理、ゴミの管理、トイレや食事時の手洗いや手指消毒、うがい、マスク、換気）

ウ　サブ施設（隔離部屋等）の設置による感染拡大防止

エ　生活用品の確保

（３）　避難所における避難者のプライバシーの確保

ア　要介護者､妊産婦､女性の着替え､授乳､キッズスペース等の専用空間の設置

イ　マスコミ取材による住民不安への対応

（４）　エコノミークラス症候群の予防活動

ア　町は、発災直後にエコノミークラス症候群の発生や死亡者が出る可能性が高いことから、関係団体と連携して、いち早い血栓塞栓症予防の活動開始と受診の勧奨等的確な対応を行う。

イ　町は、避難者がエコノミークラス症候群に関する知識を持つための防災教育を進めるとともに、発災時には報道機関と連携した、早期からの有効な広報の展開を図る。

（５）　誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導

ア　町は、避難生活における口腔衛生の維持ができないことで誤嚥性肺炎による入院や死亡者が出る可能性が高いことから、県歯科医師会及び県歯科衛生士会等と連携し、発災直後からの口腔ケアや歯科保健活動等の的確な対応を行う。

イ　町は、避難者が誤嚥性肺炎予防のための口腔ケアの必要性に関する知識の普及・啓発を進めるとともに、発災時には報道機関と連携した早期からの有効な広報の展開を図る。

（６）　精神保健相談等（被災者のこころのケア）

町は、災害発生時の段階を踏まえ、必要に応じ、心のケアに関するニーズを把握するとともに、次の措置を行う。

ア　初　期

（ア）　精神科救護所の設置

（イ）　精神保健巡回診療及び相談の実施

（ウ）　精神保健医療情報の提供

（エ）　夜間相談窓口の設置

（オ）　避難所内のメンタルヘルスケアのシステムづくり

イ　安定期

（ア）　仮設住宅の被災者等に対する巡回訪問及び相談支援

（イ）　被災地でのこころのケアに携わる人材の育成

（ウ）　被災者の支援者（町職員等）への支援

（エ）　被災者等のこころの健康に関する普及啓発

（オ）　被災者の中長期的なこころのケアを行う体制の整備

３　生活衛生の確保

町は、避難者や断水等により自宅で入浴できない者の衛生状態を良好に保つため、入浴支援マニュアルに基づき、公衆浴場業者と連携し、入浴サービスの提供に努める。

第 25 節　災害ボランティアとの連携【生活福祉課・社会福祉協議会】

１　災害ボランティアセンターに係る体制整備

（１）　大規模又は甚大な災害が発生し、町として災害ボランティアによる救援活動が必要と認められる場合、町社会福祉協議会（以下「町社協」という。）は単独又は複数の市町村社協の連携による広域単位の被災地災害ボランティアセンター（以下、「被災地センター」という。）を設置する。

（２）　被災地センター

ア　目　的

被災地センターは、被災地における災害ボランティアによる救援活動を円滑かつ効果的に展開するために設置する。

イ　設　置

町及び町社協等は、災害状況に応じて被災地センターを町単位又は複数の市町村で連携した広域単位で設置する。

町及び町社協等は関係機関とあらかじめ協議して複数の設置場所を定めておくものとし、ボランティア活動をスムーズに行えるよう十分なスペースを確保するものとする。なお、広域単位での設置の場合も考慮して、事前に近隣市町村や、近隣市町村社協等との協力体制を構築しておく。

ウ　役割と機能

（ア）　町や県センター、ＮＰＯ等のボランティア団体との連絡調整

（イ） 地域のボランティア関係団体との情報交換及び運営スタッフなどの派遣要請

（ウ） 活動用資材や機材の調達（県センター、町と連携）

（エ） ボランティアニーズ及び被害状況の把握

（オ） ボランティアの受入

（カ） ボランティア希望者の配置等

（キ） ボランティアによる救援物資の仕分け、配布の支援

（ク） 現地での支援活動の調整

（ケ） ボランティアの健康管理

エ　町の対応

（ア） 連絡調整窓口の設置

（イ） 活動場所の提供

（ウ） 行政情報の適切な提供

（エ） その他必要な支援

オ　組織及び運営体制

（ア） 組　織

関係団体と協議のうえ効率的・効果的な組織体制を整備する。

（イ） 運営体制

地域ボランティア関係団体や県センターから派遣される運営スタッフ、また災害対応を専門とするＮＰＯ等が協働し、それぞれが持つ機能やネットワークなどが活かされるような運営体制とする。

カ　閉所の時期について

住民組織、関係機関や団体、行政と慎重に合意形成を図りながら、タイミングを見極め判断するとともに、町社協等にその活動を引き継ぐ。

２　町とＮＰＯ等との連携

大規模災害の発生に際して町は、被災地センター及び町で活動するボランティア団体等による連携の場を速やかに設ける。さらに、町は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているＮＰＯ等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティアの活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮する。

第 26 節　廃棄物処理【町民課・建設課】

1　計画の方針

災害で発生する廃棄物の処理を迅速・適正に行い、住民の生活環境の保全を図るため、町はそれぞれの区域内における被災状況を想定した災害廃棄物処理計画を策定する。

2　被害状況調査、把握体制

（1）　町は、速やかに被害状況を把握するため、調査地域、調査対象施設・設備、調査者等を明確にした調査体制を整備する。

（2）　町は、廃棄物処理施設等の被害状況を早急に取りまとめ、所轄保健所へ報告する体制を整備する。

3　廃棄物の仮置場候補地の選定等

（1）　災害廃棄物の処理を早期に完了するためには、迅速な仮置場の設置と適正な運営管理が必要となる。そのため、町は、あらかじめ、災害時に発生する損壊家屋や流出家屋のがれき等の災害廃棄物の仮置場候補地の選定、確保動線やレイアウトの検討等に努めるものとする。また、仮置場候補地については、周辺環境や交通アクセス等に留意するとともに、浸水想定区域や河川敷、がけ地などの災害の恐れがある場所を避け、複数の候補地選定に努める。

（2）　町は、平時から廃棄物処理施設について、ヒアリング、立入検査等の実施を通じて、処理能力の確認を行う。

4　災害廃棄物処理の広域応援体制

（1）　町は、災害廃棄物の発生量や処理能力等を想定のうえ、近隣市町村と相互応援体制の整備に努める。

（2）　町は、広範囲の被災により近隣市町村による相互応援体制が維持できない場合を想定した広域応援体制の整備に努める。

（3）　町は、国（環境省）が整備している災害廃棄物処理支援ネットワーク（以下、D.Waste-Net という。）や災害廃棄物処理支援員制度、地方公共団体等の関係者で組織する地域ブロック協議会等による人材育成や災害廃棄物に関する情報、D.Waste-Net や地域ブロック協議会の取組等の周知に努める。

5　災害廃棄物の処理

（1）　町は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、災害廃棄物の発生量を推計するとともに、災害廃棄物の処理を行う施設の処理能力を確認のうえ、収集、運搬、処分の対策を講じる。

（2）　町は、災害廃棄物を処理する場合、発災前に策定した災害廃棄物処理計画を基に、災害廃棄物の発生量、廃棄物処理施設の被害状況等を把握したうえで、災害廃棄物処理実行計画を策定する。なお、災害廃棄物処理実行計画は、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行う。

（３） 町は、災害廃棄物処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努めるとともに、災害廃棄物の処理を行う施設の処理能力を超える発生量が見込まれる場合は、近隣市町村へ応援要請を行う。

（４） 町は、災害廃棄物の発生状況を踏まえ、必要に応じて災害廃棄物の仮置場の設置を行う。

（５） 町は、地区住民が道路上に災害廃棄物を出し交通の妨げにならないよう周知するとともに、道路上の障害物により通常の収集ができない地区については、臨時収集場所を設け、収集への協力を求める。また、仮置場の設置状況や分別方法、生活ごみの収集方法等の災害廃棄物に関する情報の提供にも努める。

（６） 町は、防疫上食物の残さ等腐敗性のごみを優先的に収集運搬する。

（７） 損壊家屋や流出失家屋のがれき等については、原則として被災者自ら町の定める仮置場等に搬入することが望ましいが、被災者自ら搬入することが困難な場合又は道路等に散在し緊急的に処理する必要がある場合は、町が収集処理を行う。

災害廃棄物仮置き場候補地				
No.	名称	行政区	水害対応	備考
①	免田永才運動公園	免田	×	
②	山麓グラウンド	上	×	
③	上総合公園グラウンド	上	×	
④	森岡カントリーパーク駐車場	岡原	○	
⑤	旧岡原中グラウンド	岡原	○	
⑥	旧須恵小学校グラウンド	須恵	○	
⑦	須恵文化ホール西側未舗装駐車場	須恵	○	
⑧	高山総合運動公園駐車場	深田	○	

６　堆積土砂処理計画

（１） 町は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、堆積土砂の流入・堆積量を推計するとともに、堆積土砂の処理を行う施設の処理能力を確認のうえ、収集、運搬、処分の対策を講じる。

（２） 町は、堆積土砂を処理する場合、国土交通省作成土砂がれき撤去の事例ガイド等を基に、堆積土砂の発生量等を把握したうえで、堆積土砂処理実行計画を策定する。なお、堆積土砂処理実行計画は、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行う。

（３） 町は、堆積土砂処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努めるとともに、堆積土砂の処理を行う施設の処理能力を超える発生量が見込まれる場合は、近隣市町村へ応援要請を行う。

（４） 町は、必要に応じて堆積土砂の仮置場の設置を行うものとする。県は、堆積土砂の仮置き場の確保に向け、積極的に候補地について調査を行い、市町村に情報を提供する。

（５） 県は、町からの要請を受けた時又は被害の状況等から判断して必要と認めた時は、迅速かつ適切な処理が行えるように、市町村相互間の応援要請、他県への応援要請及び関係団体と必要な連絡調整及び助言を行う。

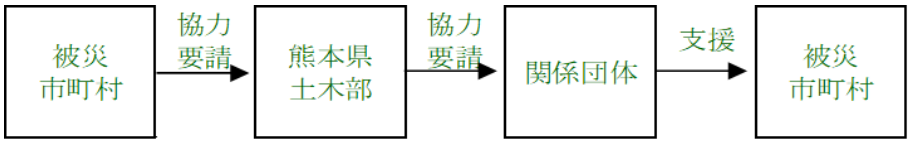

７　し尿の処理計画

（１） 町は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取式便槽のし尿排出量を推計するとともに、し尿処理施設の被災状況や処理能力を確認のうえ、収集、運搬、処分の対策を樹立する。

（２） 町は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、またし尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、近隣市町村へ応援要請を行う。

（３） 町は、被災時における水洗トイレ等の使用の困難性を考慮し、共同仮設トイレを設ける等適正管理の対策を講じる。

８　廃棄物処理施設の応急復旧

（１） 町は、平時から廃棄物処理施設について、ヒアリング、立入検査等の実施をとおして、処理能力の確認を行う。

（２） 町は、処理施設の維持管理点検体制を整備し、非常時に備え予備資材の確保に努める。

（３） 町は、被災時の被害により施設・設備等に欠陥が生じた場合は、早急に点検を行い、被害状況等を県に報告するとともに、応急復旧を行う。また、廃棄物の収集、運搬、処分に影響を及ぼす場合は近隣市町村等への応援依頼等により効率的な処理を確保する。

（４） 町は、要員、資材等の不足により、応急復旧が不可能なときは県に応援要請を行う。

第 27 節　学校教育対策【教育課】

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害対策基本法及びその他の法令に基づき、児童生徒の生命・身体を災害から保護し、もって教育行政の確保を図る。

１　実施機関

町立学校の児童生徒に対する災害応急教育対策は町教育委員会が行う。ただし、災害救助法が適用された場合、又は町が災害応急対策を実施することが困難な場合は、知事又は県教育委員長は、関係必要機関の協力を求める。

２　応急教育対策

（１） 応急教育実施の予定場所

町教育委員会は、災害の状況により教育関係機関と連絡をとり災害現場の状況を的確に掌握し、災害の程度に応じて適切な指導を行い、災害時における応急教育に支障のないよう、次の事項について措置する。

ア　学校施設が被災した場合は、まず応急復旧をすみやかに行い、教育が実施できるようにする。

イ　応急復旧が不可能な場合は、被害をまぬがれた隣接地域の学校施設、公民館、その他の施設等の借り上げや仮設校舎の建設を行う。

ウ　災害の状況によっては、近接市町村に協力を求める。

（２）　応急教育の方法

前記（１）により掌握した災害情報に基づき、災害時における教育に支障のないよう、次により応急教育を実施する。

ア　教職員等の確保

町教育委員会は町立学校及び県教育委員会と緊密な連絡をとり、応急教育実施のため支障をきたすことのないよう適切な指示を行い、必要に応じ、他都道府県に対して、教職員等の応援を求めるなど、教育上の混乱を生じないよう教育実施者の確保に努めるものとする。また、被災した児童生徒や教職員の心身の状況を把握し、必要に応じ、心のケアを行う専門職員の配置について、県又は県教育委員会へ応援を求める。

イ　教材、学用品等の調達及び配給の方法

（ア）　教材、学用品等の被害を受けた場合は、町教育委員会は所定の様式に従って県教育委員会に報告する。（災害救助法が適用された場合は、町教育委員会が町長を経由して報告）

（イ）　町教育委員会は、前記（ア）の報告に基づき、必要に応じ教材（教科書）について特約教科書供給所、学用品については文具関係団体を通じて、調達をあっ旋する。

３　学校給食等の措置

町立学校の給食に係る施設、設備、物資等に被害を生じた場合は、町教育委員会から学校長へ必要な措置を指示する。

４　災害救助法に基づく学用品の支給

災害救助法を適用した場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。

５　その他の支援措置

町は、災害により進学や就学が経済的に困難となった児童生徒に対して、必要に応じ、国、県及び関係機関等と連携して奨学金や授業料免除等の就学支援を行う。また、これらの支援措置について、学校関係者、児童生徒の保護者等に対する周知を図る。

第 28 節　障害物除去【町民課・建設課・消防機関】

災害時における応急措置実施の障害となっている工作物等ならびに、山（がけ）崩れ、浸水等によって、道路、河川、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等のため、住民の生命、身体及び財産等に危険を及ぼし、又は、日常生活に著しい支障をきたす障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。）について必要な措置を定める。

1　実施責任

（1）　応急措置を実施するため、障害となる工作物等の除去は、町長が行う。

（2）　水防活動を実施するため、障害となる工作物等の除去は、水防管理者、又は消防機関の長が行うものとする。

（3）　道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の維持管理者が行う。

（4）　山（がけ）崩れ、浸水等によって、住家又はその周辺に運ばれた障害物は町長が行うものとし、町限りで実施不可能の場合、又は災害救助法が適用されたときは、知事が行う。

（5）　その他、施設、敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地内の所有者、又は管理者が行う。

2　障害物除去の対象及び方法

（1）　障害物除去の対象

災害時における障害物の除去対象は、おおむね次のとおり。

ア　住民の生命、財産等を保護するための除去を必要とする場合

イ　河川のはん濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動実施のため除去を必要とする場合

ウ　緊急な応急措置を実施するため、特に除去を必要とする場合

エ　その他、特に公共的立場等から除去を必要とする場合

（2）　障害物除去の方法

ア　実施責任者は、自らの組織、労力、機械器具を用いて行うか、又は土木建設業者等の協力を得て、すみやかに行う。

イ　前記により実施困難な場合は、自衛隊派遣要請により、自衛隊の派遣を要請して行うものとする。

ウ　除去作業の実施に当たっては、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後において支障の起こらないよう配慮して行う。

3　災害救助法に基づく障害物の除去

災害救助法を適用した場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。

4　除去した障害物の保管等の場所

障害物の保管等の場所については、それぞれの実施において考慮するものとするが、おおむね、次の場所に保管、又は廃棄する。

（1）　保管の場合

除去した工作物等の保管は、町長、警察署長、又は海上保安部の事務所の長において、次のような場所に保管する。なお町長及び警察署長は、その旨を保管を始めた日から14日間公示する。

ア　再び人命、財産に被害を与えない安全な場所

イ　道路交通の障害とならない場所

ウ　盗難等の危険のない場所

エ　その他、その工作物等に対応する適当な場所

（2）　廃棄の場合

廃棄するものについては、実施者の管理（所有）に属する遊休地及び空地、その他廃棄に適当な場所

5　障害物の処分方法

町長及び警察署長が保管する工作物の処分については、前記保管者において行うものとするが、処分方法については、次により行う。

（1）　保管した工作物等が滅失し、又は破損するおそれがあるときは、その工作物を売却し、代金を保管する。

（2）　当該工作物等の保管に不相当な費用又は手数料を要すると前記保管者において認めたときはその工作物を売却し、代金を保管する。

（3）　売却の方法及び手続きは、競争入札又は随意契約により行う。

（4）　その他、他の法令等に特別の規定があるものについては、それぞれ当該法令等の規定の定めるとおり。

第29節　公共施設応急工事【各課共通】

公共施設の災害に際し、交通の確保及び公共施設の応急復旧を迅速的確に処理することによって、罹災者の民心安定を図る。

1　公共土木施設

災害によって河川、道路その他の公共土木施設が被災した場合における応急工事は、次により実施する。

（1）実施機関

ア　河川

（ア）　一級河川の直轄管理区間は国土交通省

（イ）　一級河川のうち指定区間及び二級河川は県

（ウ）　準用河川及びその他の普通河川は町

イ　道路

（ア）　一般国道指定区間は国土交通省

（イ） その他の一般国道及び県道については県
（ウ） 町道については町
ウ　砂防
砂防区域は県
エ　地すべり・急傾斜は県
オ　上水道
上水道については町
カ　地区水道
地区水道については当該地区
キ　下水道
（ア） 流域下水道施設は県
（イ） 公共下水道及び簡易排水施設は町
（２） 道路、橋梁の現況及び危険予想箇所
道路、橋梁の現況並びに危険の予想される区間は、次のとおり。
ア　本町における道路の現況は、別冊危険箇所編のとおり。
イ　主要道路の危険な箇所は、別冊危険箇所編のとおり。
ウ　主要橋梁の危険な箇所は、別冊危険箇所編のとおり
（３） 人員資機材の確保
応急工事を実施するにあたり、実施機関のみの人員、資機材で不足する場合は、人員については、本章第 23 節　労務供給及び本章第 22 節民間団体活用の定めるところによって、人員の確保を図る。
（４） 応急工事の実施
仮道工事、仮さん道工事、仮橋工事、仮締切り工事及び決壊防止等の応急工事は、緊要度考慮のうえ、次により迅速、かつ重点的に実施する。
ア　緊要度の高い交通路
被災した道路又は橋梁が唯一の交通路であり、食料及び物資等の輸送又は復旧資材の運搬等のため、早急に復旧を必要とする仮道、仮さん道及び仮橋について、交通の確保を図る。
イ　その他の交通路
被災した道路、又は橋梁が唯一の交通路でない場合には、国道、主要地方道並びに交通上特に重要と認められる県道、若しくは、町道が被災して、交通に著しい支障を及ぼし、これらの復旧に長時間を要し、かつ適当な迂回道路がないため緊急に実施しなければならない仮道工事等が必要な場合
ウ　仮締切り工事
仮締切り工事は、河川、砂防施設、又はこれらの効用をかねる道路が被災して、通常の状態における流水が侵入し、当該被災施設に隣接する一連の施設で、当該被災箇所の背後地に甚大な被害を与えているか、又はそのおそれが大きいため、緊急に仮締切り工事を実施しなければならない場合

エ　下水道、簡易排水施設

管渠については、流水機能を確保するため陥没や破壊した箇所の仮配管設置や崩壊護岸の仮復旧等を行い、処理施設、マンホールポンプについては被害の状況に応じて最小限の機能確保を図れるよう、設備機器等の仮復旧を行う。

2　農地及び農業用施設等

農地及び農業用施設等が被災し、農業生産の維持及び経営の安定に重大な支障を及ぼすもので、緊急やむをえず応急工事を実施しなければならない場合は、次により行う。

（1）　実施機関

ア　農地、農業用施設及び農林水産業協同利用施設の応急工事は、土地改良区農業協同組合、漁業協同組合の所有、又は管理に属する施設等について、それぞれの実施責任者を有する者が行うものとするが、これらの実施責任者において実施が困難な場合は、町長が行う。

イ　前記アにおいて実施不可能な場合は、県（本庁）又は県の出先機関に連絡し、適切な指導と援助を受けて実施する。

（2）　人員、資機材の確保

応急工事を実施するために必要な人員、資器材の調達については、前記1の(3)により確保するものとする。

（3）　応急工事の実施

応急工事の実施に当たっては、早期の工事完了に向け、状況に応じ、工事計画の見直しや制度の創設等に努める。

3　社会福祉施設

社会福祉施設等が被災し、応急工事を実施しなければ人命に危害を及ぼすおそれがある場合は、次により応急工事を実施する。

（1）　実施責任

生活保護施設、高齢者福祉施設、児童福祉施設、障害者支援施設及び国民健康保健施設等の応急工事は、当該施設の管理者、又は所有者が実施する。

（2）　人員、資機材の確保

応急工事を実施する場合に、当該機関のみの人員及び資機材で実施不可能なときは、前記1の（3）に準じて確保する。

4　医療衛生施設

医療衛生施設等が被災し、応急工事を実施しなければ診療が不可能なとき又は入院患者に危害を及ぼすおそれがある場合は、次により応急工事を実施する。

（1）　実施責任

ア　公的医療施設は、町又は当該施設の管理者（医療法第31条に規定する病院又は診療所）

イ　その他の医療施設当該施設の設置者又は管理者

（２）　人員、資機材の確保

応急工事を実施するために必要な人員、資機材の調達については、前記３の（２）に準じて確保する。

5　公立学校における対策

町教育委員会は、学校施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図ることができるよう、あらかじめ被災時の対応マニュアル等を整理する。

また、避難場所に学校施設を提供することにより、長期間授業を行う場として学校が使用できない場合の対応についても検討する。

（１）　被害箇所及び危険箇所の応急処理

被害箇所及び危険箇所は、早急に処理し、正常な教育活動の実施を図る。

（２）　公立学校の相互利用

授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用する。

（３）　仮設校舎の設置

校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図る。

（４）　公共施設の利用

被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育施設、その他公共施設を利用して、授業の早期再開を図る。

（５）　学校施設の復旧

学校施設の災害復旧に関する事業を活用して、早期に施設の復旧を図る。

6　その他の公共施設

多数の者が出入りする施設や災害対応において重要な役割がある施設については、管理者との連携体制の構築や、状況に応じた工法の見直し等により、早期の復旧を図る。

第 30 節　農林商工応急対策【農林振興課】

災害による農林水産業被害の拡大を防止するため次のとおり応急対策を実施する。

1　農　業

異常気象により、水稲、果樹、野菜等の農作物に被害が発生した場合、被害の拡大防止と早期復旧を図るため、県出先機関、町、農業協同組合及びその他の関係機関と連絡を密にして被害農業者に対し、応急対策及び復旧対策について指導する。

また、被災発生のおそれがある場合についても被害の未然防止対策について指導する。なお、個別の対策については、資料編のとおり。

２　林　業

異常気象により、造林地、ほだ場、苗畑等に被害が発生した場合は、その拡大防止と早期復旧を図るため、被災林業者に対し、応急措置及び復旧対策について技術等の指導を行う。また、被害の発生するおそれがある場合についても、被害の未然防止対策について指導する。これらの措置を迅速かつ確実に行うため、県出先機関、町、森林組合及びその他の関係機関と連絡を密にして当たる。なお、個別の対策については、資料編のとおり。

第31節　建築物・宅地等応急対策【企画政策課・税務課・町民課】

大規模災害による被災建築物・宅地等について、二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、石綿対策体制や、損壊家屋の解体の実施体制の整備を図る。

１　被災建築物への対応

町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

２　被災宅地への対応

町は、被災宅地危険度判定士による判定の結果、危険度が高いと判断された被災宅地について、二次災害防止対策を適切に行う。特に、大規模災害時においては、被災状況に鑑み、国及び関係機関と連携して早期の復旧に努めるとともに、各種制度の手続等について市町村間における情報共有を図る。

第５章

地震対策計画

第１節　総　則【全課共通】

１　本章の性格

本章は、平成 28 年４月に発生した平成 28 年（2016 年）熊本地震、平成７年１月に発生した阪神・淡路大震災及び平成 23 年３月に発生した東日本大震災などの大規模災害を踏まえ、本町における地震災害の防災上必要となる災害予防、災害応急対策及び災害復旧に係る諸施策について定め、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 25 年法律第 87 号。以下「南海トラフ特措法」という。）第５条第２項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進計画を包含する。

２　南海トラフ地震防災対策推進地域（平成 26 年３月 31 日内閣府告示第 21 号）

南海トラフ特措法第３条第１項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域に本町は指定（震度６弱以上）されている。

３　被害想定

第１章総則第６節被害想定（被害見積）別紙第５「人吉盆地南縁断層による震度及び被害想定（J-SHIS）」による。

第２節　被害予防

１　建築物等災害予防**【総務課・企画政策課・建設課】**

町は、熊本県公共施設整備ガイドラインに基づき、町有施設の耐震化や天井材等の非構造部材の脱落防止対策に取り組む。特に、町の防災拠点施設や避難施設（学校含む）は、地震発生後の円滑な救出・救助活動等に資するため、計画的、着実な耐震化に取り組む。また、一般建築物による災害を予防するため次の事項を重点に住民へ普及する。

（１）　家具等の転倒防止対策

町は、住宅、事務所等の建築物内の本棚、食器棚等の転倒又は棚の上の物の落下等による被害を防止するため、広報誌やパンフレットなどにより、住民に対して家具等の転倒防止の普及を行う。

（２）　落下物による危険防止

町は、建築物の屋根ふき材、外装材、つり天井、窓ガラス、看板等の飛散・落下防止方策を普及する

（３）　ブロック塀等の倒壊防止

町は、ブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機等の倒壊防止のための指導を行う。

（４）　防災知識の普及

町は、建築物の災害予防について、建築物防災週間を中心にポスター掲示、パンフレット配布等の普及活動を行う。

2　防災業務施設整備**【総務課・企画政策課】**

（１）　災害による被害を未然に防止、あるいはその被害を局限するため、水防、消防及び救助に必要な通信施設、各種機材器具等の整備や推進、防災施設の被害の予防を図る。

（２）　町役場や消防本部・署、警察署、消防団詰所等の施設は、災害時の応急対策や復旧のためのための重要拠点となるため、大規模災害時においてもその機能を維持できるよう施設のインテリアや内部配置機器などを含めた耐震化のほか、通信や生活インフラ途絶時にも機能を発揮できるよう副手段の整備に努める。特に、町役場庁舎は災害時の応急対策においての中枢的な拠点となるため、デジタル防災同報無線システム及びデジタル携帯無線をはじめとする通信系の機能を維持するほか、給水タンクや非常用電源の点検整備、浸水対策などの適時の点検により防災拠点施設としての機能を確保するとともに、継続して機能できるよう消耗品や軽易な部品、保守業者等の確保、燃料の備蓄・調達など故障等発生時の早期復旧手段の確保に努める。

3　防災知識普及**【総務課・企画政策課・消防団・自主防災組織】**

（１）　住民に対する防災知識の普及

第３章６節３項のほか、次の地震に関する防災知識の普及徹底を図る。住民等の防災意識の向上及び地区防災計画の立案促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

ア　普及の内容

（ア）　町における被害想定又は揺れやすさマップ

（イ）　過去の類似する地震における被害様相

（ウ）　地震災害対策の現状

（エ）　日頃の準備

ａ　住宅の耐震化・不燃化、ブロック塀補強等

ｂ　家具転倒防止、避難路の確認

ｃ　大きな揺れ又は緊急地震速報を感知した場合の行動（シェイクアウト）

ｄ　海沿いで大きな揺れを感じた場合の留意点

ｅ　火災防止のための準備資材、消火器の取扱い、その他初期消火方法

ｆ　止血や心肺蘇生法、ＡＥＤの取扱い

ｇ　食料や水及び生活必需品の備蓄

ｈ　非常持出品の準備

ｉ　防災避難マップ（土砂災害）の確認

ｊ　寝所位置等の確認（斜面崩壊対策等）

ｋ　防災ラジオ等の取扱い操作

ｌ　指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の確認

ｍ　緊急連絡先の確認
ｎ　家族間等による安否の確認方法
ｏ　非常持出品の準備
ｐ　避難所生活のマナーとルール
ｑ　ペットを受入れ可能な避難所、避難用品の準備
ｒ　自動車へのこまめな満タン給油、充電

（オ）　自動車運転者のとるべき措置

（カ）　建築物に関する各調査の周知

町は、地震に際して住居等の被災の程度を判定するため、建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査及び地震保険損害調査などがそれぞれに個別の目的を有していることを踏まえ、住民等にその必要性や実施時期の違いを周知するよう努める。

4　火災予防【総務課・企画政策課・消防機関】

大規模地震発生時には、火源や着火物の転倒等により、複数の地点で同時に火災が発生し、更に地震の混乱などによる消火資源の喪失、気象条件などにより広範囲に延焼し、その被害は地震そのものによる被害を大きく上回る可能性もある。このため、町又は消防機関は、消火栓や防火水槽、消火用道路及びその周辺の地震発生時の混乱防止施策を講ずるほか住民への初期消火等の重要性など、地震発生時の火災予防について徹底を図る。

（１）　出火防止、初期消火

ア　一般家庭や商業施設などに対する指導

地震発生後の速やかな消火などにより、出火率は大幅に低減するので、その旨を住民や事業者に周知するするとともに、ガスマイコンメーターの取り付け、防炎・不燃素材の使用などの生活への取入れ、消火器や消火バケツの備付を奨励する。

イ　立入検査の指導強化

各消防機関が行う立入検査においては、管内の防火対象物の実態、特に住宅密集地に所在する飲食店や油脂・可燃物保管施設を把握し、消防計画、防火管理体制、消防用設備等の維持管理について適切な指導を行う。

ウ　防火管理者及び防災管理者の指導育成強化

防火対象物の複雑化に伴い、消防機関による予防行政及び消防活動を補完する防火管理者及び防災管理者（以下「防火管理者等」という。）の役割の重要性が増加している。大規模地震時にあっても防火管理及び防災管理業務を有効に遂行できるよう、消防機関により防火管理者等への講習会の実施に努める。

エ　消防用機械・資機材の整備促進

町は、大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

オ　消防用設備及び特殊消防用設備等の維持管理の徹底

消防用設備及び特殊消防用設備等については、いつ火災が発生してもその機能が有効に発揮できるよう、消防法令で定める定期点検及び報告の徹底を図る。

（２）　火災拡大要因の除去

ア　火災危険区域の設定

地震火災が大規模な被害を生じるのは、同時多発的に発生した火災が延焼して大火となり、更に延焼するところにある。本町においては、国道２１９号線沿い、特にあさぎり駅前一帯は住居の密集に加え、飲食店や商業施設が散在し、火災の危険の大きい区域であることから、防火対策を策定するよう指導する。

イ　建物密集地域の計画的な不燃化

（ア）　避難路沿道建築物の不燃化促進

大規模火災等の発生に際して沿道への延焼を局限するため、建築物密集地域においては、不燃・難燃建材の使用を推奨する。

（イ）　防火帯（街路樹、垣根等）の整備指導

建物密集地域での延焼防止や避難者の安全を確保するために、道路整備の中で街路樹の積極的な整備計画を検討する。また、垣根等の整備については、地区住民の合意を図りながら、地区計画の決定等を通じて推進する。

ウ　市街地整備事業（土地区画整理事業等）の推進【建設課】

良好な生活環境をもつ災害に強い市街地の形成を目指して、町は、様々な市街地整備事業（土地区画整理事業等）により、災害に強いまちづくりを推進する。

エ　建築物の不燃化の促進

町は、火災による人的・物的被害を軽減するため、防災拠点施設等の不燃化を進める。また、各種説明会やパンフレットにより、密集市街地における住宅の不燃化について普及啓発を図る。

（３）　消防力の強化

ア　消防計画の整備

地震発生時の同時多発火災に備え、消防機関は、その実情に応じて災害応急活動体制がとれるよう消防計画及び消防力の整備を行う。特に消防署及び消防団詰所等の建物は、災害時に重要な拠点となるので、十分な耐震性を備えさせる。また、地震時における消火栓等の使用不能に備えて、木造家屋密集地、避難地周辺及び防災活動拠点等に計画的に耐震性貯水槽等の整備を図り、消防に必要な水利施設の確保を図る。

イ　広域応援体制の整備

町及び上球磨消防組合は、隣接市町村、隣接消防組合等との消防相互応援協定に基づき、円滑な応援体制の整備を図る。

ウ　緊急消防援助隊の充実強化

町は、消防組織法第 44 条第 1 項に規定に基づく、県及び他市町村、消防本部等から応援を受ける場合を想定した受援計画及び応援出動する場合の応援計画の充実を図る。さらに、町、上球磨消防組合等は、デジタル技術の活用による情報

収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより緊急消防援助隊の充実強化を図るとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

5　危険物等災害予防【総務課・消防機関】

町及び消防機関は、消防法及び関係法令に基づき、次のとおり危険物施設の所有者、管理者等への指導を行う。消防機関にあっては、立入検査等の機会を利用して危険物施設における防災対策を指導する。また、危険物施設の所有者及び管理者に対して、災害対策に万全を期するよう努めるよう促す。

（１）　施設の耐震化の推進

（２）　地震に関する防災教育、防災訓練の実施

（３）　自主防災体制の確立

（４）　防災資機材の整備

6　給水確保【上下水道課・総務課・町民課】

（１）　水道施設の耐震化

ア　町は、水道施設の計画的な耐震強化の推進を図るため、厚生労働省が定める水道の耐震化計画等策定指針等に沿った必要な指導、助助言並びに応急給水の確保のための措置を行うものとする。

イ　町は、具体的な目標を定めて、水道施設の耐震性の計画的な強化に努めるものとする。

ウ　町は、緊急時に応急給水用の水の確保ができるよう、貯水機能付給水管、緊急遮断弁の設置等を計画的に推進するよう努める。

エ　町は、地域住民等の大規模地震からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を講ずる。

（２）　災害時応急体制の整備

ア　町は、災害時における給水確保のための応急体制整備に関し広域的な情報収集、連絡体制の整備その他の支援を行う。

イ　町は、応急給水及び応急復旧活動に関する行動指針を作成する。

ウ　町は、災害時の情報伝達手段を整備するの調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備するものとする。

エ　町は、応急給水及び応急復旧に必要な資機材の調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。

オ　町は、消防水利の多様化促進等について平常時から関係機関との協議、調整を行う。

（３）　災害復旧訓練

町は、大規模地震発生を前提とした初動体制から災害対策本部機能確立までの総合的な訓練や水道施設等の応急復旧訓練を実施する。

（４）　重要施設に関する情報共有

町は、災害時に重要な拠点となる各庁舎や指定避難所、病院、介護や介助が必要な災害時要援護者の避難拠点など社会的に重要性が高い公共施設等についての情報共有を行い、円滑な応急給水体制を構築する。

（５） 住民による飲料水の確保

町は、水道事業者と協力し、２～３日分の飲料水の備蓄や給水装置の活用について、住民が自主的に取り組むよう啓発に努める。

（６） 飲料水以外の生活用水の確保

町は、地下水採取者の協力を得て、断水時に地域住民の生活用水を確保する体制の整備に努める。

７ 避難収容【総務課・企画政策課・生活福祉課・高齢福祉課・建設課・警察】

第３章第１１節「避難収容」による。

第３節 災害応急対策

１ 職員配置**【全課共通】**

（１） 第４章第２節３項によるほか、次のとおり。

（２） 連絡系統

ア 本町で震度５弱以上が観測またはそれ以上の地震と判断される場合、総務課長は、直ちに町長、副町長に連絡を行い、必要な指示を受けるとともに、各課長にも努めて速やかに共有する。

イ 電話回線途絶などにより連絡不能な場合、総務課長はあらゆる手段を活用し町長に連絡を確保するものとする。

（３） 組織の確立

ア 地震発生の発生に対応するための役場の体制は、別紙第１５「警戒体制への移行基準（地震）」により、関係職員は自主的に登庁するものとする。

イ 軽微な被害の場合など、総務課長は必要に応じて関係課長を招集し対応にあたらせることができる。

ウ 職員にあっては、職員本人及び家族の安否について併せて確認し、所属課長等にチャット又は電話等で連絡する。

エ 職員の配置等

第４章２節３項による。

オ 警戒体制あるいは災害対策本部設置にあたっては、被害情報の収集とそれに応ずる人命の救出救助のための必要な処置を最優先とし、それに必要な情報の共有は努めて簡潔かつ短時間に実施する。

カ 本部員会議は、本部規定によるほか、本部長の招集により開催する。

キ 災害対策本部の運営あたっては、長期化に備え、各対策本部長は、災害の状況や所要人員数、疲労度等を考慮し災害対応に支障のない範囲で、夜間や週休日における自宅待機などの柔軟な体制をとることができる。

2　地震情報伝達【**全課共通**】

（１）　町及び防災関係機関は、緊急地震速報により適切な避難行動をとれるよう、住民への確実な伝達のため、Ｊアラートと連動する告知放送や防災ラジオ、Ｌアラートと連動のあさぎりナビが確実に動作するよう定期的に点検する。その他、携帯電話会社の防災アプリの活用など、地震情報の確実な受信方法について普及する。

（２）　町は、気象庁が南海トラフ臨時情報を発表した際には、「調査中」「巨大地震注意」「巨大地震警戒」の各区分とともに、町民がとるべき防災対応準備を周知する。

（３）　予報等伝達責任者

町は、地震に関する情報の伝達を迅速かつ的確に実施するための情報伝達に関する責任者は次のとおり。

情報伝達責任者	防災担当正
	防災担当副

3　公共施設応急復旧【**建設課・上下水道課**】

公共施設等生活に密着した施設が被災した場合、町民の生活の維持に重大な支障をきたすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急復旧を図る。

（１）　道路・橋梁

ア　実施機関

（ア）　一般国道について、指定区間は国土交通省へ、指定区間外は県へ復旧を要請する。

（イ）　県道については県へ復旧を要請する。

（ウ）　町道は町が復旧を実施する。

イ　人員資機材の確保

人員資機材の整備を行うとともに、防災協力会等を通じて、使用できる建設資機材等の確保を行う。

ウ　応急工事の実施

被災者への救援救護活動はもとより、緊急物資の輸送にも支障が生じるおそれがあるため、応急工事は緊急度を考慮し、緊急輸送道路ネットワークの選定路線について、路上障害物の除去及び陥没や亀裂等の応急補修を優先的に実施し、交通機能の確保を図る。

（２）河川・砂防・地すべり・急傾斜

ア　実施機関

（ア）　河　川

ａ　一級河川について、直轄管理区間は国土交通省へ、指定区間は県へ復旧を要請する。

ｂ　二級河川については県へ復旧を要請する。

ｃ　準用河川及びその他の普通河川については、町が復旧を実施する。

（イ）　砂　防

砂防区域については、県へ復旧を要請する。

（ウ）　地すべり・急傾斜については、県へ復旧を要請する。

イ　人員資機材の確保

応急工事を実施するにあたり、実施機関のみの人員、資機材で不足する場合は、実施機関相互の融通、調達、あっせん等の手段を講じるとともに、第４章第２３節「労務供給」に定めるところによって、人員の確保を図る。

ウ　応急工事の実施

地震発生後、速やかに河川・砂防・地すべり・急傾斜の構造物の被災状況を調査し、堤防の漏水や亀裂、沈下、陥没、護岸決壊、破堤等、構造物の破損・損傷、崩壊等の有無を調査し、その対策を実施する。また、断続的に地震が発生することも予想されるため、増破や破損・損傷の拡大等についても考慮したところで、応急及び仮復旧を実施する。なお、工法については、従来の水防工法に加えて可能な限り考えられる耐震対策を施す。

（３）　上水道

ア　実施機関

上水道は町が復旧を実施する。ただし、地区水道においては当該地区が復旧を行うものとする。

イ　人員資機材の確保

応急工事を実施するにあたり、実施機関のみの人員、資機材で不足する場合には、県並びに日本水道協会の災害時支援体制の定めるところにより、確保を行う。

ウ　応急工事の実施

（ア）　管　路

給水機能を確保するため、破断・破損した管路の入れ替えや仕切弁等の浮きやズレの補修、管閉塞箇所の土砂浚渫や洗浄、管路崩壊箇所の仮復旧等を優先して行う。

（イ）　水源地、浄水場、配水池

被害の状況に応じて最小限の機能確保を行うため、設備機器等の仮復旧を行う。

（４）　下水道

ア　実施機関

（ア）　流域下水道施設については、県へ復旧を要請する。

（イ）　公共下水道及び簡易排水施設は、町が復旧する。

イ　人員資機材の確保

応急工事を実施するに当たり、実施機関のみの人員、資機材で不足する場合には、「九州・山口ブロック下水道災害時支援に関するルール」の定めるところにより確保する。

ウ　応急工事の実施

（ア）　管　渠

流水機能を確保するため、陥没や破断、破壊した管渠の入れ替え、マンホールの浮きやズレの補修、管閉塞箇所の土砂浚渫や洗浄等を優先して行う。

（イ）　処理施設、マンホールポンプ

被害の状況に応じて最小限の機能確保を行うため、設備機器等の仮復旧を行う。

（５）　交通安全施設

交通信号機、交通管制機器等の交通安全施設については、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。

４　建築物・宅地等応急対策【企画政策課・税務課】

大規模な地震により被災した建築物及び宅地について、余震等による二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定体制、被災宅地の危険度判定制度の整備を図る。

（１）　人材育成の確保

ア　講習会等の実施により、被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定に必要な人材の育成を図る。

イ　被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定の技術を習得した技術者を被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士として登録し、緊急時に備える。

（２）　応急危険度判定活動

ア　町は、県や建築関係団体等と連携し、緊急時における被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士への連絡体制及び派遣体制等判定活動の実施に必要な体制の整備を図る。

イ　町は、県に被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の派遣を要請し、県と連携して判定活動を実施する。

ウ　町は、判定士による判定の結果、危険度が高いと判断されたものについては、被災建築物等の所有者等に二次災害防止対策の指導・助言等を適切に行う。

５　南海トラフ地震臨時情報発表に伴う防災対応【全課共通・関係防災機関】

第４章「災害応急対策計画」及び本章２節、本節１～４項を準用する。

第５章

原子力発電所事故対策計画

第１節　総　則【全課共通・各防災関係機関】

１　本編の背景

平成２３年３月に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所（以下、福島原発という。）での事故では、メルトダウンにより避難を要する区域が極めて広範囲に及んだ。しかしながら本町においては、直近の原子力発電所から約８０ｋｍ離隔しており、原子力災害対策特別措置法及び指針に示される福島第一原発と同様の事故が発生した際に緊急防護措置を準備する区域とされる UPZ（概ね３０ｋｍ以内）には含まれておらず、影響はほとんどないと考えられる。しかし、原発事故が町民に与える不安は大であり、町民の不安を払拭することは町の責務である。

このため、原子力災害対策特別措置法その他関係法令の趣旨等に基づき、原子力災害対策計画を本章のとおり定める。

２　本章の目的

本章は、鹿児島県川内原発（本町から約８０ｋｍ）又は佐賀県玄海原発（同１８０ｋｍ）において、原子力災害対策特別措置法により、原発事業所の区域境界付近において政令で定める以上の放射線量が観測された場合（以下、「10 条通報」という。）あるいは原子力委員会において原子力緊急事態が発生したとの判断がなされ内閣総理大臣がその旨を宣言した場合（以下、原子力緊急事態という。）を想定して、本町に必要な対策について定める。

３　本章の性格

本章は、原子力災害対策に関する具体的な事項について定めるものであり、本章に記載のない事項については、地域防災計画の他の計画により対応する。

４　本編の見直し

現在も、国において福島原発の事故を踏まえ、原子力災害対策に関する法令や基本となる計画、ガイドラインの見直しが進められている。今後、それらの状況を注視し本章についても、必要な追補、修正等を行う。

第２節　防災活動体制【全課共通・各防災関係機関】

１　警戒体制

町は、原発事故の状況に応じた警戒体制をとる。その際の警戒体制は、第４章災害応急対策計画を準用する。

２　原子力防災等に係る専門職員等の確保

町は、国や県等が行う原子力防災に関する研修等に防災担当職員を可能な限り派遣すること等により、原子力防災に関する専門知識を備えた職員の育成に図る。

３　災害予防

（１）　情報の収集

町は、平素から原子力緊急事態等に関する報道に注意する。

（２）　住民等への情報伝達

町は、原子力緊急事態等における住民等への情報伝達が円滑に、かつ、無用な不安を与えないように実施するため、状況に応じて住民等に提供すべき情報の項目について事前に整理する。また、町は、あさぎりナビや告知放送・防災ラジオなどにより、周知が必要な情報の伝達に努める。

４　屋内退避

町は、原子力緊急事態の発生に際し、国の原子力災害対策指針の改定等により避難等の必要性が示された場合、関係機関と連携して避難体制の整備を図る。

５　住民等への知識の普及、啓発

町は、１０条通報がなされた以降は、県と協力して住民等に対する原子力防災に関する知識の普及び啓発のため、次に掲げる事項について広報活動の実施に努める。

（１）　放射性物質及び放射線の特性に関すること。
（２）　原子力発電所施設の概要に関すること。
（３）　放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
（４）　緊急時に国、県及び市町村等が講じる対策の内容に関すること。
（５）　原子力防災に関する緊急情報及び屋内退避等の指示等の伝達方法に関すること。
（６）　屋内退避及び避難等に関すること。
（７）　緊急時にとるべき行動及び避難所での行動等に関すること。
（８）　被曝した住民（おそれのある者を含む。）への人権侵害の防止に関すること。
（９）　その他原子力防災に関すること。

第３節　災害応急対策【全課共通・各防災関係機関】

１　情報の収集

町は、原子力緊急事態等の発生に際しては、県から情報収集を行う。

2　町から住民への情報伝達

町は、あさぎりナビや告知放送・防災ラジオなどのほか、必要に応じて広報車等を活用して、町民へ原発事故等の状況や、状況に応じて屋内退避等の指示等の伝達を行う。住民へ伝達する事項は、次の事項を基本とする。

（１）　事故が発生した施設名（所在地）、事故の発生日時
（２）　事故の状況と今後の予測
（３）　発電事業者における対策状況
（４）　屋内退避等が必要となる区域
（５）　県及び市町村の対策状況
（６）　対象住民等がとるべき行動
（７）　その他必要な事項

このほか、入手状況により、町及びその近傍にけるモニタリングの状況や医療活動等の応急対策活動内容、屋内退避等の指示の状況等についても住民等への情報を伝達する。また、町は、応急対策活動状況について継続的に広報する。

3　相談窓口の設置

町は、県と連携し、必要に応じて、町民等からの問い合わせに対応する相談窓口を設置する。

4　住民避難等の防護活動

町は、県、国等の指示を受け、屋内退避等の指示を住民へ伝達する。なお、原子力災害と自然災害が複合的に発生する危険がある場合、町は、県及び関係機関の意見も聞きながら、事故の状況、自然災害の状況などを総合的に案して、必要と判断した場合は、町民等へ避難等を要請する。この場合、県等と協議のうえ、次の事項について調整を行う。

（１）　屋内退避を要する区域又は避難を要する区域の決定
（２）　避難先及び避難所に係る市町村間の調整

町民等の避難は、原則として、自家用車両を利用して行う。町は、避難のための自家用車両が不足する場合は、関係機関及び民間運送事業者等に要請して避難用車両の確保に努める。また、町は、避難行動要支援者の円滑な避難誘導、移送に十分留意する。

5　健康相談及び医療の実施

町は、必要に応じて、県内の医療機関等の協力を得て、避難所等でのサーベイメータ等を用いた放射性物質の汚染検査（スクリーニング）、ふき取り等の簡易除染、安定ヨウ素剤投与及び健康相談等を実施する。

6　広域的連携

町は、避難の受入れに関する協力を行う。

第４節　災害復旧対策【全課共通・各防災関係機関】

１　風評被害等の影響軽減

町は、県と連携して原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するため、必要に応じて以下のような活動を行う。

（１）　農林畜産業等の生産物について、放射能汚染状況を調査し、その結果を公表すること。

（２）　被ばく傷病者等の処置を行った医療機関の処置室等の汚染の有無を確認し、その結果を公表すること。

（３）　県内における農林畜水産業、商工業、観光業等及び地域経済への影響を把握すること。

（４）　県産品等に対する市場や消費者の動向を把握すること。

（５）　原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために、農林漁業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行うこと。

２　住民健康相談

町は、医療機関等と連携して、避難等を行った住民及び避難者の受入れに協力した住民等の心身の健康に関する相談に応じるための体制をとる。

３　放射性物質による汚染の除去等

町は、町内においても放射性物質の除染の必要があると認められる場合は、国、県及び関係機関と連携して、放射性物質に汚染された物の除去及び除染作業を行う。

４　支援措置その他

被災者への支援措置その他必要となる事項については、原則として、第４章災害応急対策計画及び第５章地震災害対策計画を準用して対応する。

第７章

災害復旧・復興計画

第１節　災害復旧・復興の基本方向【全課共通】

町は、迅速な復旧を図りつつ、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案し原状回復を目指すか、あるいは災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかなどについて検討し、復旧・復興の基本方向を定める。特に、大規模災害の場合には、この基本方向に基づき復興計画を作成し、適切な進捗管理を行うとともに、様々な機会を捉えて情報発信を行う。

復旧・復興にあたっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場や組織に女性の参画と併せ、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

また、復旧・復興対策の推進のため、庁内の推進体制を構築した上で、必要に応じ、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるとともに、緊密な連携を図る。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用を含めて検討する。併せて、復旧・復興事業の円滑な推進を図るため、関係団体と協力・連携の上、建設関係業者の人手不足等の課題を踏まえ、必要に応じて制度の見直しを行う。

町及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。

第２節　公共土木施設災害復旧【財政課・建設課・上下水道課】

町は、被災後、早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう復興事前準備に努める。国土交通省所管に係る公共土木施設災害復旧工事は、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」（昭和 26 年法律第 97 号）に基づき、国庫負担を受け災害復旧を実施する。

１　実施機関

災害復旧の実施責任は、町及び県がそれぞれの管理に属するものにおいて実施することを原則とするが、その他法令の規定により、災害復旧の実施について責任を有するものが当該施設の復旧に当たるものとする。

２　復旧方針

公共土木施設の災害復旧方針は、各施設の原形復旧とあわせて、再度災害の発生を防止するために必要な施設の新設又は改良を行う等の事業計画を樹立するとし、これら施設の早期復旧の完成に努める。

３　対象事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第３条に規定される政令で定める公共土木施設とは、以下のとおり。

（１） 河　川

河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止めその他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸

（２） 砂防設備

砂防法第１条又は同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は、同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸

（３） 林地荒廃防止施設

山林砂防施設

（４） 地すべり防止施設

地すべり等防止法第２条第３項に規定する地すべり防止施設

（５） 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第２条第２項に規定する急傾斜地崩壊防止施設

（６） 道路

道路法第２条第１項に規定する道路

（７） 水道

水道法第３条第８項に規定する水道施設

（８） 下水道

下水道法第２条第３、４号に規定する施設

（９） 公園

都市公園法施行令第 25 条各号に掲げる施設で、都市公園法第２条第１項に規定する都市公園又は社会資本整備重点計画法施行令第２条第２号に掲げる公園若しくは緑地でその設置に要する費用の一部を国が補助するものに設けられたもの

４　財政援助

公共土木施設災害復旧事業を実施するための財政援助としては、次により措置されるものである。

（１） 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担

（２） 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率の嵩上げ

（３） 地方債の元利償還金の地方交付税算入

（４ ）地方財政法第５条第１項第４号の規定による地方債の充当

第３節　農林業施設災害復旧【農林振興課・上下水道課】

町は、農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設（以下「農地等」という。）の災害復旧にあたっては、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（昭和 25 年法律第 169 号）に基づき、国庫補助を受け復旧を実施する。

１　実施機関

農地等の災害復旧は、当該災害の規模等により実施主体を決めるものとし、一般的には町、土地改良区、農業協同組合及び森林組合等当該機関によって施行するものであるが、災害の規模が大でしかも高度な技術を要するもの等は、その実情に応じ県営事業として施行する。

２　復旧方針

農林水産施設の災害復旧方針は、第２節「公共土木施設災害復旧計画」の２「復旧方針」に準じて施行し、その他で特に本復旧事業を推進するにあたり必要な事項は次のとおり。

（１）　同法律により、国に対し災害復旧の申請を行い、早急な国の査定を要請するとともに、緊急度の高いものは応急復旧その他査定後、施行する。

（２）　前記（１）の事業を推進するため、当該災害の規模等により適切な技術職員の配置を考慮するとともに、早期復旧を図る。

（３）　農地等の復旧事業は原則として３箇年以内に完了させることとしており、復旧進度は初年度に３０％、２年度までに８０％が目安とする。

（４）　その他災害復旧の特色としては、緊急性により施越工事が認められていることから、資金計画を樹立して、早期復旧を図るものとする。

３　対象事業

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第２条に規定する農林水産業施設とは次のような施設である。

（１）　農地

耕作の目的に供される土地、田、畑及びわさび田

（２）　農業用施設

農地の利用又は保全上必要な公共的施設であって、次のものをいう。

ア　かんがい用排水施設、ため池、頭首工、揚水機

イ　農業用道路、橋梁

ウ　農地保全施設、堤防

（３） 林業用施設

林地の利用又は保全上必要な公共的施設であって、次のものをいう。

ア　林地荒廃防止施設（法令により地方公共団体又はその機関の維持管理に属するものを除く。）

イ　林　道

（４） 共同利用施設

農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会又は水産業協同組合、その他営利を目的としない法人の所有する次のものをいう。

ア　倉　庫

イ　加工施設

ウ　共同作業場及びその他の農林水産業者の共同利用に供する施設

（５） 簡易排水施設

山村振興法に基づき簡易排水施設整備事業で整備した簡易排水施設

第４節　その他の災害復旧

１　住宅災害復旧計画【企画政策課・建設課】

（１） 災害公営住宅の整備

地震、暴風雨、洪水等その他異常な自然現象により滅失した住宅の戸数が、一定の割合に達した場合には、低額所得の被災者のために国からの補助を受け、町において災害公営住宅等を整備する。

整備に当たっては、高齢者、障がい者等に配慮した仕様に努めるとともに、家庭動物との同居等についても配慮する。また、町は、災害公営住宅等の整備にあたっては被災状況に応じ、県から必要な支援を受ける。

（２） 既設公営住宅の復旧

災害（火災にあっては、地震による火災に限る）により公営住宅が滅失し又は著しく損傷した場合は、その建設、補修又は建設するための宅地の復旧に要する費用の１／２について国からの補助を受けることができる。

<table>
<tr><th></th><th colspan="2">一般災害</th><th colspan="2">激甚災害（本激）</th></tr>
<tr><th></th><th>要　件</th><th>措　置</th><th>要　件</th><th>措　置</th></tr>
<tr><td>整備</td><td>（災害公営住宅整備事業）
（公営住宅法第8条第1項第1号、第2号）
1 滅失戸数
①被災地全域で500戸以上
②1市町村で区域内の住宅戸数の1割以上
③1市町村の区域内の住宅戸数の1割以上

2 火災による滅失戸数
被災地全域で200戸以上又は1市町村全住宅の1割以上</td><td>（公営住宅法第8条第1項）
滅失戸数の3割を限度として（災害公営住宅）の建設とうに対する2/3補助標準工事費は一般に準ずる。

（同法第8条第1項）
災害公営住宅借上げに係る住宅又はその付帯施設の建設又は改良に対する2/5</td><td>（罹災者公営住宅整備事業）
（激甚法第22条）
1 滅失戸数（災害指定）
①被災全域で4,000戸以上
②　〃　　2,000戸以上、かつ、1市町村で200戸以上若しくは全住宅の1割以上
③被災全域で1,200戸以上、かつ、1市町村で400戸以上若しくは全住宅の2割以上
（激甚指定基準B）
2 滅失戸数（地域指定）
1の①～③のいずれかであり、かつ、1市町村で100戸以上または全住宅の1割以上
（激甚法施行令第41条）</td><td>滅失戸数の5割を限度として（罹災者公営住宅）の建設等に対する3/4補助
（罹災者公営住宅）の借上げに係る住宅又はその付帯施設の建設又は改良に対する2/5

※ 激甚法では災害を受けた公営住宅のことを罹災公営住宅という表現としている。</td></tr>
<tr><td>復旧</td><td>（既設公営住宅復旧事業）
（公営住宅法第8条第3条）
1 住宅の被害
1戸あたりの復旧費が11万円以上かつ、1事業主体の合計額280万円以上（事業主体が市町村の場合は190万円以上）

財務省協議による運用基準</td><td>（公営住宅法第8条第3項）
<table><tr><td></td><td colspan="2">公営住宅又は共同施設</td></tr><tr><td>被害</td><td>滅失</td><td>損傷</td></tr><tr><td>復旧</td><td>再建</td><td>補修</td></tr><tr><td></td><td colspan="2">補助率1/2</td></tr></table></td><td>（本激甚指定季節公営住宅復旧事業）
公共土木施設災害復旧事業のA.見込額
全国都道府県の市町村の当該年度標準税収入総額の約0.5%以上
B.Aの見込み額が0.2%以上、かつ、
(1)都道府県負担見込額が当該年度標準税収入の25%を超える都道府県が1以上
(2)市町村負担見込額が県内全市町村の当該年度の標準税収入総額の5%を超える都道府県が1以上

（激甚災害指定基準Ⅰ）</td><td>補助率のかさ上げ
（激甚法第3条）

※局激の場合は、別途基準あり</td></tr>
</table>

（３） 一般被災住宅の融資

一般住宅の災害復旧については、県と独立行政法人（以下、(独)という。）住宅金融支援機構が連携し、「住宅相談窓口」の開設、「復興に資する情報」の提供を行い、(独)住宅金融支援機構の災害復興融資を活用して復旧に努める。

（４） 住宅耐震化関連補助制度

町は、昭和５６年５月までの旧耐震基準及び平成１２年５月までの新耐震基準で着工された木造住宅を現行基準へ耐震強度を向上させるため、県と連携して「熊本県戸建て木造住宅耐震改修等緊急促進事業」による補助金制度の活用を推奨する。

2　公立学校施設災害復旧計画【教育課】

公立学校施設の災害復旧は、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和 28 年法律第 247 号）に基づく国庫補助事業又は単独事業としてそれぞれ次により実施する。

（１） 実施機関

公立学校施設の復旧は、県立学校にあっては知事、町立学校にあっては町長が行う。

（２） 復旧方針

公立学校施設の復旧方針は、別節「公共土木施設災害復旧計画」の復旧方針に準ずる。

（３） 対象事業

同法による学校施設で、建物、建物以外の工作物、土地及び設備

3　水道施設の復旧計画【上下水道課】

町の水道事業（以下「公営水道」という。）施設の災害復旧は、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づく国庫補助事業又は単独事業として次により実施する。なお、公営水道以外の水道事業体（以下「民営水道」という。）が行う災害復旧については、国庫補助対象外となることから、公営水道への接続を推進する。

（１） 実施機関

町（上下水道課）

（２） 復旧方針

原形復旧を基本とするが、再度の災害に対する強化を図るため、送水管・配水本管等は伸縮性や可とう性、離脱防止機能などの耐震性を有する管へ布設替えするとともに、配水タンク等の池状構造物は必要に応じて緊急遮断弁の設置や構造物の耐震性の確保に努める。

4　土砂災害復旧計画【**建設課**】

土石流、地すべり、急傾斜地崩壊（がけ崩れ）等の土砂災害が発生した箇所（小規模なものを除く）の復旧は、国庫補助事業又は県単独事業として次により実施する。

（１）　実施機関

県が実施する。

（２）　復旧方針

県と連携して再度災害の発生を防止するために必要な防止施設の新設及び改良を行うとともに、これら施設の早期完成に努める。

（３）　対象事業

砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域内において実施する砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業

5　文化財災害復旧計画【**教育課**】

文化財等の災害復旧は、必要に応じ、国庫補助事業及び県単独事業として、国、町、関係機関及び被災文化財の所有者と連携して行う。

第５節　被災中小企業振興【商工観光課】

町は、県と連携体制を構築し、中小企業が災害による被害を受けた場合、各種の必要な金融措置等を行い、これら被災中小企業者の経営の安定を図ることを目的とする。災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できるよう、あらかじめ商工会等と連携体制を構築し、体制の整備に努める。

１　災害復興資金融資

被災中小企業者に対する長期かつ低利の融資制度の創設等を行い、経営の安定と早期復興を図る。

２　償還の延期等

各金融機関に対し、被災中小企業者に係る既往貸付金について償還期間の延長等の要請を行う。

３　信用補完制度の充実

金融ベースにのりにくい被災中小企業者の金融を円滑にするため、熊本県信用保証協会に対して損失補償をするなどの措置をする。

4　その他

町は、県と連携して上記措置の他にも種々の融資制度を設け被災中小企業者の利便を図る。なお、政府系金融機関の融資要領は資料編のとおり。また、金融支援の他、被災状況を鑑み、各種制度の活用や相談会の実施、被災企業の人材や受注機会の確保、商品力強化、国内外への情報発信等、必要な支援措置について国や県及び関係機関と連携して取り組む。

第６節　被災農林業の経営安定【農林振興課】

町は、県と連携体制を構築して被災した農林業者等が今後の経営に支障を来さないよう、必要な資金を円滑に融通するとともに、災害の状況等により借り入れた資金の金利負担軽減措置等を講じる。

1　天災害資金

天災による被害農林業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の発動を受け、被災した農林業者等に対し、経営資金などの融資を円滑に行う。

2　農業近代化資金及び漁業近代化資金

被災した農業者及び漁業者に対し、施設・機械の復旧等に必要な設備資金を融資する。

3　日本政策金融公庫資金

被災した農林業者等に対し、施設・機械の復旧等に必要な設備資金及び経営の再建等に必要な運転資金を融資する。

4　償還条件の緩和

既存借入金の償還が困難な場合は償還条件の緩和等を行う。

5　災害対策のための金融支援

被害の状況等により、金利や債務保証料の負担軽減等の金融支援を措置する。

6　その他

１から５の支援は、国、県、町、融資機関及び関係機関が連携して実施する。なお、２、３、４の概要は、資料編のとおり。

第７節　被災者自立支援対策

大規模な災害発生時は、多くの人々が被災し、住宅や家財の喪失や経済的困窮、あるいは生命の危機に瀕して地域社会が混乱に陥る可能性がある。こうした災害時の人心の安定に資するため、被災者の自立支援のための措置を講じる。

１　被災者に対する生活支援等【生活福祉課】

町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、その見守りや生活支援、相談対応等のきめ細やかな被災者支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

２　被災者に対する生活相談【生活福祉課】

町は、被災者の生活相談に対応するため、手引書の作成や必要に応じて、生活困窮者自立相談支援窓口における相談支援を強化するとともに、ケースワーカー等の専門相談員を被災地に派遣し、各種福祉相談に応じて被災者の自立安定を図る。また、消費生活に対する相談についても、各種震災支援策等の情報を収集・整理し、職員と消費生活相談員が共有して、被災者からの相談に対応するとともに、休日・夜間開設の相談態勢を速やかに確立する。このほか、消費生活相談を総合支援窓口に取り込み、優先的に相談を実施するよう努める。

３　罹災証明書の交付のための体制確立【税務課・企画政策課】

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査して被災者に罹災証明書を交付する。なお、被害の調査等にあたっては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」及び「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」を参考とする。また、町は、被災建築物応急危険度判定制度と被災宅地危険度判定制度及び罹災証明書発行に関する住家被害認定制度の目的等の違いについて十分に住民に周知する。

	被災建築物応急危険度判定	被災宅地危険度判定	住家被害認定
実施目的	余震等による二次災害の防止	宅地の崩壊危険度等を判定し結果を表示	住家に係る罹災証明書の交付
実施主体	市町村（県等が支援）	市町村、県	市町村
調査員	応急危険度判定士（行政又は民間の建築士等）	被災宅地危険度判定士（認定登録者）	主に行政職員（罹災証明書交付は行政職員のみ）
判定内容	当面の使用の可否	宅地の被害状況を把握し二次災害を軽減・防止	住家の損害割合（経済的被害の割合）の算出
判定結果	危険・要注意・調査済	危険・要注意・調査済	全壊・大規模半壊等
判定結果の表示	建物に判定結果を示したステッカーを貼付	見えやすい場所に判定結果ステッカーを貼付	罹災証明書に判定結果を記載

4　被災者台帳の作成等**【住民課・生活福祉課】**

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にＤＸを活用するよう積極的に検討する。

5　生活困窮者に対する生活保護の緊急適用**【生活福祉課】**

通常の生活保護の取り扱いは個人の申請によるが、災害時に要援護者が急迫した状況にあるときは職権で保護を開始し、要保護性の調査については開始後に行うものとする。

6　被災者自立支援対策の充実に向けた平時の取組み等**【税務課・企画政策課】**

町は、災害時に被災者自立支援対策が遅滞なく行われるよう、平時から住家被害の調査や罹災証明書の交付のための人材育成、他の自治体や民間団体との応援協定の締結、受援体制の構築等を計画的に進め、業務実施体制の整備・充実に努める。また、町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当課と応急危険度判定担当課とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。併せて、当該業務を支援するＤＸの活用を積極的に検討する。町は、県が実施する市町村担当者向け研修機会に担当者を参加させ、体制強化を図る。

7　義えん金・救援物資募集配分計画**【高齢福祉課】**

（１）　募集要領

町は、文書をもって一般住民からの応募を集い、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、周知を図る。

（２）義えん金・救援物資の保管及び分配

ア　義えん金の取り扱い

町は、個人又は会社、団体等から町長に送付された被災者に対する義えん金は、本庁においてこれを受領し、町歳入歳出外現金として厳重に保管するとともに、義えん金受付整理簿（様式は別途定める。）を整備して、被災者に配分する。なお、配分方法については、義えん金配分委員会（災害の状況等によって、その都度関係課長等をもって設置する。）においてこれを決定する。

イ　救援物資の取り扱い

町は、小口・混載の物資は原則受け入れないなど、救援物資の受入れに係る取扱いを決定し、ホームページやパブリシティによる情報発信を行う。

また、企業又は団体等からの救援物資は、随時、町民からの要請とのマッチングを行い、当該物資を必要とする被災者に速やかに届けられるよう必要な調整を行う。なお、個人又は会社、団体等から町長に送付された被災者に対する救援

物資は、本庁においてこれを受領し、厳重に保管するとともに、救援物資受付整理簿（様式は別途定める。）を整備して、速やかに関係区長等を通じて、被災者に配分するものとする。

8　生業及び復旧資金等支給・貸与計画**【生活福祉課】**

町は、次に掲げる資金等の支給・貸与を速やかに実施できる様に県に対しあらかじめ手続きを確認しておく。また、ホームページや広報誌などを活用し、被災者に対する制度の周知に努める。

（1）　災害弔慰金の支給
（2）　災害見舞金の支給
（3）　災害援護資金の貸付
（4）　母子父子寡婦福祉資金の貸付
（5）　生活福祉資金の貸付
（6）　被災者生活再建支援金の支給

なお、制度の詳細については、資料編第６・１及び２のとおり。

9　被災者の自立支援に資する情報の提供**【生活福祉課】**

町は、別に定めるもののほか、各種制度における減免措置などの被災者の自立支援に資する情報をとりまとめ、県と連携の上、ホームページや広報誌などを活用し、被災者に対する制度の周知に努める　。

第８節　雇用機会確保【生活福祉課、商工観光課】

1　計画の方針

町は、災害による被災町民が、速やかに再起できるよう、被災者に対する就職斡旋及び職業訓練対策を定め、被災者の生活の安定確保を図る。

2　実施計画

（1）　災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、町の被災状況を勘案の上、県内各公共職業安定所と緊密に連携して離職者の発生状況、求人求職の動向等の情報の通知を速やかに把握するとともに、他市町村との連絡調整、離職者の早期再就職への斡旋及び職業訓練の受講勧奨に努め、その雇用の安定を図る。

（2）　離職者の早期再就職を促進するため、公共職業安定所の長を通じ、次の措置をとる。

ア　被災者のための臨時職業相談窓口の設置

イ　公共職業安定所に出頭することが困難な場合における臨時職業相談所の巡回職業相談の実施

ウ　職業訓練受講、職業転換給付金制度活用等の指導強化

エ　被災離職者の職業訓練（委託訓練を含む）の実施

第９節　復興計画【全課共通】

大規模災害により地域の社会経済活動に甚大な障害が生じた場合において、被災地域の再建は、都市構造や産業基盤の改変を要し、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これらを進めるにあたっては地域住民等の合意形成や関係機関との調整を図りながら復興を進めることが必要となる。

万が一、町が特定大規模災害等により大きな被害を受けた場合に備え、町は、「大規模災害からの復興に関する法律」等に基づき、国又は県の復興基本方針等に則りつつ災害に強く更なる発展を目指すため、住民等の合意を形成した市街地開発や土地改良事業、住宅地区改良事業等を進める復興計画を確立するとともにその速やか実行に努め、あさぎり町の復興を図る。この際、必要な場合は県又は関係地方行政機関対して職員の派遣を要請する。